

令和3年度 林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
生産国リスク情報活用に向けた調査

報告書

上巻

(合法性確認の手引きの作成等)

令和5年3月

林野庁

令和3年度 林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち
生産国リスク情報活用に向けた調査報告書
上巻（合法性確認の手引きの作成等）

目次

1	事業概要	1
1-1	事業の目的	1
1-2	事業実施体制	1
1-3	実施内容	1
2	合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成及びリスク評価に活用可能な統計情報や NGO等の調査結果のリスト化	6
2-1	合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成	6
2-2	リスク評価に活用可能な統計情報やNGO等の調査結果のリスト化	11
3	合法性確認の仮想実施	13
3-1	仮想実施の目的	13
3-2	仮想事例の作成手順	13
3-3	仮想事例の解説	13
3-4	まとめ	14
4	事業者向け報告会の企画、開催	16
4-1	報告会の概要	16
4-2	参加者からの質問事項	16
	巻末資料	20
1	クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き	
2	リスク評価関連情報提供サイトのリスト	
3	合法性確認の仮想事例	
4	事業者向け報告会の発表資料	

1 事業概要

1-1 事業の目的

TPP 協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されるとともに、日 EU・EPA の「貿易と持続可能な開発章」においても、各国が違法伐採及び関連する貿易への対処に貢献することが規定されている。これらに対応するために、我が国の違法伐採木材への対策として平成 29 年 5 月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」。以下「クリーンウッド法」という。）を着実に運用していく必要がある。

本事業は、林野庁ホームページ「クリーンウッド・ナビ」に掲載されている生産国リスク情報を、木材関連事業者等の利用者がより活用しやすくするための検討及び情報の整理を行うことを目的とした。具体的には、①リスク情報に基づく基本的な合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成、②リスク評価に活用可能な統計情報や NGO 等の調査結果のリスト化、③米国等における先進事例調査の実施、④「クリーンウッド・ナビ」に掲載されている情報の整理を行った。

これらの活動のうち、①及び②については、報告書 上巻（合法性確認の手引きの作成等）に、③については、報告書 下巻（先進事例調査）に取りまとめた。

1-2 事業実施体制

本事業は、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）が受託し調査等を実施した。事業従事者は表 1.1 のとおりである。

表 1.1 事業従事者

氏名	所属・役職
山ノ下麻木乃 （事業責任者）	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 ジョイント・プログラムディレクター
鮫島弘光	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 リサーチマネージャー
藤崎泰治	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 リサーチマネージャー
梅宮知佐	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域／気候変動とエネルギー領域 リサーチマネージャー
山下一宏	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 研究員
角島小枝子	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 アシスタント

1-3 実施内容

1-3-1 調査委員会の設置、開催

学識経験者、業界団体等からなる 1-3-2 から 1-3-4 の調査方針及び調査結果への助言、評価の

ための調査委員会を設置した。調査委員会は、事業実施期間中3回開催した（表 1.2）。調査委員会の構成員（表 1.3）は林野庁担当職員と受託者が協議の上で決定した。

表 1.2 調査委員会の開催

	日時	議事
第1回	2022年6月4日 10-12時	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業概要の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業概要 ・ DD手引きの作成 ・ DD仮想実施とリスク評価関連情報リスト化 ・ 先進事例追加調査 ● その他の事業内容
第2回	2022年11月18日 13-15時	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業進捗状況報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例追加調査(①米国 ②英国 ③オーストラリア ④EU ⑤ドイツ) ・ DD手引きの作成 ・ リスク評価関連情報リスト化とDD仮想実施 ● 今後のスケジュール等
第3回	2023年2月20日 10-12時	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業進捗状況報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例追加調査(①米国 ②英国 ③オーストラリア ④EU ⑤ドイツ) ・ DD手引きの作成とリスク評価関連情報リスト化 ・ DD仮想実施 ● 報告会について

表 1.3 調査委員会構成員

	氏名	所属・役職
学識 経験者	立花敏	国立大学法人筑波大学 生命環境系准教授
	岩永青史	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院 生命農学研究科准教授
業界 団体	岡田清隆	日本木材輸入協会 専務理事
	尾方伸次	公益財団法人日本合板検査会 専務理事
	加藤正彦	一般社団法人全国木材組合連合会 企画部長
NGO	相馬真紀子	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン) 森林・野生生物室 森林グループ長

1-3-2 合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成

クリーンウッド法において、木材関連事業者はリスクに基づき合法性確認（デュー・デリジェンス、以下、「DD」という。）を行うことが必要であるが、そのための基本的な手引きの作成を行った。当初、仕様書の指示は、「クリーンウッド法の対象となる木材等（以下「木材等」という。）の合法性確認の手法は、原産国や加工状態、流通経路等によって大きく異なるが、本事業では同法

施行規則で定める第一種木材関連事業者が行うべき合法性確認のうち、①国産丸太、②輸入丸太及び製材、③その他合板等受託者の提案による輸入物品（1～2種類を想定）について行うものとする。」であったが、その後、林野庁担当職員と事業受託者が協議した結果、DD 実施において活用する書類等は製品ごとに異なる一方、DD の手法そのものは製品を通じて共通であるという考えとなった。なお、手引きは様々な木材関連事業者が利用することを想定し、基本的かつ汎用性の高いものとした。

合法性確認の手引き（以下、「DD 手引き」という。）の作成とリスク評価に活用可能な統計情報や国際機関・NGO 等の調査結果のリスト化、DD の仮想実施（上巻第2章、第3章）にあたっては、「デュー・デリジェンス手引きワーキンググループ（以下、「DD 手引き WG」という。）」を設置した。構成員は林野庁担当職員と受託者が協議の上で決定した（表 1.4）。DD 手引き WG は、6 回開催した（表 1.5）。

表 1.4 DD 手引き WG 構成員

氏名	所属
内田敏博	北海道木材産業協同組合連合会
岡田清隆	日本木材輸入協会
御田成顕	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所
金井誠	日本合板商業組合
中村有紀	Preferred by Nature
森田一行	木材流通専門家
柳澤衛	一般社団法人日本ガス機器検査協会

表 1.5 DD 手引き WG の開催

	日時	議事
第 1 回	2022 年 7 月 5 日 10-12 時	<ul style="list-style-type: none"> ● 概要説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の説明 ・ DD 手引きの概要説明 ・ DD 手引きの構成案
第 2 回	2022 年 8 月 22 日 13-15 時	<ul style="list-style-type: none"> ● DD 手引き（ドラフト）概要の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ フロー図 ・ 各手順における確認シート
第 3 回	2022 年 10 月 4 日 15-17 時	<ul style="list-style-type: none"> ● DD 手引きの検討 ● フローチャート案説明
第 4 回	2022 年 11 月 10 日 15-17 時	<ul style="list-style-type: none"> ● DD 手引き（案）の検討 ● チェックリストの検討
第 5 回	2022 年 12 月 12 日 15-17 時	<ul style="list-style-type: none"> ● DD 手引き（案）の検討 ● チェックリストの検討 ● 仮想実施の検討
第 6 回	2022 年 2 月 6 日 13-15 時	<ul style="list-style-type: none"> ● DD 手引き（案）の検討 ● チェックリストの検討 ● 仮想実施の検討

1-3-3 リスク評価に活用可能な統計情報や NGO 等の調査結果のリスト化

リスクに基づき DD を行うためには、リスクの評価が必要となる。このため、リスク評価に活用可能な統計情報や国際機関・NGO 等の調査結果のリスト化を行った。また、木材関連事業者がリストを活用して DD を行う際の参考とするために、上巻第 2 章の DD 手引きを踏まえつつ、上述したリストを活用し、第一種木材関連事業者が行う輸入木材等の DD を仮想的に実施（以下、「仮想実施」という。）し、事例として取りまとめた（上巻第 3 章）。仮想実施は、林野庁担当職員と受託者の協議の上、5 事例を選定した。1-3-2 と 1-3-3、1-3-5 を効率的・効果的に実施するために、調査内容・手法等の専門的な知見を有している認定 NPO 法人 国際環境 NGO FoE Japan に再委託を行った。

1-3-4 先進事例追加調査

違法伐採対策の関連法令が整備されている国・地域の違法伐採リスク低減に係る先進事例の情報を収集・分析した。林野庁担当職員と受託者の協議の上調査対象国は、アメリカ合衆国、オーストラリア、EU、英国、ドイツ連邦共和国の 5 か国とした。これらの国は過年度に調査が実施されたことがあったため、その調査結果を踏まえ、追加的な内容について調査を行った。調査内容は次のとおりである。

- 木材の流通等に関する法令等調査
 - ・ 合法木材の流通（違法伐採木材の流通抑止）に関する法令等の概要及び執行状況
 - ・ 森林の伐採に関する法令等の概要
 - ・ 森林の伐採の合法性が確認できる書類の事例及びその発行条件
 - ・ その他の木材の流通段階における法令の有無及び執行状況の事例
 - ・ 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令及び執行状況の事例
- 違法伐採木材リスク低減に関する事例調査
 - ・ リスク低減に関する国等の取組の実施状況の概要
 - ・ 木材関連事業者や業界団体によるリスク低減措置に関する事例

文献調査に加え、英国、ドイツ連邦共和国については、現地調査を実施した。アメリカ合衆国、オーストラリア、EU については、オンラインやメールでインタビュー等を実施した。

1-3-5 事業者向け報告会の企画、開催

本事業において得られた情報について、事業者向け報告会をオンラインで2023年3月3日に開催した(表1.6)。参加申込者は321名、出席者は258名であった。

表 1.6 事業者向け報告会概要

タイトル	林野庁委託事業成果報告会 クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引き：リスクベースで考える木材のデュー・デリジェンス
日時	2023年3月3日14-16時
プログラム	<ul style="list-style-type: none">• 開会挨拶：林野庁 小島 裕章 木材利用課長• クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引きの概要説明：IGES 鮫島 弘光 リサーチマネージャー• 合法性確認の仮想実施事例紹介：FoE Japan 佐々木 勝教 森林チームリーダー• 質疑応答

1-3-6 「クリーンウッド・ナビ」の記載情報の整理及びコンテンツ作成

1-3-2 から 1-3-4 を踏まえ、その情報を追加するだけでなく、既存の情報の再整理を行うことに留意して、「クリーンウッド・ナビ」の掲載情報を木材関連事業者がリスクに基づく DD を行う際に利用しやすい形式に整理した。この整理に基づき、「クリーンウッド・ナビ」の整理を行うためのコンテンツの作成を行った。

2 合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成及びリスク評価に活用可能な統計情報や NGO 等の調査結果のリスト化

2-1 合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成

2-1-1 合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成方針

DD 手引きは【はじめに／本手引きの目的】、【解説編】、【実践編】という 3 部構成で作成した。【はじめに／本手引きの目的】では本手引き作成の背景、【解説編】では違法伐採問題を取り巻く状況や木材等の合法性確認（デュー・デリジェンス）の意義を解説した。【実践編】ではそれらを踏まえたうえで、チェックリストを用いた合法性確認（デュー・デリジェンス）の具体的な手順を示した。

※DD 手引きは巻末資料 1 に掲載

2-1-2 調査委員会や DD 手引き WG において示された論点

2-1-2-1 主な論点と対処方針

1-2-1、1-3-2 のとおり、DD 手引きの作成に当たっては、調査委員会（全 3 回）やワーキンググループ（全 6 回）で指摘された意見を参考にした。調査委員会等で示された主な論点と、それらに対する対処方針は表 2.1 のとおり。

表 2.1 調査委員会等での主な論点と対処方針

主な論点	対処方針
○ DD 手引き全体について	
<ul style="list-style-type: none"> クリーンウッド法が必要になった理由等を説明すべき。 リスクベースアプローチについて理解できるように分かりやすく示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「解説編」を作り、制度の背景や手法の考え方等を示すこととした。
<ul style="list-style-type: none"> 素人向けに取り組みやすいものとすべき。 合法と判断できるまでの手順を示すべき。 フローチャートやチェックリストを提示すべき。 EUTR をベースにすればよいのではないか。 DD をより高いレベルに持っていくというやり方は、今やるべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 初めて取り組む事業者にも分かりやすいものとなるよう、DD の手順やフローチャート等を示すこととした。 収集する書類やリスク評価項目等をチェックリストにまとめることとした。 本手引きはモデル的なものと位置づけ、個々の業界、事業者が必要に応じて修正して使用するものとした。
<ul style="list-style-type: none"> 幾つチェックできればよいなど、以降のプロセスをやらなくてよいポイントを示すべき。 DD 作業を定量化（点数化）するのはどうか。 何点なら合格（合法と判断）というような判断の目安があるべき。 最後の判断は事業者しかできない。DD 手引きでその基準を示すとすると、完璧なものしか認められなくなってしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> チェックリスト 2 の各項目の「低リスク評価寄与度」を 3 段階で設定し、評価寄与度が大きい上位の項目にチェックできれば、下位の項目は省略可能と整理した。 本手引きでは、DD 作業の点数化や最終的に合法と判断する目安等は示さないこととした。 他方、個別項目について、「このような場合はリスクが低いと考えられる」という例を示すこととした。

<ul style="list-style-type: none"> どこまで確認を求めるなど細かい基準の議論を進めるのは終わらない作業なので避けるべき。 国レベルのガイドラインでそこまでやる国はない。スコア化は業界団体レベルで出すのが一般的。 どうしても分からないものについてのみ、利用者には代替材などの選択を促すようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> また、「仮想実施事例（上巻 3 章参照）」が、事業者の判断の参考となるよう整理することとした。 合法性が確認できなかったと判断した場合の措置について記載することとした。
○ 手順 1、チェックリスト 1 について	
<ul style="list-style-type: none"> 森林認証について、手順 3 ではなく、早い段階の情報として認めるべきではないか。 森林認証は補助的・補完的なもの考える。 認証は合法性を証明するものではなく、認証の要件に合致した森林管理や木材流通を行うことを約束していくことを示すものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林認証等の情報は「補足情報」と整理し、手順 1 で他の合法性に係る情報とともに収集することが効率的、と示すこととした。
○ 手順 2、チェックリスト 2 について	
<ul style="list-style-type: none"> 森林認証は、木材の合法性の証明と、認証を持っている会社であることを示すという二つの役割がある。 商品名は樹種名とは認められない。 個別の樹種名が特定できなくても、総称から違法伐採リスクが低いことが確認できればよいのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 「認証材であること」と「事業者が認証を取得していること」を別の項目として整理することとした。 樹種名について「範囲が明確な総称」を把握していることを評価する項目を設定することとした。

2-1-2-2 個別意見

調査委員会委員等の個別意見を抜粋し、論点ごとに整理した。この際、委員会の開催順や発言順等の時系列には必ずしも従わず、論理的整合性がつくように並べた。

調＝調査委員会、WG＝ワーキンググループ、数字はそれぞれ第何回かを表す。

1) 解説編について

- なぜ CW 法が必要であったかを、世界の潮流のなかに含めては。また、なぜ 2006 年林野庁ガイドラインでは不十分で CW 法が必要になったのかの説明を入れるべき。【WG 4】
- 考え方やツールの使い方を説明することが重要【調 1】
- DD のアプローチはリスクベースでという考え方はよい。より具体的に提示してほしい。【調 1】
- 現行 CW 法の方向性はリスクベースとなっている。【WG 1】
- 見る方が木材に精通していればよいが、リスクベースアプローチが出てきたときに理解できるのか？精通していない人にも分かりやすく書くべき。【WG 4】

2) 実務編について

(1) 概要について

- 事業者の理解度、実際の組織的な体制は多様であり、どのようなユーザーを対象とするのかを明確にするのは重要【調1】
- 一般の中小企業がやるとなったら、何も分からないなかでやらなければならない。【WG2】
- 膨大な作業をやって下さいでは無理。素人向けに、やりやすいように、何でやらないといけないのかの説明も含めて作成すべき。【WG2】
- わかりやすく、汎用性が高く、現場の人がその場で使えるようなものにしていただきたい。チェックリスト・フローチャートなどで、Yes・Noで回答できるようなものであると現場の人が使いやすい【調1】
- チェックリスト等が提示できれば、各組織で使えるようになり、指針にもなる。【調1】
- 今回の手引きは、事業者がチェックしやすくする手助けであり、他の人が評価するためのものではない。これまで手を付けられなかった人が、リストの順番に従うとここまで出来たと分かるものにすべき。【WG2】
- 違法材であるの可能性を100%排除できているわけではないが、合法であると判断できる手順を示す。【WG2】
- 基本的にこのようなチェックリストは事業者がこれまで5年間待ち望んでいたものではあり、この手引きを出すことは評価。【調2】

(2) 確認を求める合法性の要件について

- EUTRの5項目を取り入れて、準ずる法律を確認する範囲とすればいいのではないか。→ EUTRをベースに考えるのはおかしい。【WG1】
- 持続可能性はひとまず置いておく。この機会に乗じて、DDをより高いレベルに持っていくというやり方は、今やるべきではない。【WG1】

(3) 合法性確認のタイミングについて

- 本来は発注や契約の前に合法性の確認をすべき。商品が届く段階では遅い。どこでも話題にならないが、本事業ではその発想を含めてほしい。【WG1】

(4) 手引きにおいて合法性判断の基準を設定すべきか否かについて

- どれくらいの項目にチェックできたら合法性を確認したと判断できるかに、利用者からは質問が集中するのではないか？チェックシートの最後の欄で確認したかどうかの「適否判断」をする形だが、多くは判断が微妙なケースで、人によりむらが出るように思う。【WG4】
- 完璧でなくとも、80点ならOKというような判断基準を示してほしい。【WG1】
- チェックリストの最後の部分で各自が判断するのであれば、それまでのDD作業を定量化(点数化)するのはどうか？真剣にDDをやっても、真面目な事業者ほど、最終判断できずに苦しまないか？実際のその商売をやる人が最終判断するとなると、余りにもDDが恣意的になりすぎて、確認するという結果ありきで、公正さが得られないのではないか？事業者に任せるにしても、目安があるべき。点数を上げるために何かをやるといったインセンティブが

働かない。少なくとも、その商売の担当者自らが独りで、DD を行い、確認判断すると言うのは拙い気がする。【WG4】

- インボイス情報以外、何も分からないというケースは、判断できないというケースとして例示すべき。結局はDDでどれだけ先方より聞き出せるか？ 第三者への説明責任を果たせるぐらいにDue Careは可能な限り行った。その結果、腹落ちしたという確信が持てれば、「確認」と見做すべきだろう。【WG6】
- 手順3に行かないようにするフィルタリングは、きめ細かくできればよい。
 - 例：(前提として貿易制裁ない)
 - FLEGT材/CITES材でない
 - →認証材でない
 - →CPI低い
 - →樹種リスク高い※
 - →混合リスク高い※
 - …いずれかの段階で該当しない場合にリスク評価は不要
 - …※は該当した段階でリスク評価が必要
 - 上記が手順2の上段(前段)にあればよい。こういう方法もあると提案。【WG3】
- 最後のYes/No判断は事業者しかできない、しかしその判断の説明責任は持てるようにしてください、としか言えない。つまり出来るのはツールづくりで、こういった書類を集めてくださいなどの具体的な作業の内容。その結果これだったらOKか否かは各社の判断に任せられる。DDマニュアルでは言えない。DDマニュアルでその基準を示すことになると、その場合は完璧なものしかダメになってしまう。【WG1】
- どこまで確認を求めるなど細かい基準の議論を進めるのは終わらない作業なので避けるべき。【WG1】
- 先進事例調査でも、国レベルのガイドラインでそこまでやる国はない。やはり事業者判断。スコア化は、業界団体レベルで出すのがドイツも含め一般的なので、国でやることは難しいのでは。【WG4】
- どのような判断をしたかを、各社が示すようにすべきという点も盛り込むべき【調3】
- 実際に当該商品を扱う担当者自身のみがこの作業を行うより、同じ社内でも管理部門とか、より立場が中立的な人が行う方がよい。或いは、社内の調達委員会のような営業部と管理部門が一緒になったような組織で、機関決定出来るような工夫があってもいい。【WG4】
- どうしても分からないものについてのみ、利用者には代替材などの選択を促すようにしてほしい。(若しくは、一定期間後に取り扱いを止める)【WG2】

(5) チェックリスト全般について

- リスクは偏在している。リスクがどこにあるのか？何をもってリスクが高いのかを、事業者が分かるように明示すべき。【WG2】
- 幾つチェックできればよいなど、それ以降のプロセスをやらなくてよいポイントを示すべき。【WG3】
- 一発合格リスト、一発アウトリスト等、離脱リストを整理できると、効率的に無視できるリスクがわかり、追加的な措置がわかるのか、そういったものが必要。【WG3】

(6) 手順1、チェックリスト1について

- 最初に集めるべき情報のフォーマットがないのが問題。そこを一階部分でしっかり作るべき。
【WG1】
- ア～オの情報は必ず収集できる。インボイス等書かれている。【WG3】
- 手順1で、事業者はカ書類がほとんど入手できなくて困っている。しっかりとした「証明する書類」がない。ア～オは入手可能だが、丸太の所有者まで遡れないという現状もある。カ)についてはないのが99%。【WG3】
- 認証であれば先進国中心でかなりある。カ)に相当するものとして第三者認証を入れて、あるのであればその書類を収集するとしてはどうか。【WG3】
- 書類以外の情報も含めて評価すべきではないか。総合的に評価するための情報の一つとしてはどうか? 【WG3】
- 手順3で森林認証を出すのではなく、早い段階(手順1のカ)として認めるべきではないか。
【WG3】
- 認証もV-Leagalも評価できそうなものはすべて含めては? 手順2は、幅を持たせて、十分不十分をチェックリストで判断できるようにしてはどうか。評価の足しになるものなら、どんなの情報でも拾い上げるべき。【WG3】
- 森林認証自体は、手順1のカ)とは違うと理解。認証があってもV-Leagalが入手はできないので、認証は、ア～カの情報の補助的・補完的なもの考える。【WG3】
- ア～カを補填する書類として認証を位置づけるのが原則。認証は合法性を証明するものではなく、別のものである。【WG3】
- 「キ」を追加して、それ以外の情報も加えてはどうか? 【WG3】

(7) 手順2、チェックリスト2について

- 森林認証を取得していても、合法性が担保されているかは、別建てにしてフローチャートを整備すべき。【WG2】
- 森林認証は二つの役割がある。合法性の証明であれば手順1だが、認証を持っている会社という意味であれば手順3で信頼性を図るのも可能か。【WG3】
- 認証は組織に与えられている。与信を高めるためもある。DDでの製品のリスク評価であれば、組織の認証取得ではなく、認証材であるのかどうかの方が、意味がある。【WG3】
- 「認証材」でもフェイクがあり得るという問題は別のところで解決すべき問題だと考えます。【WG3】
- 情報提供に関する事項を、取引相手との契約書に含めることが「極めて有効」とであると説明しても良いと思う。【WG3】
- リスクの高低は主に、原産国と樹種によるものである。【WG2】
- 樹種名、取引される商品名は、別々に記載するようにはどうか? 【WG2】
- 「インドネシアン・ハードウッドプライウッド」などは、樹種名ではなく商品名なので認められない。このようなものについては調達先に樹種名を確認すべき。【WG4】
- 樹種名に拘るなら、インボイスに記載した情報では不十分。SPFでも、S(スプルー)なのかP(パイン)、F(ファー)なのか分からない。しかし、どの種であったとしても違法伐採リスクが低い名称の場合は、どの樹種か特定できなくてもよいのではないか? 【WG4】
- 近年、土地利用転換の文脈で、天然林を転換した人工林由来のリスクもあるのではないか?

それをどうここに盛り込むか？ 【WG5】

- 人工林については、人工林=安心ではない可能性は理解している。EUDR 的には人工林でなくてはアウトとなることもあるので、合法性のリスクの提言としては、中程度とすべきではないか。クリーンウッド法では、このチェックが入らなくても違法とはならないので留意すべきであり、本文でしっかり説明すべき。【WG5】

(8) 手順3について

- 手順3のチェックリストは、手順2の振り分け次第。一発OKと一発×の間に落ちたものの枝を、手順3では辿ることになる。【WG3】
- 手順3が分水嶺となる。現地に実地検分へ赴き、自分の目で見、話を聞いてきたという事実が要る。【WG3】

(9) DD 手引き作成後の運用について

- PDCA を踏まえて、わが国の違法伐採対策を充実させることが重要と考える。【調3】
- 次の段階でもよいが、判断の結果の報告だけではなく、各事業者が適切にこの作業を行っているかをチェックすることが重要。【調2】
- 5~10年くらいやらないと根付かない部分もある。監査も、法律に適合しているかどうかだけではなく、自ら決めて内部統制できているかどうかの経験が重要。【WG4】
- 実際に使う場合、使ってからでないと見えない部分もあるので、どうアップデートにつなげるかが重要。また、内部監査も行うことになるが、どういう書類があればよしとするかについては、担当する人によって違いも生まれるので、このような客観的な資料も重要となるが、内部で教育する機会がなければ運用は難しいと感じる。【調3】
- DD を誰がやればよいかではなく、川上からエンドユーザーまでのつながりがあってこそ精度も上がり、認識も変わる【WG4】

2-2 リスク評価に活用可能な統計情報や NGO 等の調査結果のリスト化

調達する木材等について違法伐採リスクを評価し、合法性確認（デュー・デリジェンス）を行う際には、国が提供するクリーンウッド・ナビの他、統計情報や国際機関、NGO 等の調査結果を参照することによって効果的・効率的なリスク評価が可能になる。このため、リスク評価に活用可能な統計情報や国際機関・NGO 等の調査結果のリスト化を行った。作成したリスク評価関連情報提供サイトのリストで取り上げた情報源は表 2.2 のとおり。

完成したリスク評価関連情報提供サイトのリストは、DD 手引きの付属資料とした。

※リスク評価関連情報提供サイトのリストは巻末資料2に掲載

表 2.2 リスク評価関連情報提供サイトのリストで取り上げた情報源

リスク評価関連情報提供サイトの名称	提供主体
ティンバーレックス	国際食糧農業機関（FAO）
森林ガバナンスと合法性	英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）
ソーシング・ハブ	Preferred by Nature

FSC リスク評価プラットフォーム	森林管理協議会 (FSC)
違法森林減少と関連取引リスク	フォレスト・トレンズ
オープン・ティンバー・ポータル	世界資源研究所 (WRI)
グローバル・フォレスト・ウォッチ	
腐敗認識指数	トランスペアレンシーインターナショナル
IUCN 絶滅危惧種レッドリスト	国際自然保護連合 (IUCN)
フェアウッド・パートナーズ	フェアウッド・パートナーズ

2-2-1 調査委員会や DD 手引き WG において示された論点

1-3-1、1-3-2 のとおり、リスク関連情報のリスト化に当たっては、調査委員会 (全 3 回) やワーキンググループ (全 6 回) で指摘された意見を参考にした。以下に主な意見を抜粋した。

調=調査委員会、WG=ワーキンググループ、数字はそれぞれ第何回かを表す。

- リストにある情報源について分類をされていたが、それについても明記してほしい。確認したい事項との対応が明確であるとよい。【調 3】
- 見やすく分かりやすい。情報提供サイトの分類とチェックリストとの対応が分かれば事業者は助かるだろう。【調 3】
- 伐採国までしかわからなくて伐採地が分からない場合、この情報で低リスク国と分かれば、それ以上深掘りしなくてよいという判断もあり得る。【調 3】

3 合法性確認の仮想実施

3-1 仮想実施の目的

本事業では、事業者による合法性確認を促進するため、DD 手引きを作成し、その中で、合法性確認の手順や、効果的・効率的に実施するためのチェックリストを例示した。しかし手順やチェックリストを示すだけでは、事業者は実際に業務を行っていく中で、どのような書類や情報を収集し、それらを用いることでどのように違法伐採リスクを評価(チェックリストにチェック)し合法性確認を行うのか、また、合法性確認ができなかった場合にどのような対応を行うのか、具体的なイメージをつかむことは容易ではない。そのため本章では、実際に合法性確認を実施している事業者を参考としつつ、DD 手引きを活用した合法性確認を仮想的に実施し、事例として作成・整理した(以下、本章で作成した事例を「仮想事例」という。)

3-2 仮想事例の作成手順

仮想事例の作成にあたっては、木材及び木材製品のうち、輸入量が多い物品、生産国について、合法性確認の経験が豊富な業界団体及び第一種木材関連事業を行う輸入事業者に対し、実際の合法性確認に利用した書類サンプルの提供及びチェックリストの試用を依頼した。その結果、事業者から5つの調達について書類サンプルの提供及びチェックリストの試用の所感を得たことから、これらを元に、チェックリストへの記入例を含む5つの仮想事例を作成した。

なお、仮想実施の対象とする調達先や製品の種類、判断の結果の妥当性等については、調査委員会及びワーキンググループでの議論(表3.1)にも基づき検討・決定した。

仮想実施を通じて得られた知見については、チェックリストを含む手引きの修正に活用した。

表 3.1 調査委員会等での主な論点と対処方針

主な論点	対処方針
<ul style="list-style-type: none">仮想実施で特別な優良事例を提示しても、それは多くの事業者にとっては役に立たないとする。あまりにも高いレベルのDD事例を示すのではなく、多くの事業者が実施して、同じような結果が得られるような事例であることが必要。特殊なものを対象にしても汎用性がない。事業者への周知を進めないと、事業者によって差が生まれるので、周知徹底の段階で事業者へのコンサルティングが重要となるだろう。	<ul style="list-style-type: none">手引き、特にチェックリストをどう使ってもらえるかの理解してもらうことを優先して仮想実施を作成した。まずは多くの事業者にチェックリストを使ってもらえることを目指す。ぎりぎりの事例で作ると、合法性の確認ができるのかできないのかという線引きにフォーカスが当たることになるので避けた。この論点は来年度以降の課題としたい。

3-3 仮想事例の解説

巻末資料に3-2の手順により作成した以下の5つの仮想事例を収録する。

仮想事例1 米国産丸太

仮想事例2 カナダ産製材

- 仮想事例3 オーストリア産製材
- 仮想事例4 インドネシア産合板
- 仮想事例5 中国産集成材

3-4 まとめ

3-4-1 仮想実施5事例のまとめ

本事業における合法性確認の仮想実施は、日本に輸入される木材・木材製品のボリュームゾーンを対象とし、以下の通りの5つの仮想実施事例を示した。特に作業の進め方のイメージがしづらいとの指摘が多い手順3に至る事例を2事例作成し、追加の情報収集及び違法伐採リスクの再評価について様々な方法があることを示した（オーストリア産製材、中国産集成材）。

手順1の多くの項目は、通常取引書類の記載情報でカバーできるが、主に合法性の根拠と伐採国情報が得にくい。手順2において合法性の根拠を示す書類が得られなくとも、他の項目の情報から違法伐採リスクが無視できると評価する事例を示した（米国産丸太）。また伐採国が不明でも、手順3において、調達先への問い合わせや、その供給源についてのオンライン情報の確認によって違法伐採リスクが無視できると評価する事例を示した（オーストリア産製材、中国産集成材）。

調達先と製品	合法性の根拠	樹種	伐採国	手順2	手順3
米国産丸太	なし	ダグラス ファー	米国	自社の認証林からの木材であり、違法伐採リスクは無視できると評価	
カナダ産製材	PEFC	ダグラス ファー	カナダ	違法伐採リスクは無視できると評価	
オーストリア産製材	なし	White Wood (オウシュウトウヒ)	不明	伐採国が不明であり、違法伐採リスクは無視できないと評価	調達先へ問い合わせ、丸太の調達先に対する合法性確認を行っており、伐採国はオーストリアに限定されることを確認 →違法伐採リスクは無視できると評価
インドネシア産合板	V-Legal	メランティ、 ファルカタ	インドネシア	違法伐採リスクは無視できると評価	
中国産集成材	なし	Red Wood (オウシュウアカマツ)	不明	伐採国が不明であり、違法伐採リスクは無視できないと評価	調達先へ問い合わせ、原料(製材)の供給源はドイツ、スウェーデンの2事業者であることを確認

					供給源の事業者が HP で公開している合法性確保に関する取組等を確認 →違法伐採リスクは無視できると評価
--	--	--	--	--	---

3-4-2 仮想実施の活用について

今回示した事例の評価、判断は一つの例であり、同じ書類を得ても、事業者自身の知見や参照した情報等によって、異なる評価、判断が行われることは十分に考えられる。また、この仮想実施の同様の事例において、今回示した書類を全て集めなければ、合法性確認（デュー・デリジェンス）を実施できない又は、合法性が確認できたと判断できない、ことを示しているわけではないことに注意が必要である。

本章の仮想実施で示すように、DD 手引きを用いたデュー・デリジェンスに取り組む際には、特定の合法性証明書だけでなく、既存の取引書類に記載された様々な情報を利用して総合的なリスク評価を行い、また必要に応じて追加の情報収集を行うことによって、効果的な合法性確認が可能になる。クリーンウッド法における合法性確認の判断は事業者任せられるが、本事業で作成された DD 手引きと仮想実施が事業者の状況に合わせて活用されることが望まれる。

4 事業者向け報告会の企画、開催

4-1 報告会の概要

本事業の成果を報告するために、「クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引きーリスクベースで考える木材のデュー・デリジェンス」と題したウェブ報告会を2023（令和5）年3月3日14時から16時に開催した。プログラムを表4.1に示す。事業受託者であるIGESのホームページに報告会情報を掲載するとともに、登録実施機関や森林・林業・木材関連の業界団体等に報告会の事前周知を依頼した。その結果、参加申込者は321名、出席者は258名となり、出席率は約8割と高かった。参加申し込み者のうち75%は企業に所属しており、事業者の関心の高さが伺えた。その他、財団法人・社団法人等（10%）や、教育機関（6%）からの参加もあった。報告会で使用したプレゼンテーションは、IGESのウェブサイト¹からダウンロードできるようにした。

表4.1 事業者向け報告会プログラム

タイトル	林野庁委託事業成果報告会 クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引きーリスクベースで考える木材のデュー・デリジェンス
日時	2023（令和5）年3月3日14-16時
プログラム	<ul style="list-style-type: none">開会挨拶：林野庁 小島 裕章 木材利用課長クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引きの概要説明：IGES 鮫島 弘光 リサーチマネージャー合法性確認の仮想実施事例紹介：FoE Japan 佐々木 勝教 森林チームリーダー質疑応答

※発表資料は巻末資料4に掲載

4-2 参加者からの質問事項

参加者からの質問・コメントを表4.2にまとめた。参加者はクリーンウッド法改正に興味があり、質問の多くもそれに関する内容であり、本報告会では回答が困難なものが多かった。報告会では、合法性確認手引き・仮想実施に関連する部分について回答を行った。

表4.2 参加者からの質問・コメント

	質問・コメント
1	木材パレットは合法性確認の対象になるか。ある講演では、回収パレットは対象にはならない、新品パレットは対象になると聞いたが、実際のところが不明である。
2	集成材他、木材を使用した手すり、壁材、フローリング等もクリーンウッド法改正において対象アイテムとなっているか？
3	今回の手引きは改正後のCW法にも適用できる、という事は合法性のDDのやり方については改正後も変更はない、という理解でよいか。
4	リスクベースアプローチについて、商品や樹種、伐採国によるリスクの高低について具体的に示されているか？

¹ <https://www.iges.or.jp/jp/events/20230303>

5	同法は自社にて合法性が担保されているか否かを判断するとのことで、改正法では罰則規定が盛り込まれるとの事であるが、判断者と管理者が異なることから理解の相違が生まれないのか？
6	欧州の EUDR では合法性に加え、森林減少に寄与していないといった持続可能性の確認も行う必要があるが、CW 法では持続可能性に関しての確認事項は規定されているか？
7	我が国では伐採跡地の再生林がなされていない場合が多いというリスクがあるようだが、今回の一連の手続きによって、このようなリスクを回避する可能性が増えるか？
8	紛争木材でも合法性があると自社で判断すれば取引できるか？
9	平成 29 年 9 月 8 日制定(一社)日本建材・住宅設備産業協会・(一社)リビングアメニティ協会発行の「建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法運用ガイド」の「木材等」に該当しない製品の考え方についての内容は、林野庁木材利用課がまとめた資料「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の概要と意義について」と合致しているか？
10	今までは森林所有者⇒素材生産者（森林組合）⇒流通・製材・加工業者など証明書のリレーによって、合法木材である旨の文言を自社納品書に記載していたが、今後もこの方法は有効か？
11	ロシア材は何故仮想実施の対象でなかったのか？ロシア材を合法であると証明することは、現時点で困難なのか？
12	国産材でチェックリストを活用し DD を実施する場合、木材等の納入ごとに、チェックリストの作成・保管が必要か？
13	樹種が特定出来ない場合、所謂 MLH (mixed lightweight hardwood) などはどうのように対応したらよいか？
14	改正後に事業者登録制度が廃止になるという事だが、今後も事業者登録を新規で行う必要があるか？
15	違法伐採業者（国内、国外）は偽造書類を作成すると可能性があると考えられるが、それに対する罰則等はあるか？
16	自社判断で合法性確認としてよいとのことだが、その基準が非常に難しい。DD を行ってさえいれば、罰則対象にならないという理解でよいか？
17	合法性に関しては事業者自身が判断を行うとの事だが、自社にて合法と判断し提出したのに関して、審査により再確認と再提出のケースがあるのか？
18	新聞記事では団体による認定制度は廃止されるとあったが、林野庁ガイドラインの団体認定が無くなるということか？
19	インドネシア合板の「4. 原材料となっている樹木が伐採された国または地域」欄の「(1) 伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ違法伐採対策に関する法令が整備されています。」、「(2) 伐採国または地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません。」について、インドネシアは (2) になっており、チャタムハウスの評価が基準になっているようだが、各輸入者は、各輸出国がどちらに当てはまるかは、輸入者おのおの判断でよいか？それとも決まった評価基準があるのか？例えば、インドネシアの環境林業省は、インドネシアは十分 (1) に該当すると思っているが、その場合、(1) につけるかどうかは輸入者次第という認識でよいか、それとも (2) で統一すべきか？
20	質問ではなく申し訳ないが、合板事業者としては、出来れば「ごうばん」でなく「ごうはん」と呼んで頂きたい。
21	先程の紛争木材だが、PEFC はロシア材を紛争木材とみなし認証停止をしていると思う。こうした材も自社 DD で合法性証明が可能なのか？

22	紛争木材の定義は PEFC の考え方とは異なる考え方という認識でよいか？
23	そもそも合法性とは輸出国での合法という事か？勝手に日本側で合法の解釈をしているのか？
24	純粹に感想，個人的な考えであるが、ロシア材について、現在 ESG、人権 DD が重視される世論、消費者、諸外国からの目がある中で紛争国から材料を仕入れるという事について、リスクと捉えるか否かというところを事業者がどう判断するか、というところももっとも重要なのではと考える。

巻末資料

- 1 クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き
- 2 リスク評価関連情報提供サイトのリスト
- 3 合法性確認の仮想事例
- 4 事業者向け報告会の発表資料

巻末資料 1

クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）

手引き

クリーンウッド法における
合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き

令和5年3月

林野庁

目次

【はじめに／本手引きの目的】	1
【解説編】	2
1 違法伐採問題を取り巻く状況.....	2
1.1 違法伐採が引き起こす問題.....	2
1.2 世界的な違法伐採対策の潮流.....	2
1.3 我が国の状況.....	3
2 木材等の合法性確認の意義	4
2.1 「デュー・デリジェンス」の広がりと事業者のためのリスク管理.....	4
2.2 リスクベースアプローチによる違法伐採リスク管理（デュー・デリジェンス）	6
【実務編】	8
1 本手引きの考え方.....	8
1.1 効果的で効率的な「リスクベースアプローチ」による合法性確認（デュー・デリジェ ンス）	8
1.2 対象事業.....	8
1.3 対象物品.....	12
1.4 本手引きにおける用語の定義.....	14
2 合法性確認の実施に向けて	15
2.1 体制の整備	15
2.2 合法性確認を行うタイミング	15
3 合法性確認等の全体像.....	16
3.1 手順1：書類の収集.....	16
3.2 手順2：違法伐採リスク評価.....	17
3.3 手順3：リスク緩和措置	17
3.4 記録保存と販売先への書類提供	17
3.5 第二種木材関連事業における合法性確認（参考）	18
4 手順1：書類の収集<チェックリスト1参照>	20
5 手順2：違法伐採リスク評価<チェックリスト2参照>	29
5.1 書類の確認	29
5.2 違法伐採リスクの評価.....	29
5.3 合法性確認の判断	36
6 手順3：リスク緩和措置<チェックリスト3参照>	38
6.1 リスク緩和措置の実施.....	38
6.2 合法性確認の再判断.....	40
別表1 我が国における樹木の伐採に係る法令に基づく行政手続に係る書類.....	42

【はじめに／本手引きの目的】

平成 28 (2016) 年に制定された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成 28 年法律第 48 号。以下、「クリーンウッド法」という。)」は、我が国又は伐採国の法令に適合して伐採された木材等 (以下、「合法伐採木材等」という。) の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境の保全に資することを目的としています。クリーンウッド法では、事業者が木材等を利用する場合に合法伐採木材等を利用することを努力義務として定めるとともに、木材が合法に伐採されたものか否かの確認 (以下、「合法性確認」という。) をするための基準を定めています。

合法性確認の方法については、法令に加え通知などで示してきましたが、どの文書を読めばよいのか分かりにくい、具体的に行うべき作業内容をイメージできない、その背景となるデュー・デリジェンスの考え方が分からない、といった課題を事業者や関係者から指摘されていました。

自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展がはかられる世の中とするためには、クリーンウッド法をより多くの事業者が理解し、合法伐採木材等の利用が促進されることが重要です。このため、事業者が木材等の合法性確認をより円滑に行うための手引きを作成することとしました。本手引きの特徴は、2 点あります。1 つめは、様々な通知等を 1 つにまとめ、できる限り他の資料を参照せずに利用できるよう工夫していることです。2 つめは、解説編 2.1 節で詳しく述べますが、合法性確認を効率的かつ効果的に行うために、リスクベースアプローチを取り入れていることです。本手引きをそれぞれの事業者の状況や目的に合わせて活用し、今まで合法性確認に取り組んでいなかった事業者においては始めの一步を踏み出すこと、合法性確認の手法に確信が持てずにいた事業者においてはその内容を確認なものとする、既に合法性確認を行ってきた事業者においてはより精緻な確認へレベルアップすることなどにつなげていただきたいと思います。

【解説編】

1 違法伐採問題を取り巻く状況

1.1 違法伐採が引き起こす問題

違法伐採とは、法令に反して行われる伐採のことですが、なぜ違法伐採が問題なのでしょう。第一に、森林の持つ機能に負の影響を与えることが挙げられます。森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止（気候変動の緩和）、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、多くの国ではその機能を維持するために、伐採の方法等が法令によって制限されています。しかし違法な伐採が行われるとこれらの機能が過度に失われ、災害の原因となったり、回復不能になったりする可能性があり、地域及び地球環境の保全に支障が生じる恐れがあります。第二に、違法な伐採によって生産された木材（以下、「違法伐採木材」という。）は適正なコストを支払わないため不当に価格競争力が高く、健全な林業・木材産業の発展に支障となる可能性があることが挙げられます。このように、違法伐採は様々な負の影響をもたらす可能性があるため、違法伐採木材の流通の対策をしっかりと進めることが重要です。

1.2 世界的な違法伐採対策の潮流

1990年代以降、違法伐採対策についての国際的な議論が進み、我が国もこれに貢献してきました。平成10（1998）年のG8バーミンガムサミットでG8森林行動計画が合意され、主要な木材消費国を中心とした違法伐採対策の取組が本格化しました。あわせて、東アジア、アフリカ、欧州及び北アジアなどの各地域で、「森林法の施行と統治（Forest Law Enforcement and Governance、略称：FLEG）に関する閣僚会議」が開催され、合法的に伐採された木材の市場取引を促進すること等も合意されました。平成17（2005）年のG8グレンイーグルズサミットにおいては、各国が政府調達、貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動に取り組むという、グレンイーグルズ行動計画が合意されました。平成20（2008）年のG8洞爺湖サミットにおける首脳宣言では、違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性が明記され、平成28（2016）年のG7伊勢志摩サミットにおける首脳宣言でも、違法伐採の根絶への共同対応が含まれました。また、平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、略称：SDGs）」においては、「陸の豊かさを守ろう」（目標15）や「つくる責任つかう責任」（目標12）が掲げられ、違法伐採対策はこれらの目標を達成するための重要な課題となっています。

これらの国際的な議論を踏まえ、各国・地域において違法伐採対策の法制化等の取組が進められてきました。平成15（2003）年に森林法の施行・ガバナンス・貿易（Forest Law Enforcement, Governance and Trade、略称：FLEGT）に関するEU行動計画が策定され、その後、米国レイシー法改正（平成20（2008）年）、EU木材規則制定（平成22（2010）年）、オーストラリア違法伐採禁止法制定（平成24（2012）年）、韓国木材の持続可能な利用に関する法律改正（平成29（2017）年）、中国森林法改正（令和元（2019）年）と、各国において違法伐採木材の流通や取扱いに対する法令等の整備が進んでいます。

近年、違法伐採に関する国際的議論においては、伐採の違法性だけでなく、伐採が森林減少・劣化に寄与するかどうかについても検討すべきとの考え方も注目されています。また、木材・木

材製品に加え、牛肉や皮革、パーム油、大豆、カカオ、コーヒーなど、農地拡大のための森林減少が顕著となっている農産物に対象を拡大する議論も起きています。令和 3（2021）年の気候変動枠組条約締結国会議第 26 回締結国会議（COP26）では、2030 年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させることを目標とする「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が発表され、我が国もこれに署名しました。また EU では、令和 4（2022）年 12 月に EU 木材規則に代わる「森林減少・劣化に関連する農林産物に対する規則」が暫定政治合意され、森林減少に関わる特定の製品について、違法に伐採された土地由来のものとともに、合法であっても森林が新たに伐開されて造成された土地由来のもの EU 域内での販売が禁止されようとしています。我が国でも、令和 4（2022）年に成立した「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」において、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けています。このような状況の中、事業者が取り扱う木材が違法伐採木材である可能性が低いことを確認することは、木材産業の振興や木材利用の促進について、今後も引き続き社会的な応援を得ていく上で、いっそう重要性を増していると言えます。

1.3 我が国の状況

1.3.1 森林・林業・木材産業に対する注目の高まり

我が国では、戦後植林した森林が本格的な主伐期を迎え、木材生産活動が活発になっています。我が国の林業・木材産業は、長期にわたり木材価格の下落等の厳しい状況が続いてきましたが、近年、国産材の生産量・利用量の増加、木材自給率の上昇、輸出の拡大等の傾向が見られ、その活力を回復させつつあり、この結果、林業産出額や従事者給与の増加などの成果にもつながってきています。他方、地球温暖化やそれに伴う豪雨の増加等による山地災害等への対策として、森林が有する多面的機能に期待が集まっており、それらの機能が維持・発揮されるような木材生産の重要性が高まっています。

また、政府としても令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」の実現を令和 2（2020）年から目指しており、令和 3（2021）年 6 月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくこととしています。建築・建設分野においても、令和 3（2021）年に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法、旧法律名：公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律）」、令和 4（2022）年に改正された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（通称：建築物省エネ法）」等によって、建築物における木材利用の拡大が推進されています。

1.3.2 これまでの違法伐採対策

我が国は、国際的な取組として、熱帯林の持続可能な経営を促進し、合法的な伐採が行われた

森林からの熱帯木材の国際貿易を発展させるため、木材生産国と木材消費国との間の国際協力を促進する目的で昭和 61（1986）年に設立された国際熱帯木材機関（ITTO）を横浜に誘致し、その活動を支援してきた他、平成 15（2003）年に日本とインドネシアの二国間協力の枠組みにおいて「日インドネシア違法伐採対策協力行動計画」を策定するなど、木材生産国における違法伐採対策の支援を実施してきました。

国内に向けては、平成 12（2000）年に、循環型社会の形成のために、国等の公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品等の調達を推進すること等を定めた「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）」が制定されました。平成 18（2006）年にグリーン購入法の基本方針が見直され、木材や木材製品が調達の対象に追加されるとともに、「原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること」とされました。それに伴い、木材・木材製品の供給者が合法性・持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項を取りまとめた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18（2006）年。以下、「林野庁ガイドライン」という。）」が定められました。これらに基づき合法性が証明された木材・木材製品は「合法木材」と呼ばれています。林野庁ガイドラインで定められている合法性証明の仕組みのひとつである、森林・林業・木材産業関係団体の認定による証明方法は特に広く普及し、我が国の木材市場において、多くの事業者が合法木材を供給・利用できる体制が整備されています。さらに、林野庁の木材利用ポイント、各都道府県の都道府県産材証明制度などで合法木材の使用が要件とされること等によって、民間での合法木材の需要が高まってきました。

そのような中、合法的に伐採された木材及びその製品の流通及び利用をさらに促進するため、平成 28（2016）年にクリーンウッド法が制定されました。クリーンウッド法では、制度の対象範囲について政府調達に限らず民間取引にも拡大されるとともに、すべての事業者に対して、木材等を利用する場合には合法伐採木材等を利用することが努力義務として定められています。また、対象事業者についても森林・林業・木材産業関連事業者のみならず建設事業者等まで拡大して「木材関連事業者」と位置づけ、木材関連事業者に対して、木材等の取扱いに当たっては合法性の確認等を行うことが求められています。さらに、国内の木材流通の最上流で合法性確認を行う川上・水際の木材関連事業者については、合法性確認の方法等の基準を定めるにあたり、その重要性を踏まえて「第一種木材関連事業者」と位置づけています。

2 木材等の合法性確認の意義

2.1 「デュー・デリジェンス」の広がり事業者のためのリスク管理

クリーンウッド法では、事業者に対し、利用する木材等の調達に当たって合法性を確認することが求められていますが、その確認に際しては「デュー・デリジェンス」の考え方が取り入れられています。「デュー・デリジェンス」とは、「企業／事業者が果たすべき注意義務」や「要求される相当の注意」のように訳されることが多く、「自らの事業、サプライチェーン及びその他のビジネス上の関係における、実際の及び潜在的な負の影響（リスク）を企業が特定し、防止し、軽減するとともに、これら負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすために企業が

実施すべきプロセス」¹であるとされています。元々はビジネスにおける証券取引や企業買収等の際の信用調査等に用いられてきた概念ですが、経済活動のグローバル化が進む中で、事業者が原材料の原産地の環境や人権等に対して適切に配慮することが求められるようになったことに伴って、様々な分野に考え方が広がっています。違法伐採対策の分野においても、我が国のクリーンウッド法だけでなく、多くの国の制度にデュー・デリジェンスの考え方が導入されています。

事業者が「リスク」という言葉に注目するとき、多くの場合、主に「事業者自体に対して」悪影響を及ぼす可能性である「経営リスク」ととらえます。例えば、自社製品の販売先の喪失等の操業上のリスク、投資先としての評価の降格や投資候補先からの除外・投資引き揚げの検討対象化等の金融や市場におけるリスク、企業イメージの低下等の社会評価のリスク（企業イメージの低下は人材獲得における支障等の操業上のリスク等をもたらす可能性もあります）等が挙げられ、事業者が事業を継続するためには、これらの経営リスクを適切に管理することが重要とされます。一方、デュー・デリジェンスは、環境や社会等の「事業者の外側に対して」、事業者（及び関係者）が原因等となって悪影響を及ぼす可能性（リスク）を管理するに当たって重要とされます。これら2つのリスクのとらえ方は、一見すると異なるように思えます。しかし、事業者の外側に対するリスクを効果的に防止・緩和することは、社会に対する積極的な貢献を最大化し、関係者との関係を向上させ、事業者の信用を守ることにつながることから、経営リスクの管理と密接不可分な関係であると言えます。それだけでなく、デュー・デリジェンスはその特性上、関係者とのコミュニケーションや、市場や業界等での情報収集が必要となることから、自社の事業運営の課題把握や管理強化、コスト削減の機会の特定、市場や調達先についての理解向上等にもつながるため、さらなる企業価値の向上に寄与する取組でもあります。

デュー・デリジェンスはリスク管理の考え方に基づく取組ですので、実施に当たって、想定されるあらゆるリスクに対して画一的に手間や費用をかけて対策することは効率的でない上に、あまり現実的とも言えないことを踏まえ、リスクの内容や所在を特定し、特定されたリスクの深刻性や発生頻度等からその大きさを評価し、リスクの大きさに応じた優先順位付けや対策の措置が必要であるとされています。この考え方を「リスクベースアプローチ」と言います。この際、リスクは、自社の状況、取引の相手や内容、社会環境の変化等によって変動するという性質があることに注意が必要です。

デュー・デリジェンスの取組は、ある特定の課題を解決するために行うのではなく、悪影響を及ぼす可能性の管理のために実施するものです。そのため、一度実施したら終わりというのではなく、繰り返し実施し、その都度、何が有効で何が有効でなかったか等、実施によって得られた知見を取り込み、継続的な改善や精度の向上を目指すことが重要であるとされています。また、取組実施に当たっての考え方や結果を記録し、必要に応じて開示するなど、いざというときに説明できる体制を整えておくことも重要とされています。

ここまでの解説から、デュー・デリジェンスは、実施が困難であったり、専門の人員を配属できるような大企業向けの取組であるように感じられたりするかもしれません。しかし、デュー・

¹ OECD（外務省訳）. 2018. 責任ある企業行動のための OECD デュー・デリジェンス・ガイドランス. p15

デリジェンスは、自社が及ぼす影響の範囲や人的資源・財源といった事業者の状況に適合させて実施することが重要です。中小企業においても、まずは可能なことから取り組み、デュー・デリジェンスの継続を通じて徐々に精度を向上させていくことができます。なお、これまでデュー・デリジェンスという考え方を意識しなかったとしても、既に取り組んでいる事業者も多いと考えられます。例えば、通常の商取引において新規取引先を検討する場合、相手方がどのような事業者であるか情報収集等を行うことは一般的と考えられますが、このような対応もデュー・デリジェンスに該当します。デュー・デリジェンスの第一歩として、既に行っている活動について、デュー・デリジェンスの取組に該当するものを洗い出すことも有効と考えられます。

2.2 リスクベースアプローチによる違法伐採リスク管理（デュー・デリジェンス）

2.1 節で述べたように、デュー・デリジェンスの考え方は違法伐採対策においても世界的に主流となっており、それは我が国のクリーンウッド法も同様です。違法伐採対策におけるデュー・デリジェンスでは、「違法伐採リスク」をどのように管理するのが重要となります。

「違法伐採リスク」とは、「木材等が法令に適合せずに伐採された可能性」であり、木材関連事業者の視点からは「違法伐採木材等を取り扱ってしまう可能性」を指します。違法伐採木材等を取り扱ってしまうと、当該事業者は、1.1 節で述べたような違法伐採による環境や社会への悪影響を引き起こす要因となってしまいます。それが意図的な場合はもちろんのこと、意図的でなかったとしても、違法伐採リスク管理に対する適切なデュー・デリジェンスを実施していないと社会的にとらえられるおそれがあり、それに伴い、様々な経営リスクが生じることとなります。例えば、ある木材製品を生産している事業者が、違法伐採リスクを確認せずに木材を調達した場合、

- ・違法伐採木材を含んだ製品を生産するリスク
- ・自社が規定する環境物品調達方針等に抵触するリスク
- ・調達予定だった木材と異なる木材を利用することで、加工機械等が壊れるリスク
- ・調達予定だった木材と異なる木材を利用することで、自社のカタログ等と異なる製品を生産するリスク
- ・これらに伴い、取引先や投資企業、需要者等の社会的信用を失うリスク

等の経営リスクを誘引する可能性があります。一方で、違法伐採リスクの確認を適切に行えば、企業価値の向上が期待できます。

このため、調達する木材等の合法性確認を適切に実施することが重要です。この際、当該木材等が真に合法か否かを明らかにするためには、伐採に関する我が国や伐採国の多岐に渡る法令やその施行状況を確認する必要がありますが、それはおよそ現実的ではありません。そのため、リスクベースアプローチの考え方に基づくデュー・デリジェンスによって、当該木材等の違法伐採リスクを評価し、リスクが無視できるレベルに小さい木材等は合法伐採木材等であると判断して取り扱い、リスクの大きい木材等は詳細な調査を行ったり、取扱いを回避したりする等、リスクの大きさに応じた対応を取ることが重要です。また、2.1 節で述べたとおり、合法性確認の記録を保存しておくことも重要です。

このことを踏まえ、本手引きの「実践編」では、リスクベースアプローチに基づく木材等の合法性確認（デュー・デリジェンス）の手法を示します。

【実務編】

1 本手引きの考え方

1.1 効果的で効率的な「リスクベースアプローチ」による合法性確認（デュー・デリジェンス）

事業者は木材等を調達するにあたり、クリーンウッド法に基づき合法性確認を行うことが求められています。しかし、取り扱う木材等の種類や調達先などにより、違法伐採のリスクは大きく異なります。例えば、丸太であっても国産材と輸入材ではリスクが異なると考えられますし、集成材のような原材料となっている樹種の確認が容易な物品と、家具のような構成している全ての部材の樹種を把握することが容易でない物品ではリスクが異なると考えられます。仮に、これら様々な木材・木材製品それぞれのリスクの高低を考慮せずに、同じ手法で合法性確認を行うと、事業者にとって過度な負担となったり、リスクが高い木材・木材製品に対して不十分な合法性確認しかなされなかったりする可能性が生じます。

このため合法性確認を実施するに当たっては、取り扱う物品の原材料となる樹木が、我が国又は原産国の法令に適合せずに伐採された可能性（違法伐採リスク）に応じて効果的かつ効率的に行うことが重要です。本手引きでは、このような考え方にに基づき、事業者が取り扱う木材・木材製品のリスクを「見える化」し、リスクに応じた合法性確認を行う「リスクベースアプローチ」の手法を解説しています。具体的には、合法性確認のフローチャートや、事業者が合法性確認に当たって収集すべき情報及びその情報について確認すべき事項等に関するチェックリストなどを示すとともに、それらの活用方法を解説しています。本手引きを用いることで、木材等の違法伐採リスクを評価できるようになっています。

評価の結果、違法伐採リスクが低いと判断された場合は、合法性が確認された木材等として流通させることができます。その一方で、違法伐採リスクが高いと判断された木材等については、追加的な情報収集や取扱い自体の回避等の措置によって、リスク緩和を行うことが求められます。本手引きでは、これらの手法についても解説しています。

解説編 2.1 節で述べたとおり、デュー・デリジェンスの規模や範囲は、事業者の規模や事業の状況、事業形態等に影響を受けるため、合法性確認の難易度は事業者によって異なります。また、違法伐採リスクについても、国内外の情勢や取引相手の状況等、様々な要因によって変化するものです。そのため、デュー・デリジェンスは、単発的な違法伐採リスクへの対処を目的とした臨時的・随時的な活動ではなく、リスクの影響・発生を回避するために実施される「日常的・継続的な活動」であるべきとされています。これらのことから、合法性確認においては、はじめから完璧に行うことよりも、まずは取り組んでみるのが重要です。その取組に係る記録を残し、何が有効で何が有効でなかったか等の知見を蓄積するとともに、これらの情報を次の取引に活かしていくことで、合法性確認の効果や効率性をいっそう向上させることができます。

1.2 対象事業

クリーンウッド法では、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、製材工場や合単板工場、木材市場等の木材産業関連事業者や家具事業者、製紙事業者、輸出入事業者、建築・建設事業者、バイオマス発電事業者等の木材・木材製品を取り扱う事業者を広く「木材関連事業者」と

定義し、木材・木材製品の合法性確認等の主体として位置づけています²。

一方、樹木の所有者及び樹木を伐採する者(素材生産事業者等)、自家発電やバイオマスボイラーによる熱利用を行う者、「木材等」を譲り受けて、木材等以外のものの製造や加工をする事業のみを行っている者、木材等を自ら消費している者(自家消費者。木材等の流通等を行わず、もっぱら使用のみ行う事業者(例えば、木製家具等を使用する飲食店やホテル、学校等)を含む。)等は木材関連事業者に含まれません。また、木材等を消費者に販売するいわゆる小売事業者も対象外となっています。

【法第2条第3項】

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。)をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

【施行規則³第3条】

法第2条第3項の主務省令で定める事業は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する認定事業者が行う木質バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))のうち木に由来するものをいう。以下同じ。)を変換して得られる電気を電気事業者(同条第一項に規定する電気事業者をいう。以下同じ。)に供給する事業とする。

木材関連事業者が行う事業は「第一種木材関連事業」と「第二種木材関連事業」に分類されています⁴。「第一種木材関連事業」とは国内の木材流通の最上流にあたる事業であり、主に木材等の輸入、国内の樹木の所有者から丸太を譲り受けて行う製材や合単板の製造、原木市場における委託販売等の事業が該当します。「第二種木材関連事業」とは、木材関連事業者が行う事業のうち第一種木材関連事業以外の事業であり、主に第一種木材関連事業を行う事業者から木材・木材製品を調達して行う集成材製造やプレカット、製紙、建築・建設事業等が該当します(図1参照)。

同一の加工・流通事業であっても、木材等の調達先によって、第一種木材関連事業か第二種木材関連事業のどちらに該当するかが変わり得るほか、一つの事業者が第一種木材関連事業と第二種木材関連事業の両方を行っている場合もあるため、注意が必要です。

² クリーンウッド法第2条第3項

³ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則(農林水産省、経済産業省及び国土交通省 平成29年5月1日省令第1号)

⁴ 施行規則第1条、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引(平成29年9月15日、以下「手引き」という。) 4

【施行規則第1条】

- (1) 第一種木材関連事業 次のイからニまでに掲げる事業をいう。
- イ 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）をする事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。）
 - ロ 樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業（第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。）
 - ハ 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者（その者から当該丸太の販売の再委託を受けた者を含む。）が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業
 - ニ 木材等の輸入をする事業
- (2) 第二種木材関連事業 法第二条第三項に規定する木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のものをいう。

【第一種木材関連事業と第二種木材関連事業の考え方の具体例】

(例1) 製材工場の場合

- ① 材料の全量が素材生産事業者から購入する丸太である場合は、第一種木材関連事業に該当
- ② 材料の全量が市場や輸入事業者から購入する丸太である場合は、第二種木材関連事業に該当
- ③ 材料を①と②の両方の方法で調達している場合は、第一種と第二種木材関連事業の両方に該当

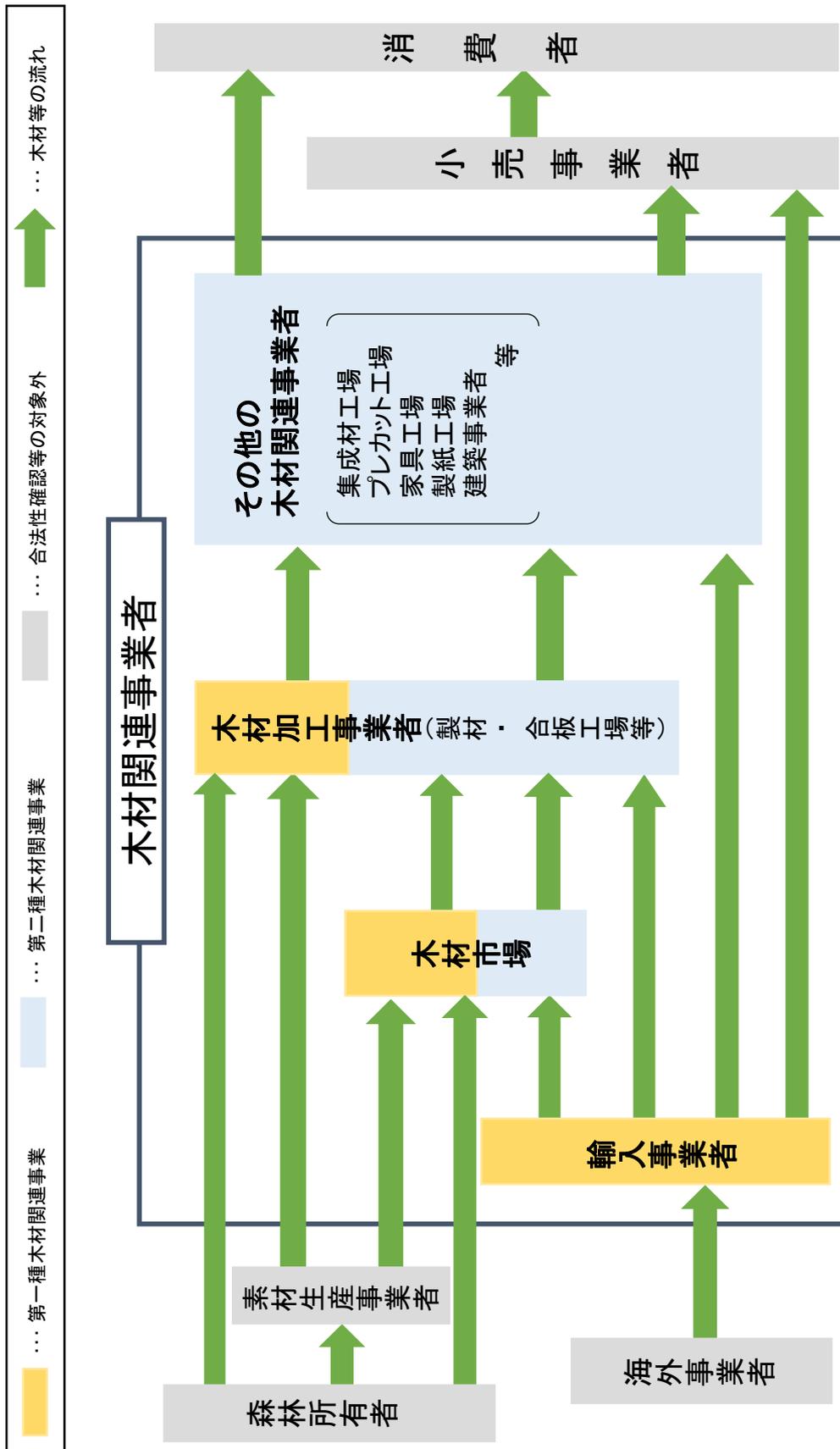
(例2) 集成材工場の場合

- ① 材料となる丸太の全量を素材生産事業者から購入し、ラミナ加工から集成材の製造まで一貫して行っている場合は、第一種木材関連事業に該当
- ② ラミナ加工は行っておらず、ラミナの全量を市場や輸入事業者から購入し、集成材を製造している場合、第二種木材関連事業に該当
- ③ 材料を①と②の両方の方法で調達している場合は、第一種と第二種木材関連事業の両方に該当

(例3) 製紙・紙加工業の場合

- ① 原料（パルプ・チップ等）を全量自社輸入し、製紙している場合は、第一種木材関連事業に該当
- ② 原料の全量を、商社を介して輸入している場合は、第二種木材関連事業に該当
- ③ 原料について、①に加えて、国内生産されたチップを市場から購入している場合は、第一種と第二種木材関連事業の両方に該当

図 1 木材等の流れと木材関連事業者の区分



1.3 対象物品

クリーンウッド法では、木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品を「木材等」と総称し、合法性確認の対象としています。クリーンウッド法が対象とする木材等の詳細を表1に示します⁵。木材製品の全てが対象ではないこと、いわゆるリサイクル品は対象ではないことに注意が必要です。

1.2節で述べたとおり、第一種木材関連事業は、主として樹木の所有者から丸太を譲り受けて行う事業又は木材等を輸入する事業であり、第一種木材関連事業が取り扱う木材等は、国産材については丸太のみが該当します。輸入材については表1の全ての物品が該当します。

【法第2条第1項】

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

【基本方針2-1】

木材には、次に掲げるものが該当する。

- (1) 丸太
- (2) ひき板及び角材
- (3) 単板及び突き板
- (4) 合板、単板積層材及び集成材
- (5) 木質ペレット、チップ及び小片

⁵ クリーンウッド法第2条、施行規則第2条、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針（農林水産省、経済産業省、国土交通省 平成29年5月23日告示第1号、以下「基本方針」という。）2、手引き3、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン（経済産業省 平成29年5月23日）

表 1 クリーンウッド法における木材等

	項目	解説
木材	(1) 丸太	
	(2) ひき板及び角材	縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの
	(3) 単板及び突き板	合板用単板、これに類する積層材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のもの
	(4) 合板、単板積層材及び集成材	合板やこれに類する積層材として、単板積層材、集成材、CLT など
	(5) 木質ペレット、チップ及び小片	チップ状又は小片状の木材及び木毛、木粉又は小片をペレット状に凝結させたもの
家具、紙等の物品	(1) 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローバートーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの	「部材に主として木材を使用したもの」とは、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が50%以上であるもの。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません。
	(2) 木材パルプ	
	(3) コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの	
	(4) フローリングのうち、基材に木材を使用したもの	「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のもの。
	(5) 木質系セメント板	
	(6) サイディングボードのうち、木材を使用したもの	
	(7) 家具、紙等の物品(1)～(6)の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの	椅子の座面、机の天板、棚の棚板などの部材や、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用紙等の材料となるロール紙など。

1.4 本手引きにおける用語の定義

本手引きでは、分かりやすさの観点から、クリーンウッド法で使われているいくつかの用語をより一般的な用語に置き換えて表現しています。その一覧を表2に示します。

表2 本手引きで使用する用語とその定義

本手引きで使用する用語	定義
伐採国	原材料となっている樹木が伐採された国を指します。クリーンウッド法では第2条第2項、第6条、第32条等で伐採国を「原産国」と表現していますが、木材貿易における原産国とは、木材を製品に加工・製造等した国を指すことが多いことから、混同を避けるため、この用語を使用します。
調達した木材等	第一種木材関連事業において「譲り受けた丸太」、「販売の委託を受けた丸太」、「輸入した木材等」（施行規則第1条）を指します。
調達先	<国産材> 丸太を譲り受ける又は販売の委託を受ける事業において、丸太の原料となった樹木の所有者（森林所有者又は素材生産事業者）を指します。 <輸入材> 輸入した木材等の購入先の業者（輸出事業者）を指します。調達先自身が原材料となった樹木の所有者であることもあれば、加工、流通事業者であることもあります。
リスク緩和措置	クリーンウッド法6条第2項における「合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置」を指します。具体的には追加の情報収集又は取扱いの回避が含まれます（判断基準省令 ⁶ 第3条）。

⁶ 木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（農林水産省、経済産業省、国土交通省 平成29年5月23日省令第2号）

2 合法性確認の実施に向けて

2.1 体制の整備

クリーンウッド法では、木材関連事業者が取り組むべき事項として、合法性確認等の取組の責任者の設置や合法伐採木材等の分別管理を行う体制の整備が定められています。状況に応じた合法性確認等を適切に行うため、また、確認や判断の内容を事後的に説明できるようにしておくため、責任者の設置は特に重要です。違法伐採リスクの評価とそれに基づく合法性確認の判断が適切に行われているか、改善の余地はないかを見直すためには、責任者とは別に、内部に監査担当を設置したり、外部に監査を依頼したりすることも有効と考えられます。

合法性確認を適切に行い、合法性が確認されたとしても、その木材等と合法性が確認できなかった木材等が混ざってしまえば合法性が確認できた木材等として流通させることができなくなってしまうため、それらを分別して管理する体制を整備する必要があります⁷。具体的には、土場、貯木地、倉庫等での保管や、出荷、加工等の各段階において、合法性の確認ができた木材等とそれ以外の木材等を分別して管理します。方法としては、物理的な区画のほか、テープ等での明示、時間的な区分等が挙げられます。

また、違法伐採リスクを評価するために収集すべき情報や、収集した情報をどのように評価するかをあらかじめ整理しておくことで、合法性確認を効率的に実施することができます。本手引きではそのような情報や評価項目をチェックリストとして示しています（4～6章）。合法性確認に慣れた事業者は、チェック項目等を取捨選択してリストを作り替え、自らの事業の性質に適した内容となるよう改善を継続していくことが有効です。

【判断基準省令第6条】

木材関連事業者は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、合法伐採木材等の分別管理、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うこととする。

2.2 合法性確認を行うタイミング

合法性確認は、契約時等の物品を入荷する前又は入荷と同じタイミングに実施することが一般的です。例えば、国産材を扱う原木市場の場合は、丸太の市場への搬入と同時に荷入れ伝票や証明書等が提出されることが多いため、合法性確認はそのタイミングで行うことが一般的と考えられます。輸入材を扱う流通事業者の場合は、木材等が日本国内に輸入されるタイミングで行うことが一般的と考えられます。

合法性確認は個別の取引等の状況と密接に関わりながら進行するため、必ずしも全ての手順が同じタイミングで行われるとは限らないことに注意が必要です。例えば、契約時に調達先事業者や原産国、樹種等、その時点で入手できる情報に基づき一部の合法性確認を行い、物品の入荷時等の残りの情報（調達する木材等の合法性の根拠となる書類等（納品書や仕入書（インボイス）、パッキングリスト、法令に適合して伐採されたことの証明等。詳細は4章に後述）が調達先から

⁷ 判断基準省令第6条

提供されたタイミングで、合法性確認のすべての手順を完了する、といったことが考えられます。このように、各手順やそれらの結果が互いに影響を与えながら、順序が入れ替わったり、同時進行したりすることがあり得ることに留意が必要です。

また、個別取引ごとに合法性確認を行うと事務量や書類が膨大となり、当該事業者や取引先の負担が過大となることから、同一の調達先から供給された同一の伐採国又は地域の、同一樹種の樹木を原材料とする木材等の取引については、一定期間内に調達したものについては、まとめて合法性確認を行うこともできます。ただし、その場合であっても、1年ごとなど定期的に、合法性確認を行うことが求められます。また、同一の取引先からであっても、新たな種類（品目）の木材等を調達する際若しくは木材等の原材料となる樹木の伐採国又は地域が変更された際には、改めて合法性確認を行うことが求められます。

3 合法性確認等の全体像

第一種木材関連事業による合法性確認は国内に木材等を最初に流通させる際に行われるため、特に重要です。このため第一種木材関連事業においては、第二種木材関連事業より詳細な合法性確認を行うことが求められています⁸が、1.1 節や【解説編】2章で述べたとおり、第一種木材関連事業における合法性確認を効果的かつ効率的なものとするには、リスクベースアプローチの考え方に基づくデュー・デリジェンスを行うことが有効です。この考え方を踏まえ、本手引きでは、木材等の合法性確認の手順について、リスクを特定（見える化）する材料を収集する「手順1：書類の収集」、それに基づいてリスクの評価を行う「手順2：違法伐採リスク評価」、手順2でリスクが無視できるレベルとは判断できなかったものについて、リスクに応じた対策を検討する「手順3：リスク緩和措置」の3段階に分けて解説していきます。

まず本章では、木材等を調達先から譲り受けてから、販売先に譲り渡すまでに行う合法性確認等の全体像について、上記の手順1～3の概要及び【解説編】2.1節でもその重要性を述べた「記録保存と販売先への書類提供」について解説します。これらの手順の流れをフローチャートにまとめたものが図2です。また参考として、第二種木材関連事業における合法性確認等についても解説します。手順1～3については4章～6章でさらに詳細に解説しますが、手順1～3に対応した書類収集やリスク評価のためのチェックリスト1～3を活用して実施することが効果的です。

3.1 手順1：書類の収集

クリーンウッド法では、木材関連事業者は木材等の調達先から、合法性を証明する書類や、伐採国又は地域、樹種などの情報が記載された書類等を収集することが求められています⁹。手順1ではこれらの書類の収集を行います。また、これらに加えて、調達した木材等や調達先に関する情報等の補足情報をあわせて収集することで、手順2以降の、違法伐採リスクの特定等を効率的に進めることができます。収集すべき情報が掲載された書類等の例をチェックリスト1に掲載し

⁸ 基本方針 2-3

⁹ 判断基準省令第2条

ています。このチェックリスト1を用いて、木材等の調達先に情報提供の依頼をすることも有効です。

3.2 手順2：違法伐採リスク評価

手順2「違法伐採リスク評価」では、事業者は手順1で収集した書類や補足情報を確認し、取り扱う木材等の違法伐採リスクを評価します。その際、確認すべき事項の例をチェックリスト2に掲載しています。その結果、違法伐採リスクが無視できるレベルに小さいと評価できた木材等については、合法性が確認できたと判断します。無視できないレベルと評価した木材等については、合法性が確認できなかったと判断します。

3.3 手順3：リスク緩和措置

手順2で合法性が確認できなかったと判断した木材等に対しては、手順3「リスク緩和措置」を行います。事業者は追加の情報収集に基づく違法伐採リスクの再評価、あるいは当該木材等の取扱いの回避により、リスクの緩和を図ります。追加の情報収集の内容をチェックリスト3に例示しています。追加の情報収集を行い、それらに基づきリスクを再評価した結果、リスクが無視できるレベルと評価できた木材等は、合法性が確認できたと判断します。リスクが無視できないレベルと評価された木材等は合法性が確認できなかったと判断します。違法伐採リスクの対処が困難な木材等については、合法伐採木材の流通及び利用を促進する観点から、取引を回避することも重要な選択肢の一つです。

3.4 記録保存と販売先への書類提供

3.4.1 記録保存

クリーンウッド法では、第一種木材関連事業において、以下の書類及び記録を5年間保存することが求められています¹⁰。

- (1) 丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類
- (2) その書類又はそれ以外の我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報の内容に対し、法令等情報その他必要な情報を踏まえて行った確認に関する記録

手順1で収集した書類は(1)に相当します。(2)については、事業者の任意の形式で対応することが可能ですが、チェックリスト1～3の記録が相当するため、これらを保存することも有効です。

これらの記録は、自社の合法性確認の手順を見直したり、評価の精度を向上させたりする際にも役立てることができ、また、事業者が適切に合法性確認を行ったことの根拠となりますので、国や取引相手等から合法性確認に関する報告を求められた場合などにも役立つ他、SDGs等の観点から自社の価値を説明する根拠にも活用可能と考えられます。

¹⁰ 判断基準省令第5条

3.4.2 販売先への書類提供

クリーンウッド法では、第一種木材関連事業において木材等の販売等を行う場合（消費者への販売の場合を除く）、以下の2事項を記載又は記録した書類を、当該木材等の販売先等に提供することが求められています¹¹。

- (1) 収集した情報の内容の確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨
- (2) クリーンウッド法第8条に基づく木材関連事業者の登録、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨（例えば、森林認証の認証番号や業界団体認定の認定番号等）

3.5 第二種木材関連事業における合法性確認（参考）

第二種木材関連事業においても、木材等を譲り受ける際に、調達先からの書類によって我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認を行います。第一種木材関連事業とは方法が異なります¹²。確認する書類は、調達先が合法性の確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合はその旨が記載又は記録された書類¹³、その他合法性の確認に資する書類¹⁴ですが、第一種木材関連事業を通じて販売された木材等については3.4.2項で規定される書類等、第二種木材関連事業を通じて販売された木材等については下記の書類が該当します。

第二種木材関連事業における木材等の販売にあたっては、以下の2事項を記載又は記録した書類を販売先等に提供することが求められます。

- (1) 調達先から提供された書類の内容の確認を行った旨、及び合法性の確認ができた場合にはその旨
- (2) クリーンウッド法第8条に基づく木材関連事業者の登録、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨（例えば、森林認証の認証番号や業界団体認定の認定番号等）

また、第二種木材関連事業においても、3.4.1節(2)の書類及び記録を5年間保存することが求められています¹⁵。

¹¹ 判断基準省令第4条

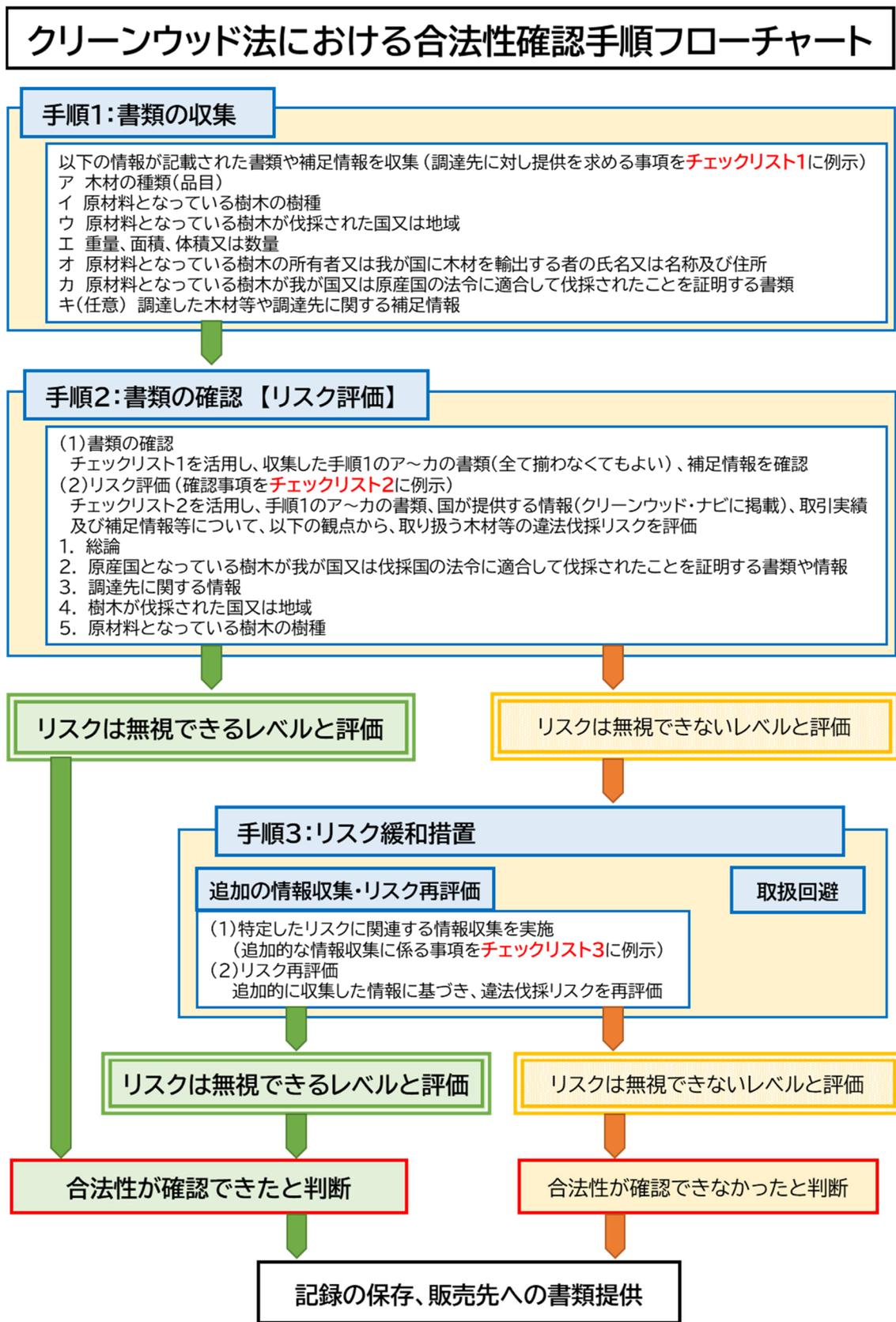
¹² 基本方針2-3

¹³ 判断基準省令第4条

¹⁴ 判断基準省令第2条第3号

¹⁵ 判断基準省令第5条

図 2 合法性確認手順フローチャート



4 手順1：書類の収集<チェックリスト1参照>

手順1の書類の収集では、調達先の事業者に対し、以下のア)～カ)の事項が記載された書類の提供を求めます。伐採国や木材等の種類によってはこれらの書類の全てを収集することができない場合もありますが、求めて得られなかったということも手順2の違法伐採リスク評価において活用できる情報となり得ますので、全ての書類の提供を求めることが重要です。

またア)～カ)に加えて、キ)補足情報の提供も調達先の事業者に求め、手順2において役立つことも可能です。チェックリスト1にはそれぞれの事項が記載された書類の例を掲載しています。

なお、国産材については樹木の伐採時に行政手続が必要となることが一般的ですが、手順1で収集したい情報は、多くが当該行政手続書類に記載されています。チェックリスト1には、国内の行政手続書類の詳細な例をA欄に掲載していますので、当該欄及びこれらの書類を活用することで手順1の効率化を図ることができます。

ア)～キ)及びA)の書類の内容等については、それぞれ以下のとおりです。

ア) 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

調達する木材等の原材料となっている樹木が法令に適合して伐採されたことを証明する書類(合法性証明書)は、木材等の合法性確認の上で最も重要な書類です。以下の書類が該当します。

複数の伐採国又は地域で伐採された樹木が原材料となって製造される木材等の場合には、それぞれについて、法令に適合して伐採されたことを証明する書類を収集します。

- 政府や地方自治体等の公的機関が発行する合法性証明書(国産材の場合は後述するA)及び別表1を参照)
- 森林認証や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者が発行する合法性証明書
- 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者が発行する合法性証明書
- 伐採者等が自主的に発行する合法性証明書

各国の公的機関が発行する証明書として、具体的にどのような書類が法令に適合して伐採されたことを証明するものなのか、林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」の国別情報のページで情報提供を行っています。また、国際機関等も同様の情報を提供しています¹⁶。国産材については、後述のA)とともに、本手引きの別表1に示しています。

公的機関が発行する証明書が最も厳格に合法性を証明していると考えられますが、伐採にあたり公的機関からの証明書が必要ではない場合や公的機関からの証明書が発行されない国や地域があることから、公的機関により証明書が入手できない場合もあります。その様な場合は、第三者機関による認証等と受けた事業者が発行する合法性証明書や伐採者等が自主的に発行する合法性

¹⁶ 本手引きの別冊「リスク評価関連情報提供サイトのリスト」に例を記載しています。

証明書の活用が考えられます。これらの森林認証や合法性検証、林野庁ガイドラインに基づく認定は民間の取組であることに注意が必要です。

森林認証や合法性検証、林野庁ガイドラインに基づく認定は、個々の木材等ではなく事業者に対して認定証や認定番号が発行されていることに注意が必要です。このため、認定証に加え、認定制度に基づく、調達する木材等に対する合法性証明書を入手することが重要です。合法性証明書の形態としては、証明書や宣誓書のような形のほか、木材等の合法性を証明する文言が記載された納品書や契約書である場合があります。

(参考) 森林認証とは

森林認証とは、持続可能な管理がなされている森林に対して、独立した第三者機関が一定の基準に基づいて審査・認証を行い、認証された森林から産出される木材及び木材製品を分別し、認証材として表示管理する仕組みです。認証の基準等はそれぞれの機関によって異なりますが、適正な森林管理に対する FM (Forest Management) 認証と、そこから生産された木材の加工流通段階における適切な管理に対する CoC (Chain of Custody) 認証の二種類の認証によって仕組みが構成されることが一般的です。事業者は経営している森林の一部のみについて FM 認証を取得することができますし、一部の事業所や製品グループに限って CoC 認証を取得することもできます。また CoC 認証を取得した事業者は非認証材を取り扱うこともできます。代表的な森林認証としては FSC や PEFC、SGEC が挙げられます (表 3)。

また、FSC や PEFC では「ミックス製品」というカテゴリーもあります。これは CoC 認証を受けた事業者が、認証林から生産された認証材に、合法性などについての一定の規格に合致して調達された木材 (FSC では「管理木材 (Controlled Wood)」、PEFC では「管理原材料 (Controlled Source)」と呼ばれます。) を混ぜて製造した製品です。

表 3 主な森林認証

FSC (森林管理協議会：Forest Stewardship Council)	<ul style="list-style-type: none">• WWF (世界自然保護基金：World Wide Fund for Nature) を中心に発足した認証の仕組み。• 世界的規模で森林認証を実施。
PEFC (PEFC 森林認証プログラム：Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes)	<ul style="list-style-type: none">• ヨーロッパ 11 カ国の認証組織が連携して発足した認証の仕組み。• PEFC の基準・指標に合致した各国の認証制度と相互承認する仕組みによって、世界的規模で広がっている。• 相互承認している各国の認証制度の例：SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council、日本)、SFI (Sustainable Forestry Initiative、北米)、CSA (Canadian Standards Association、カナダ)、MTCC (Malaysian Timber Certification Council、マレーシア)、Responsible Wood (オーストラリア・ニュージーランド)
SGEC (一般社団法人 緑の循環認証会議：Sustainable Green Ecosystem Council)	<ul style="list-style-type: none">• 我が国の林業団体や環境 NGO 等により発足した認証の仕組み。• 我が国の実情に応じた基準等を設定。• PEFC と相互承認している。

(参考) 林野庁ガイドラインに基づく合法性証明とは

林野庁ガイドラインは、正式には、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」といい、解説編 1.3.2 項でも解説したとおり、我が国の違法伐採対策として、平成 18 (2006) 年にグリーン購入法の基本方針が見直され、政府調達において合法性や持続可能性が証明された木材の調達を促進する措置が導入されたことに併せて、木材の合法性や持続可能性の証明の基準として示されたものです。

林野庁ガイドラインでは、合法性等の証明方法として、森林認証等を活用する方法、業界団体の認定を活用する方法、個別企業等の独自の取組による方法が示されています (表 4)。このうち業界団体の認定を活用する方法は広く普及しており、公共調達のみならず、民間の取引にも拡大しつつあります。

林野庁ガイドラインでは、上記の何らかの認証や認定を受けた事業者間での取引において、森林所有者等から国等の発注者までの商流上の全ての事業者が、「調達先から受領した証明書等を踏まえて証明書を作成し、次の取引相手に交付する」ことを繰り返していくことを基本としています。合法性についての情報を取引先に伝達するという面ではクリーンウッド法と似ていますが、クリーンウッド法は「対象事業者は認証や認定を受けた者に限られない」、「調達する事業者は、証明書を受領するだけでなく、当該木材等について、主体的に合法性確認を行う」という面で林野庁ガイドラインとは異なる取組です。

表 4 林野庁ガイドラインに基づく合法性の証明方法

森林認証制度及び CoC 認証制度を活用した証明方法 ¹⁷	<ul style="list-style-type: none">事業者は、森林認証又は CoC 認証を取得する。伐採事業者等は、認証森林から生産された木材等であることの証明書を販売先に発行。流通・加工事業者は、認証木材等を譲渡す際は、CoC 認証取得の証明書を発行するとともに、各認証制度の基準に応じて、製品にラベリング等を実施。
森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法	<ul style="list-style-type: none">森林・林業・木材産業関係団体は、合法性の証明された木材等を供給するための自主行動規範等を作成。上記団体が、当該規範等に基づき適切な取組を実施している事業者について、申請に基づき認定。認定事業者は、取り扱う木材等について、合法に伐採されたこと及び、本取組に係る木材等とそれ以外が分別管理されていること等の証明書を、取引先に発行。
個別企業等の独自の取組による証明方法	<ul style="list-style-type: none">上記 2 つの方法によらず、個別の事業者が独自の取組によって、伐採から納入に至るまでの流通経路等を把握した上で証明を実施。

¹⁷ 森林認証制度及び CoC 認証制度については、p23 「(参考) 森林認証とは」を参照

(参考) 合法性検証とは

合法性検証とは、認証企業などが一定の基準に基づいた審査を行い、木材や木材製品が、伐採国の法律に適合して伐採されたことを証明する制度であり、OLB、LegalSource（旧 VLO 及び VLC）などが知られています¹⁸（表 5）。森林認証と同様、伐採段階と流通段階で異なった基準が用意されている場合があります。

表 5 主な合法性検証

Origine et Légalité des Bois (OLB) ¹⁹	<ul style="list-style-type: none">EU 木材規則 (EUTR) のモニタリング機関である検査・認証企業 Bureau Veritas（本拠フランス）提供。森林事業者認証（17 事業者が取得、2023 年現在。以下、この表において時点同じ）は主にアフリカの事業者が、CoC 認証（48 事業者）は欧米の事業者も取得。
LegalSource ²⁰	<ul style="list-style-type: none">EUTR のモニタリング機関である非営利団体 Preferred by Nature（本拠デンマーク）提供。非営利団体 Rainforest Alliance の SmartWood プログラムが提供していた合法産地検証 Verification of Legal Origin (VLO)と法順守検証 Verification of Legal Compliance (VLC)が統合、移管。16 か国 48 事業者が取得。
Timber Legality Verification (TLV) ²¹	<ul style="list-style-type: none">EUTR のモニタリング機関である管理・監査・認証企業 Control Union Certifications（本拠オランダ）提供。米国レイシー法や EU 木材規則に合わせた基準を策定。
Legal Harvest ²²	<ul style="list-style-type: none">森林認証などの第三者認証・監査企業 Scientific Certification Systems (SCS)（本拠米国）提供。米国レイシー法、EUTR 等の要求事項を遵守していることを証明。インドネシアの 2 社が取得。
Verification of Legal Compliance (VLC) ²³	<ul style="list-style-type: none">UKTR のモニタリング機関であり、英国木材貿易連合 (UK TTF) が監査機関として契約している英国の第三者認証機関 Soil Association 提供。

¹⁸ 出典：平成 30 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業報告書 p17

¹⁹ <https://www.bureauveritas.fr/besoin/certification-olb>

²⁰ <https://preferredbynature.org/certification/legalsource/certify-your-due-diligence>

²¹ <https://certifications.controlunion.com/en/certification-programs/certification-programs/tlv-timber-legality-verification>

²² <https://ja.scsglobalservices.com/services/timber-legality-verification-legal-harvest>

²³ <https://www.soilassociation.org/certification/forestry/forest-management-fm/is-your-timber-legal/>

イ) 原材料となっている樹木の所有者又はその木材の輸出者の氏名、名称、住所

調達先の事業者とは、国産材の場合は原材料となっている樹木の所有者（森林所有者又は素材生産業者）、輸入材の場合はその輸出事業者（シッパー）のことで、所有者が複数の場合は、それぞれについて情報を収集します。なお、合法性確認を行う事業者自身が樹木の所有者である場合は情報収集は不要となります。第一種木材関連事業者にとっては直接の取引相手の情報ですので、容易に把握することができる場合が多いと考えられます。言い換えれば、素性の分からない事業者等との取引は慎重に検討すべきと思われます。

一般的には、木材等の売買契約書のほか、輸入材については通関時に必要となる書類、国産材については行政手続書類に記載されています。

ウ) 樹木が伐採された国又は地域

調達する木材等の原材料となっている樹木の伐採地の情報であり、ア) の書類が国の制度に基づく証明である場合は国名が、地方自治体等による証明である場合は地域名が該当します。輸入材の場合、木材等の調達先の国又は地域（イの輸出者の所在地）と、その原材料となった樹木が伐採された国又は地域が異なる場合があるため注意が必要です。また、調達した木材等の原材料が複数の国又は地域で伐採された木材から構成されている場合、それぞれの伐採国又は地域の情報が必要です。

当該伐採国又は地域において、汚職や腐敗が行われている可能性が高い等、法制度が適切に機能しているか懸念がある場合や、違法伐採対策に関する法令が整備されていない場合などでは、輸入する木材等に関するア) の書類が合法性の確認に十分なものであるか、より慎重な判断が求められます。

一般的には、ア) の書類のほか、輸入材については通関時に必要となる書類（丸太及び製材の場合、原産地証明書等）に記載されている場合があります。

エ) 原材料となっている樹木の樹種名

原材料となっている樹木の樹種名とは、通常取引で使用される樹木の名称です。樹種名には、「スギ」、「ダグラスファー」等、生物学的に単一の種の名称もあれば、「メランティ（マレーシア・インドネシア産サラノキ属の多く）」、「ユーカリ（ユーカリ属）」等、単一の属の中の複数の種を指す名称もあります。さらに「SPF（北米産トウヒ属、マツ属、モミ属の総称）」のように、複数の属を含むものの範囲が明確な総称や「その他広葉樹」等、範囲が明確ではない総称が用いられることもあります。入手した樹種名の情報が示す範囲を把握することが重要です。この際、木材表示推進協議会の「木材に表示する樹種名²⁴」にまとめられている樹種名を参考にすることも有効です。

ワシントン条約（CITES）や伐採国・地域の法令等によって、伐採や流通が禁止・制限されている樹種があることや、希少性が高いなどの理由により、違法伐採の対象となりやすい樹種があることに注意が必要です。樹種情報は、調達先からの書類がなくても、納入された木材等の目視

²⁴ <https://fipcl.jp/jusyumei.html>

や分析によって直接確認することができる点が大きな特徴です。

一般的にはア) の書類や納品書、契約書のほか、輸入材については通関時の書類（パッキングリストやタリーシート等）にも記載されている場合があります。

オ) 木材等の種類

木材等の種類（品目）は「1.3 対象物品」の表1の項目が相当します。なお、国産材の場合は丸太となります。

木材等の種類から、その物品が単一の材料でできている又は組み合わせたものなのか、伐採国又は地域、樹種が異なる複数の部材等を組み合わせたものなのかを推し量ることができ、合法性確認を行う上で必要な作業の把握に役立てることができます。

一般的には納品書、契約書に、輸入材については通関時に必要となる書類（仕入書／インボイス等）に記載されています。

カ) 重量、面積、体積、数量

調達する木材等の数量の情報であり、業界統計などで使われている単位を用いることが望ましいです。木材等の種類（品目）によって単位が異なることが多く、丸太や製材品は体積、合板等は体積や面積、チップは重量、家具等は数量（個数）で表されることが一般的です。

把握した数量等が、ア) の証明書類等に記載された数量等に見合ったものであるか等を推し量ることができます。

一般的には納品書や契約書のほか、輸入材については通関時に必要となる書類にも記載されています。また、国産材については、市場等の第一種木材関連事業者自らが検量することも多いと考えられます。

キ) 補足情報

補足情報とは、ア) ～カ) 以外の情報で合法性の確認に役立てることができる情報です。補足情報はクリーンウッド法において収集を明示的に求めるものではありませんが、手順2の違法伐採リスク評価において、「違法伐採リスクは無視できるレベル」と判断するために有効なことがあります。

以下に具体的な補足情報の例を示しますが、これらに限定されるものではありません。

(1) 調達する木材等に関する補足情報

- 森林所有者又は樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係の情報
森林所有者又は樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係についての情報は、ア) の書類が調達する木材等と対応するものかの確認に活用できます。
- 伐採地の詳細な情報
政府の汚職・腐敗や違法伐採事例が知られている国で伐採された樹木を原材料とする木材等であっても、伐採コンセッション等の情報や、当該地域又は土地区分（国有地と民有地など）では違法伐採事例が少ないことの情報を得ることは、違法伐採リスクの評価に役立つ

ことがあります。

- 原材料となった木材が人工林由来又は植林木であるか否かの情報
チークやマホガニー等、樹種によっては、天然林由来のものと人工林由来又は植林木であるかによって違法伐採リスクが異なるため、その情報を得ることは違法伐採リスクの評価に役立つことがあります。

(2) 調達先に関する補足情報

- 調達先の事業者との「合法伐採木材等を供給する」旨の契約書等
契約によって調達先は一定の制限を課されることから、納入する木材等について、合法性に関する条件が付与されているか否かという情報は、調達先の評価に活用できます。
- 調達先との取引実績、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはないか
調達先との取引実績や、その中で調達先が木材等の合法性に関し問題になったことがなかったか等の情報は、調達先の評価に活用できます。
- 森林認証や合法性検証等、信頼のできる独立した第三者機関による認定証、林野庁ガイドラインに基づく、森林・林業・木材産業関係団体からの合法木材供給事業者認定番号
ア) で述べたように、事業者に対する認定証等のみでは調達する木材の合法性が証明されているとは言えませんが、認証や認定の要件とされていることによって調達先は一定の制限を課されることから、調達先の評価に役立てることができます。
- 調達先の事業者の、合法性に関する自己宣言や取組についての報告等
調達先の評価に役立てることができます。

A) 国内の行政手続の詳細

我が国における樹木の伐採に係る法令に基づく行政手続書類について、別表1に詳細に記載するとともに、チェックリスト1でもA欄に整理しています。基本的にはア)の書類に該当しますが、手続の種類によってはイ)、ウ)、エ)の情報も記載されている場合があります。したがって、国産材においては、まずは別表1（チェックリスト1のA欄）に記載した書類の収集を試みることで、手順の効率化を図ることができます。

5 手順2：違法伐採リスク評価<チェックリスト2参照>

5.1 書類の確認

手順1における書類の収集の結果についてチェックリスト1を用いて確認します。続いて、情報の評価をチェックシート2で行います。

5.2 違法伐採リスクの評価

収集した書類等の内容をチェックリスト2に当てはめ、原材料となった木材が法令に適合せずに伐採された可能性（違法伐採リスク）に係る情報の評価を行います。具体的には下記の考え方や留意事項を踏まえ、「確認内容」の各項目に該当するかを判断し、該当する場合はチェック欄にチェックします。なお、チェック欄は「低リスク評価寄与度」が3段階に分かれています。低リスク評価寄与度が高い項目にチェックできれば、点線で囲まれた寄与度が更に低い項目の確認を省略することも可能と考えられます。

各項目に「自由記載欄」を設けています。この欄に、チェックを行った根拠や、参照した情報（クリーンウッド・ナビの国別情報やリスク評価関連情報提供サイト等）、特記事項等を具体的に記載することにより、次回以降の合法性確認に役立てることができます。また、事業体において、木材等に関する情報や参照情報が別途整理されている場合は「自由記載欄」に情報を記載するのではなく、チェックリストと木材等に関する情報が紐付くように管理することも有効と考えられます。

以下にチェックリスト2の各項目の考え方や、参照できる情報に関する留意事項（以下、行頭「■」で列記。）などを記載します。

<p>1 総論</p> <p>(1) 収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。</p> <p>収集した書類の期限が有効か及び発行日は妥当かについて確認を行います。違法伐採由来の木材に対して、有効期限が切れた書類のコピーが使いまわされる事例が散見されるため、書類の有効期限や発行日を確認することが重要です。</p> <p>■ 保管期間が長期にわたる木材等もあることから、発行日が古いことのみをもって、違法性のリスクが高いとは言えませんが、調達先への聞き取りや棚卸記録などの確認によって妥当性を確認することが有効です。</p> <p>(2) 調達する木材等の全量についての情報（合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名）を把握できています。</p> <p>手順1で収集した書類により、調達する木材等の全量についての情報が得られる場合、違法伐採リスクが低いと考えられます。</p> <p>■ 証明書類が全量を証明するものなのか、一部のみを証明するものなのか、確認することが重要です。</p> <p>(3) 調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。</p>

単一の材料から成る木材等はサプライチェーンが比較的単純であると考えられることから、違法伐採リスクが相対的に低い可能性があります。

- 複数の部材や材料を組み合わせた製品の場合、収集した書類や情報はその一部についてのみの可能性があるため、注意が必要です。
- 一種類の部材や材料からなる製品であっても、複数の伐採地域や樹種の木材等で構成されている場合があることに注意が必要です。

(4) 調達する木材等の一部についての情報（合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名）を把握できています。

合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名の根拠が原材料の一部しか把握できない場合は全部把握できる場合と比べてリスクが高いと考えられますが、リスクの高さは、不明な量が調達量全体の中に占める割合によっても変わってくるものと考えられます。

- 複数の部材や材料を組み合わせた製品の場合、その一部の部材についてのみの書類である場合があります。また、製材やチップ等の加工度の低い木材でも、複数のコンセッションで伐採された樹木を原材料として調達しているにも関わらず、一部の書類しか提供されていない場合があります。
- 提供された書類に記載されている数量より調達した木材等の量が下回る場合においても、全ての木材等についての証明となっていない場合があります。ことに注意が必要です。

2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報

法令に適合して伐採されたことを確認する上で最も重要な書類ですが、必ずしも公的書類が入手できるとは限りません。状況に応じて、合法性の確認を行うに十分な情報を得る工夫をすることが大切です。

(1) 調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています。

- 伐採国・地域の公的機関から発行される書類が必ずしも伐採段階の合法性を担保しているわけではないことに注意が必要です。特に、通関時の書類は最も入手しやすいと考えられますが、伐採段階の合法性を証明する書類と紐づけられている国もあれば、そのような制度になっていない（通関時の書類が伐採段階の合法性を担保しない）国もあります。
- 伐採された土地の区分によっては、一つの書類で伐採段階の合法性を担保できる場合もあれば、複数の書類や情報を揃えることが必要な場合もあります。また、ワシントン条約（CITES）附属書に記載されている樹種の場合などでは、土地区分ではなく樹種によって許可が必要になる場合があります。

- 伐採に関する許認可制度等がない場合も存在します（国産材の場合、森林法の対象外の土地で伐採された木材など）。そのような場合でも、次に示す（2）から（5）の情報によって合法性が確認できたと判断できる場合があります。
- 参照情報に掲載されていない書類を取得した場合は、事業者自身で制度を確認する、サプライヤーに追加の説明を求めるなどの工夫を行うことが考えられます。
- チェックリスト2において、この項目の低リスク評価寄与度を「大」としていますが、伐採国・地域の法執行状況が不十分で違法伐採リスクが高いと考えられる場合には、公的書類を入手できたことのみをもって合法性の評価を行うのではなく（2）の第三者機関による認証情報等の情報を合わせるなどの工夫を行うことも重要です。

<参照情報>

- 国産材：別表1
- 輸入材：クリーンウッド・ナビの国別情報、リスク評価関連情報提供サイトのリスト

（2） 調達した木材等について、森林認証（FSC や PEFC 等）や合法性検証等、第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています。

国産材と比較して輸入材は、法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類の入手の難易度が高い一方で、森林認証や合法性検証が広く普及しているため、その証明書であれば比較的容易に収集できる場合があります。また、伐採国や樹種から、公的機関が発行した書類だけでは違法伐採リスクが低いと評価できない場合においても、第三者機関による認証等の活用は有効と考えられます。

- 森林認証や合法性検証の信頼性に対し、疑義が生じている伐採国や加工国も存在しますので、留意が必要です。
- 調達先事業者に対する認証ではなく、調達した個別の木材等についての証明書を収集する必要があることに注意が必要です。

（3） 調達した木材等について、林野庁ガイドライン（平成 18 年）に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています。

国産材については、現在多くの森林組合や素材生産事業者が林野庁ガイドラインに基づき森林・林業・木材産業関係団体の認定を受け、合法性証明書を付けた丸太を供給しています。輸入材については、現在はアメリカの広葉樹輸出協会、カナダのケベック木材製品輸出振興会とロシアの極東木材輸出協会（ダリエクスポートレス）が海外の認定団体となっており、これらの団体の認定を受けた事業者が合法性証明書を発行しています。これらの合法性証明書をを用いて、違法伐採リスクが低いと評価することも可能です。

- 調達先事業者に対する認定書ではなく、調達した個別の木材等についての証明書を収集する必要があることに注意が必要です。

<参照情報>

- 合法木材ナビ²⁵:林野庁ガイドラインに基づく合法性証明の仕組みや、団体認定を受けた事業者名を確認することができます。

- (4) 伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています。

公的機関からの証明書等が発行されず、第三者機関による証明書も得られない場合などには、樹木の所有者等による自己証明を取得することにより違法伐採リスクを評価することも可能と考えられます。

海外では、米国など公的機関による伐採許可書等の発行が行われないケースや、私有地に対して伐採に関する届出等が不要なケースがあり、これらの場合に自己証明の活用が有効と考えられます。

- 自己証明を活用する場合には、証明書発行者の信頼性を合わせて評価することが重要です。
- 自己証明を用いる理由について調達者に確認することにより、自己証明を違法伐採リスクの評価に活用する妥当性の評価に役立てられると考えられます。
- 証明書類が紛失され、提供を受けられない場合においても、当該方法を活用することが考えられます。

- (5) 調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています。

直接の調達先から森林所有者又は樹木の伐採を行った事業者までの取引関係が明確であれば、違法伐採リスクは低いと評価することもできます。公的機関からの書類や、第三者機関等に基づく証明書がない木材等、また公的機関からの書類があってもリスクが高い伐採国や樹種からの木材等の合法性確認に有益です。

<参照情報>

- 輸入材：リスク評価関連情報提供サイト

3 調達先に関する情報

- (1) 調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます。

調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいる場合、違法伐採リスクは低いと評価することが考えられます。

- (2) 調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません。

²⁵ <http://www.goho-wood.jp/>

調達先との取引実績を違法伐採リスクの評価に用いることができます。

(3) 調達先は、何らかの認証や検証等を取得している又は認定等を受けている事業者です。

調達先の事業者が、森林認証や合法性検証、林野庁ガイドラインに基づく合法木材事業者認定など、木材の合法性に関する認証や認定を受けている場合、違法伐採リスクの評価に用いることができます。

原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことの証明のためには、事業者に対する認定証に加え、認定制度に基づく、調達する木材等に対する合法性証明書を入手することが重要です。

■ 木材等の品質など、合法性とは関係がない認証や認定は該当しないことに留意が必要です。

(4) 調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています。

調達先の事業者が、木材等の合法性に関する自己宣言や、独自に構築した環境マネジメントシステムや監査委員会による合法性確認の取り組みを行い、自社のホームページ等で公表している場合があります。このような調達先の取組状況を違法伐採リスクの評価に用いることができます。

<参照情報>

○ 調達先のホームページなど

4 材料となっている樹木が伐採された国又は地域

(1) 伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています。

公的機関が発行した法令に基づき伐採されたことを証明する書類は、違法伐採リスクの評価において重要ですが、この書類が事業者によって偽造されることや必要な審査等を経ずに発行される可能性もあることから、伐採国における法令の執行状況を違法伐採リスクの評価に活用することができます。

また、伐採国で違法に伐採された木材対策の法律（例；EU 木材規則や米国レイシー法）が整備されていれば、調達する木材等の違法伐採リスクはさらに低いと評価することも可能と考えられます。

■ 我が国については、トランスペアレンシー・インターナショナルが公開している 2021 年の腐敗認識指数（CPI）は 73 であり、腐敗は少ないと評価されています。また、違法伐採対策に関する法律として、クリーンウッド法が施行されています。

<参照情報>

○ リスク評価関連情報提供サイト：トランスペアレンシー・インターナショナルが

公開している腐敗認識指数が広く使われています。

- 違法伐採対策に係る法令整備の状況：クリーンウッド・ナビの国別情報や FAO の TimberLex²⁶に掲載されているものもあります。

(2) 伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません。

伐採国又は地域において汚職・腐敗が深刻だったとしても、森林・木材産業とは特に関連がない場合も考えられます。伐採国又は地域における違法伐採や違法行為等の報道の確認を行い、そのようなケースが稀であること確認できれば、違法伐採リスクは低いと評価することが可能と考えられます。

<参照情報>

- 輸入材：リスク評価関連情報提供サイト

5 原材料となっている樹木の樹種

(1) 調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています。

クリーンウッド法で求められている樹種名は、通常取引で使用されている樹種名ですが、特に生物学的な種や属までが把握できる場合、違法伐採リスクが低いと評価することが可能と考えられます。一方、「その他広葉樹」などの樹種名は多様な種を含み、通常取引で使用されていたとしても、樹種による違法伐採リスクの評価が困難です。

■ 「スギ」、「ダグラスファー」などは生物学的に単一の樹種名です。「メランティ（マレーシア・インドネシア産サラノキ属の多く）」、「ユーカリ（ユーカリ属）」、「アカシア（アカシア属）」等は単一の属の中の複数の種を指す樹種名です。

<参照情報>

- 木材に表示する樹種名（木材表示推進協議会）²⁷
- 木材図鑑：様々な木材図鑑が市販されています。また Web サイト²⁸もいくつか公開されています。

(2) 調達した木材等の樹種名は、範囲が明確な総称です。

通常取引で使用されている樹種名のうち、「SPF（北米産トウヒ属、マツ属、モミ属の総称）」などのように、生物学的には複数の属を含みますが、範囲が明確なものもあります。また「その他広葉樹」のように幅広い樹種が該当し得る総称であっても、伐採国や地域が特定されている、ある程度のサプライチェーンの把握ができていたといった調達先から範囲を明確にする情報が得られる状況により、生物学的な樹種名が

²⁶ <https://timberlex.apps.fao.org/>

²⁷ <https://fipcl.jp/jusyumei.html>

²⁸ 例：日本木材情報センター<<https://www.jawic.or.jp/woods/sch.php>>

限定的に推測される場合は、樹種名を把握していると判断しても差し支えありません。これらの情報は違法伐採リスクの評価を行う上でプラスの情報として評価することが可能と考えられます。

■ ハードウッド等、樹種ではなく商品名のみしか明らかでない場合があることに注意が必要です。

- (3) 調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません。

調達先から提供された書類に記載された樹種が伐採国に分布するものでない場合、樹種若しくは伐採国のいずれか、若しくは両方が間違っている可能性があります。伐採国に分布する樹種であるかを確認することは、違法伐採リスクの評価を行う上で重要です。

また伐採国・地域によっては、伐採や流通が禁止されている樹種があります。これらに該当しないことを確認することは、違法伐採リスクの評価を行う上で重要です。

■ 樹種によっては伐採や取引に許可制などの規制がある場合もあります。この場合には、許可書等の必要な手続きが行われていることを示す書類を確認することが重要です。(2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報 参照)

<参照情報>

- 木材図鑑：樹種ごとに自然分布域、植栽されている国が掲載されている場合があります。
- クリーンウッド・ナビの国別情報
- リスク評価関連情報提供サイト：特に IUCN レッドリスト²⁹には樹種ごとに自然分布域、植栽されている国が掲載されています。

- (4) 植林木／人工林由来の木材のみが原材料として使われています。

チークやマホガニーなど、同一樹種であっても、植林木や人工林由来の木材は天然林由来の木材よりも違法伐採事例が少ない場合もあることから、これらの情報を確認し違法伐採リスクの評価に用いることも可能と考えられます。

- (5) 伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません。

伐採国又は地域において、高価で希少性が高い樹種等、特定の樹種に対して選択的に違法伐採が行われている場合があります。このような場合には、調達した木材等の原材料となっている樹木の樹種名について特定できなくても、伐採国で違法伐採が行われている樹種を特定し、調達した木材等の原材料には含まれていないことを確認で

²⁹ <https://www.iucnredlist.org/ja>

きれば、違法伐採リスクが低いと評価することも可能です。

<参照情報>

- クリーンウッド・ナビの国別情報、リスク評価関連情報提供サイト

5.3 合法性確認の判断

チェックリスト2の1～5の各項目のチェック結果に基づき、総合的なリスク評価とそれに基づく合法性確認の判断を行います。どれ程度又はどの項目にチェックが付けば違法伐採リスクが無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断するかは、チェックリスト2の低リスク評価寄与度を参考として事業者自身が判断することとなります。

例えば、調達した木材等の原材料となっている樹木が伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類を取得できなくても(2(1), (2), (3))、伐採国や樹種(4, 5)から違法伐採リスクが低いと評価することは可能と考えられます。反対に、伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得できても(2(1))、その国で汚職や腐敗が行われている可能性が高く(4(1))、違法伐採も知られている(4(2))場合には、森林認証に基づく合法性証明(2(2))や取引先との合法伐採木材に関する契約(3(1))などと合わせなければ、違法伐採リスクが低いと評価することは難しいと考えられます。いずれの場合においても、収集した情報を評価し、合法性の確認に至った経緯を説明できるようにすることが重要です。

違法伐採リスクが無視できるレベルと評価できず、合法性が確認できなかったと判断した木材等については、手順3のリスク緩和措置を行います。

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項

社内管理番号:

「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認できれば、下位の項目の確認は省略可能です。

No.	低リスク評価寄与度			確認内容	チェックリスト1の事項	自由記載欄
	大	中	小			
1 総論						
(1)	<input type="checkbox"/>			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>			調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
(3)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
3 調達先に関する情報						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)		<input type="checkbox"/>		調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)		<input type="checkbox"/>		調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	
(4)			<input type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域						
(1)	<input type="checkbox"/>			伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	
(2)		<input type="checkbox"/>		伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
5 原材料となっている樹木の樹種						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	
(2)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	
(4)		<input type="checkbox"/>		植林木／人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)			<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？						
	<input type="checkbox"/>			違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		
	<input type="checkbox"/>			違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ		

6 手順3：リスク緩和措置<チェックリスト3参照>

6.1 リスク緩和措置の実施

手順2において合法性が確認できなかつたと判断した木材等について、事業者はリスク緩和措置を実施します³⁰。リスク緩和措置としては、リスクを減らすための措置である「追加の情報収集に基づく違法伐採リスクの再評価」及びリスクを完全に避けるための措置である「取扱いの回避」が挙げられます。手順2における合法性確認の判断はあくまでも事業者に委ねられますが、必要に応じて手順3を行うことにより、合法性確認の精緻化、調達先からの確実な合法伐採木材の確保を達成することが期待されます。

6.1.1 追加の情報収集及び収集した情報の評価

追加の情報収集では、手順1で収集した情報の再精査や、収集できなかった情報の再収集も含め、取り扱う木材等に関する情報を改めて収集します。この際、チェックリスト2の項目1～5の中でチェックできなかった項目を踏まえて、どのような情報を新たに収集するのかを検討することが重要です。チェックリスト3に追加の情報収集の内容を例示しています。追加的に収集できた情報については、違法伐採リスクに係る評価を行います。追加的に収集できた情報の内容によっては、リスク評価に当たってチェックリスト2を再度活用することも可能です。

チェックリスト3では、実施した情報収集の内容に該当する項目のチェック欄にチェックします。「自由記載欄」は事業者が自由に使用することができますが、どのように追加の情報収集や違法伐採リスクの評価を行ったか、後から分かるような記載がされていることが有効です。例えば、情報収集の具体的方法や収集した情報の内容、それらに基づく違法伐採リスクに係る評価、評価に当たって参照した情報(クリーンウッド・ナビの国別情報やリスク評価関連情報提供サイト等)等が該当します。また、個別の状況に応じた対応が必要となることから、事業者の創意工夫によってチェックリスト3に例示されていない情報収集を行うことも十分に考えられることに留意が必要です。その場合は、チェックリスト3の3(4)「その他」の行を活用することができます。

なお、手順2までの説明において、我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたこととして、国内であれば森林法など直接的に伐採の許可等に関わる法令への適合のみを示していますが、伐採国や取引相手等の状況に応じて、労働安全や人権など、伐採に関する他法令の遵守状況の評価することも必要な場合があると考えられ、その場合も追加の情報収集によって対応することが必要と考えられます。

上記を踏まえ、以下にチェックリスト3で例示した各項目の考え方を記載します。

³⁰ 判断基準省令第3条

<p>1 取引関係者について</p> <p>取引関係者がどのような事業者か、信用に足るか等について追加の情報を収集します。サプライチェーンをさらに遡って情報を求めることや、当該木材流通に知見を有する専門家や市民団体、公的機関などのステイクホルダーに対して情報収集を行うことが考えられます。</p> <p>(1) 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める。</p> <p>(2) 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる。</p> <p>(3) 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する。</p>
<p>2 調達する木材そのものについて</p> <p>サンプル品を含め、調達する木材が手元にある場合は、木材そのものを調べることにより、樹種や伐採国又は地域の情報を得ることができます。科学的な分析に基づくデータを得られること、木材関連事業者自らが主体的に調べることができることから、精度の高い情報が取得できることが特徴です。</p> <p>(1) 木材の目視を行う。</p> <p>(2) 木材の組織観察を行う。</p> <p>(3) 木材の DNA 分析を行う。</p> <p>(4) 木材の安定同位体分析を行う。</p>
<p>3 その他の情報について</p> <p>1、2以外の情報を収集します。手順1において収集した書類そのものの真偽や記載事項の精査、収集できなかった情報の再収集も含まれます。</p> <p>(1) 問い合わせや訪問調査を行う。上記1(1)、(2)と同様の方法を取ることや、リスク評価関連情報提供サイトを確認することも有効です。</p> <p>(2) 伐採地の衛星データを確認する。</p> <p>(3) 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する。</p>

6.1.2 取扱いの回避

手順2によって合法性が確認できなかった木材等については、リスクを完全に避けるため、当該木材等の取扱いそのものを回避することも考えられます。手順2のリスク評価によって、6.1.1の追加の情報収集等の措置を行うまでもなく違法伐採リスクが明らかに大きいと評価された木材等の取扱いを回避することは、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する観点から重要な選択肢のひとつと考えられます。取扱い回避の手法としては、調達先の変更という直接的な方法のほか、当該調達先に対する原材料の調達先や樹種等の変更の申入れ等が考えられますが、代替となる木材等の調査や、手順1からの全てのプロセスのやり直し等の必要が生ずるため、コストのかかる手段であるという側面もあります。

6.2 合法性確認の再判断

6.1.1 の追加の情報収集及び収集した情報の評価に基づき、5.3 と同様に、総合的なリスクの再評価とそれに基づく合法性確認の再判断を行います。法令に適合せずに伐採されたリスクが無視できると評価できた木材等は、合法性が確認できたと判断することができます。

合法伐採木材の流通及び利用を促進や事業者のリスク回避の観点から、手順3によっても合法性が確認できなかった木材等については、6.1.2 と同様に取扱いを回避することも重要な選択肢のひとつです。取扱い回避の特徴は 6.1.2 と同様です。

チェックリスト3 リスク緩和措置に係る追加的な情報収集事項

社内管理番号:

追加の情報収集の内容		チェックリスト2の 項目番号 (No.)	自由記載欄
1	取引関係者について		
(1)	<input type="checkbox"/> 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	2, 3, 4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/> 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる		
(3)	<input type="checkbox"/> 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する		
2	調達する木材そのものについて		
(1)	<input type="checkbox"/> 木材の目視を行う	4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/> 木材の組織観察を行う		
(3)	<input type="checkbox"/> 木材のDNA分析を行う		
(4)	<input type="checkbox"/> 木材の安定同位体分析を行う		
3	その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む		
(1)	<input type="checkbox"/> 問い合わせや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認する		
(3)	<input type="checkbox"/> 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する		
(4)	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）：	-	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できましたか？			
<input type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました			
<input type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました			

別表 1 我が国における樹木の伐採に係る法令に基づく行政手続に係る書類

樹木を伐採する森林の種類		行政手続に係る書類	申請(届出)先 行政機関	法令上の根拠	備考	
1	民有林 普通林	森林経営計画対象森林	森林経営計画及び森林経営計画の認定書	市町村等	森林法第 11 条	計画対象森林が、複数の市町村にわたる場合は都道府県知事が、複数の都道府県にわたる場合は農林水産大臣が認定を行います。
2		森林経営計画対象森林以外の森林	伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採造林届」という。)を受けて市町村から発出される適合通知書若しくは確認通知書、又は伐採造林届の写し	市町村	森林法第 10 条の 8 第 1 項	
3		森林法第10条の2の規定に基づく許可(いわゆる林地開発許可)を受けた森林	開発行為に係る許可の申請書及び許可書(いわゆる林地開発許可書)	都道府県	森林法第 10 条の 2 第 1 項	樹種は記載されていません。また、樹木の所有者が記載されていない場合もあります。
4		保安林(保安施設地区)	保安林又は保安施設地区における立木の伐採に係る許可申請書及び許可決定通知書(例えば、保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定通知書)	都道府県	森林法第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項又は第34条の 3 第 1 項(第44条において準用する場合も含む。)	

※ 国有林野事業において生産された木材を取り扱う場合には、行政手続書類に代えて、売買契約書等の書類を活用できます。

卷末資料2 リスク評価関連情報提供サイトのリスト

リスク評価関連情報提供サイトのリスト

目次

リスク評価関連情報提供サイトのリストの概要	1
1) ティンバーレックス (TimberLex)	3
2) 森林ガバナンスと合法性 (Forest Governance and Legality)	4
3) ソーシング・ハブ (Sourcing Hub)	7
4) FSC リスク評価プラットフォーム (FSC Risk Assessment Platform)	10
5) 違法森林減少と関連取引リスク (Illegal Deforestation and Associated Trade (IDAT) Risk)	12
6) オープン・ティンバー・ポータル (Open Timber Portal)	14
7) グローバル・フォレスト・ウォッチ (Global Forest Watch)	16
8) 腐敗認識指数 (Corruption Perception Index)	17
9) IUCN 絶滅危惧種レッドリスト (Red List of Threatened Species)	18
10) フェアウッド・パートナーズ	19

リスク評価関連情報提供サイトのリストの概要

クリーンウッド法に基づく第一種木材関連事業（うち、丸太の譲受け、委託販売、木材等の輸入）における合法性確認では、以下の書類の内容確認にあたり、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績その他必要な情報を踏まえることが求められています¹。

イ) 丸太又は輸入した木材等について、次に掲げる事項が記載された書類（納品書、通関書類など）

- (1) 種類及び原材料となっている樹木の樹種
- (2) 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
- (3) 重量、面積、体積又は数量
- (4) 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所

ロ) イ) の丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

また上記による合法性の確認ができなかった場合、それ以外の我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報を収集し、法令等情報その他必要な情報を踏まえ、その内容を確認することが求められています²。

本リストでは、これらのその他必要な情報として、違法伐採や各国のリスク等の合法性確認に資する情報の提供サイトと、各サイトが提供する情報の確認方法を例示します。表1では、情報提供サイトの一覧と、それらのサイトが「クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」のチェックリスト2及びチェックリスト3のどの項目を確認する際に特に参考になるかをまとめています。

【免責事項】

本リストでは、木材調達時のリスク検討に当たって活用可能な資料を掲載しています。なお、掲載している資料には、実務で任意に使用されているものも含まれますが、正確性を担保するものではありません。また、これらのサイトに掲載された情報、評価結果等はそれぞれ背景や目的が異なる場合もあり、必ずしも我が国の事業者による木材調達に着目したものではないことから、それらの資料のみに依拠するのではなく、事業者固有の状況に応じた検討が必要になることも留意が必要です。本リストで紹介するサイト以外にも、様々な情報や資料が公開されており、必要に応じてそれらも参照することができます。

¹ 判断基準省令第2条第1号

² 判断基準省令第3条第1号

表 1 クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引きのチェックリスト項目と参考となる情報提供サイト

チェックリスト	項目	確認したい事項	1 ティンバーレックス	2 森林ガバナンスと合法性	3 ソーシング・ハブ	4 FSCリスク評価プラットフォーム	5 違法森林減少と関連取引リスク	6 オープン・ティンバー・ポータル	7 グローバル・フォレスト・ウォッチ	8 腐敗認識指数	9 IUCN絶滅危惧種レッドリスト	10 フェアウッド・パートナーズ
2	2(1)	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類の取得の有無	○	○	○	○		○				
	2(5)	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係			○							
	4(1)a	伐採国の汚職・腐敗が行われている可能性					○			○		
	4(1)b	違法伐採対策に関する法令の整備状況	○	○	○							
	4(2)	伐採国又は地域における、違法伐採や違法行為等の有無		○	○	○	○					○
	5(3)a	当該の樹種が、記載された伐採国又は地域に分布するものかどうか				○	○				○	
	5(3)b	伐採国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種が含まれていないか	○		○	○	○					
	5(6)	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種が含まれていないか		○	○		○					○
3	3(1)	伐採地に関するヒアリングや訪問調査の結果			○							
	3(2)	伐採地の衛星データ						○	○			

1) ティンバーレックス (TimberLex)

【情報サイトの概要】

ティンバーレックスは国際食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization of the United Nations : FAO) が運営するデータベースサイトで、日本政府 (農林水産省) の資金拠出によって作成されたものです。世界 50 か国の森林経営、木材生産、貿易に関する法律や政策、国際条約を含む包括的な国別の法令情報が参照できます。

【掲載されている情報の概要】

主要な木材貿易国の法令の概要は、FAO が策定した木材の合法性に関する指針となる法的要素 (Guiding Legal Elements : GLEs) に基づいて構成されており、木材流通の各段階を把握するための 4 項目に分類されています：(1) 土地所有権と森林経営、(2) 木材の伐採活動、(3) 加工・輸送・貿易、(4) 税金と手数料。GLEs は木材の合法性に関する各分野の法的文書の一覧として、各国の適用法令の概要と関連する国内法の抜粋、または原文を提供しています。また、GLEs を検索項目として使用することで、異なる国の法令を比較することも可能です。また、一部の国については、伐採に際して公的機関等から発行される書類のサンプルが掲載されています。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	http://34.149.51.237/ 
共通	<p>➔ トップページから画面左側の Country profile から参照する国を選択すると、「Full Country Profile (国概況)」、「Relevant Legal Framework (関連法制度)」、「Additional documents (追加資料)」と表示され、EU 木材規則 (EU Timber Regulation : EUTR) を踏まえて 4 つに分類された合法性確認に資する情報が表示される。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ Land Tenure and Forest management (土地所有権と森林経営)➤ Timber harvesting activities (木材の伐採施業)➤ Processing, transport and trade (加工・輸送・貿易)➤ Taxes and fees (税金と手数料) <p>➔ 各分類を選択すると、左側にグレーの文字で目次のような形式で詳細な項目が表示される。確認したい項目を選択すると右側に適用法令の要約、国内法の抜粋及び全文 (原文) が表示される。</p>

<p>チェックリスト2 2(1)</p>	<p>◎各国のページにおいて、伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類様式やその書類が証明している事項に関する情報が確認できる。</p> <p>➔ 「Additional documents (追加資料)」から書類をダウンロードする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ダウンロードしたファイル内の各リストがリンクになっており、リンク先には伐採に係る書類の例が掲載されている（未掲載の国もある）。 ➤ 「Land Tenure and Forest management (土地所有権と森林経営)」の例： <ul style="list-style-type: none"> ◇ Forest management plans/work plans/operational plans (森林経営計画／作業計画／施業計画) ◇ Designation of forest areas where logging is restricted (伐採制限のある森林区域の指定) ◇ Concession licenses (コンセッションライセンス) ➤ 「Timber harvesting activities (木材の伐採施業)」の例： <ul style="list-style-type: none"> ◇ Harvesting (伐採) ◇ Rights attached to logging authorisations and post-harvest requirements (伐採許可と伐採後の要求に付随する権利) ◇ Identification and/or protection of environmental and social values affected by harvesting (伐採の影響を受ける環境・社会的価値の特定と保護)
<p>4(1)b</p>	<p>◎違法伐採対策の法令に関する情報が確認できる。</p> <p>➔ 「Processing, transport and trade (加工・輸送・貿易)」において、違法伐採由来の木材の輸入に関する規制が確認できる。</p>
<p>5(3)b</p>	<p>◎伐採国又は地域における保護樹種または禁伐種等に関する情報が確認できる。</p> <p>➔ 「Timber harvesting activities (木材の伐採施業)」には「Protection of wildlife and biodiversity (野生動物と生物多様性の保護)」などの項目がある。</p>

2) 森林ガバナンスと合法性 (Forest Governance and Legality)

【情報サイトの概要】

英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）が運営している情報サイトで、2000年代から運営されていた違法伐採関連の総合情報ポータルサイト「IllegalLogging.info」の後継サイトです。チャタムハウスは1920年に設立された独立系民間シンクタンクであり、国際問

題に関する研究の組織、情報の交換などを主目的に幅広い活動を続けています³。

【掲載されている情報の概要】

木材の生産国（伐採国）、消費国に関する 19 か国の国別情報ページがあり、チャタムハウス独自の調査手法に基づく各国の森林政策・ガバナンス（法的・制度的枠組、法執行）の評価や森林資源の減少状況、木材・木材製品の合法・違法輸出に関するリスク評価が掲載されています。一部の国については、丸太、製材、単板、合板など品目ごとのリスク評価も示されています。その他、各国における違法伐採等に関連する専門家の報告書も多数掲載されています。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://forestgovernance.chathamhouse.org/ 
共通	<p>➔ トップページ上部にあるメニューから「Country Profiles（国概況）」を選択すると 19 の国名が表示され、確認したい国を選択する。</p>
チェックリスト 2	<p>◎資料には当該国内の法制度や執行状況などの説明があり、法令の名称や詳細の把握に参照できる。</p> <p>➔ 「Forest policy and governance（森林政策とガバナンス）」の「Download data」を選択すると詳細な資料を入手できる。</p>
4(1)b	<p>◎違法伐採対策に関する法令の整備状況等が確認できる。</p> <p>➔ 「Forest policy and governance（森林政策とガバナンス）」の大項目には以下の小項目がある。なお、国によって大項目、小項目の数が異なる（省略されている）場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Legal & Institutional Framework（法的・制度的枠組） ➤ Tenure & Resource Allocation（保有権と資源配分） ➤ Regulating Demand（需要の統制） ➤ Rule of Law（法の支配） <p>➔ 画面左側の「>」を選択すると、以下の詳細な指標に基づく評価が参照できる。</p>

3

<https://kotobank.jp/word/%E7%8E%8B%E7%AB%8B%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E5%95%8F%E9%A1%8C%E7%A0%94%E7%A9%B6%E6%89%80-38926>

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ Legal & Institutional Framework (法的・制度的枠組) <ul style="list-style-type: none"> ◇ High-level policy (高いレベルの政策) ◇ Legal & Institutional Framework (法的・制度的枠組) ◇ International engagement (国際的な取組) ➤ Tenure & Resource Allocation (保有権と資源配分) <ul style="list-style-type: none"> ◇ Tenure & use rights (保有と利用の権利) ◇ Resource allocation procedures (資源配分手続き) ➤ Regulating Demand (需要の統制) <ul style="list-style-type: none"> ◇ Legislation & regulations on illegally sourced timber (違法伐採木材に関する法律と規制) ◇ Policies & measures concerning demand for legal timber (合法木材の需要に関する政策と措置) ➤ Rule of Law (法の支配) <ul style="list-style-type: none"> ◇ Timber tracking & chain of custody (木材追跡&管理の連鎖) ◇ Law enforcement (法施行)
4(2)	<p>◎伐採国又は地域における、違法伐採や違法行為等の有無に関するリスクが確認できる。</p> <p>➔ 「Forest policy and governance (森林政策とガバナンス)」の大項目には以下の小項目がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Regulating Demand (需要の統制) <p>➔ 画面左側の「>」を選択すると、さらに以下の詳細な指標に基づく評価が参照できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Regulating Demand (需要の統制) <ul style="list-style-type: none"> ◇ Legislation & regulations on illegally sourced timber (違法伐採木材に関する法律と規制) ◇ Policies & measures concerning demand for legal timber (合法木材の需要に関する政策と措置)
5(6)	<p>◎樹種を天然木と植林木とに大別した場合のリスク、および森林経営や保護・保全地域における禁伐種の伐採リスクなどが確認できる。</p> <p>➔ 「Legal and illegal exports (合法的／違法な輸出)」の大項目には以下の小項目があり、森林のタイプに分けて各種木材・木材製品 (Logs (丸太)、Sawnwood (製材) など) が表示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Likelihood of illegality (違法性を伴う可能性) <ul style="list-style-type: none"> ◇ From natural forest (天然林由来) ◇ From plantation (人工林由来) <p>➔ 各種木材・木材製品の左側の「>」を選択すると、さらに以下の詳細な指標に基づく評価が参照できる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ Logs（丸太）の例： <ul style="list-style-type: none"> ◇ Tenure and resource rights（保有権と資源に対する権利） ◇ Award of permits（許認可の授与） ◇ Forest management（森林経営） ◇ Revenue and finance（歳入・財政） ◇ Transport and trade（運輸・貿易）
--	--

3) ソーシング・ハブ（Sourcing Hub）

【情報サイトの概要】

森林減少の主要因とされる木材、牛肉、大豆、パーム油といった商品作物に関する包括的なリスク情報を紹介するサイトです。EUTR における監視団体（Monitoring Organization）の一つで認証機関でもある Preferred by Nature（前 NEPCo、以下「PbN」という。）が運営しています。本サイトは、オーストラリア政府による木材輸入事業者に対する情報提供サイトでも紹介されています。

【掲載されている情報の概要】

PbN は木材に関して 67 か国を対象に EUTR の適用法令やデュー・デリジェンスの基準に基づいた独自の手法により、木材合法性リスクアセスメント（Timber Legality Risk Assessment）を実施しています。その結果概要が国別ページに整理されています。リスクは定量的に評価されており、また確認されたリスクに関して当該国の状況を踏まえた緩和措置も提供しています。

国別ページは、「CONTRY OVERVIEW（国概況）」、「VERIFY YOUR SUPPLY CHAIN（貴社のサプライチェーン検証）」、「RISK OVERVIEW（リスク概況）」、「RISK MITIGATION（リスク緩和）」の4つのタブで構成されています。

「CONTRY OVERVIEW（国概況）」タブでは、定量的な Risk Score（リスク点数）、特定されたリスクの数が表示されていて、木材合法性リスクアセスメント結果報告書、リスク緩和ガイド、適用法令一覧、証明書等ガイドの4種の文書が提供されています。また、木材の由来別の説明（Description of source types）、武力衝突/紛争状況（Armed Conflicts）、EU との自主的・二国間協定の状況（Voluntary Partnership Agreement）、森林認証制度取得状況（Certifications）、伐採や貿易等の禁止・制限事項（Bans & Restrictions）、リスク樹種（Risk Species）などの項目についての概略が示されています。なおリスク樹種の項目にはワシントン条約（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora：CITES）附属書掲載樹種の有無や IUCN レッドリストの評価などが掲載されています。「CONTRY OVERVIEW（国概況）」以外の3つのタブでは実践的なリスクに関する

る情報や管理手法が参照できます。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	<p>https://sourcinghub.preferredbynature.org/</p> 
共通	<p>➔ View Risk Profile（リスク概略を見る）の赤の*印のついた Commodity（商品作物）のプルダウンメニューから Timber（木材）を選択し、Country of harvest（伐採国）から知りたい国名を選択し、View Details（詳細を見る）ボタンを押すと国別情報ページが表示される。</p>
チェックリスト 2 2(1)	<p>◎法令に適合して伐採されたことを証明する書類名等が確認できる。</p> <p>➔ 国別ページの上段にある「Download files（ファイルのダウンロード）」から文書名が「(国名) TIMBER List of App Legislation（木材：適用法令一覧）」を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 同文書には EUTR の 5 つの適用法令分野に沿って、各基準に該当する法令名が記載されている <p>または、以下の手順で木材合法性リスクアセスメント文書を入手する。</p> <p>➔ 国別ページの上段にある「Download files（ファイルのダウンロード）」から文書名が「TIMBER（国名）Risk-Assessment（木材：リスク評価）」を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「D. Legality Risk Assessment（合法性のリスク評価）」章は EUTR に対応した以下の節に分けられ、各節の「Risk determination（リスク判定）」における「Overview of Legal Requirements（法的要求事項の概要）」に法令に適合して伐採されたことを証明する書類名等が記載されている。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ Legal Right to Harvest（合法的な伐採の権利） ◇ Taxes and Fees（諸税・手数料等） ◇ Timber Harvesting Activities（木材伐採施業） ◇ Third Parties Right（第三者の権利） ◇ Trade and Transport（貿易・運輸）
2(5)	<p>◎調達した木材等について、どの森林区分に由来するか、どのような事業者が関与するか等の情報が確認できる。</p> <p>➔ 国別ページの上段にある「Download files（ファイルのダウンロード）」から文書名が「TIMBER（国名）Risk-Assessment（木材：リスク評</p>

	<p>価)」を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「C. Overview of the forest sector (森林分野の概況)」章において、当該国の森林区分、木材生産や輸入の状況が掲載されている。
4(1)b	<p>◎EU との VPA 交渉の状況が示されており、違法伐採対策に関する状況が確認できる。</p> <p>➔ 国別ページ中段の Voluntary Partnership Agreement (自主的二国間協定) の項目に VPA 交渉に関する情報が記載されている。</p>
4(2)	<p>◎違法伐採のパターンが示されている場合があり参考になる。</p> <p>➔ 国別ページ内の「About (国名)」の項目に国概況が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 違法伐採または合法性リスクに関する記述として違法伐採の状況やパターンなどが記述されている場合がある。 <p>◎違法伐採の具体的な事例が掲載されていて参考になる。</p> <p>➔ 国別ページの上段にある「Download files (ファイルのダウンロード)」から文書名が「TIMBER (国名) Risk-Assessment (木材：リスク評価)」を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「D. Legality Risk Assessment (合法性のリスク評価)」の各節の「Risk determination (リスク判定)」における「Description of Risk (リスク内容)」の項目。
5(3)b	<p>◎規制対象になっている樹種が示されていて参考になる。</p> <p>➔ 国別ページ中段の Risk Species (リスク樹種) の項目に CITES 附属書掲載樹種や IUCN レッドリストの評価が記載されている。</p>
5(6)	<p>◎特定の種に関する違法伐採の具体的な事例が掲載されており参考になる。</p> <p>➔ 国別ページの上段にある「Download files (ファイルのダウンロード)」から文書名が「TIMBER (国名) Risk-Assessment (木材：リスク評価)」を入手し、「D. Legality Risk Assessment (合法性のリスク評価)」章の以下を参照する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 1.9. 「Protected sites and species (保護地域及び樹種)」 ➤ 1.20. 「CITES (ワシントン条約附属書の掲載樹種)」 ➤ 1.20.5. 「Risk determination (リスク判定)」における「Description of Risk (リスク内容)」
チェックリスト 3(1)	<p>◎各国で想定されるリスク緩和措置が紹介されており参考になる。</p> <p>➔ 国別ページの上段にある「Download files (ファイルのダウンロード)」から文書名が(国名) TIMBER Risk Mitigation Guide (木材リスク緩和ガイド)」を入手し、参照する。</p>

4) FSC リスク評価プラットフォーム (FSC Risk Assessment Platform)

【情報サイトの概要】

国際的な森林認証制度の一つ、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council : FSC) が提供しているリスク評価に関する情報プラットフォームです。FSC 認証制度の規格の一つ「FSC 管理木材の調達に関する要求事項 (FSC-STD-40-005)」を適用する際に参照するサイトとして設けられ、リスク評価書に含まれるリスクの説明と対応についての要約を見ることができます。リスク評価書は FSC ドキュメントセンターから入手できます。これらの世界 60 か国のリスク評価情報は、同認証取得の有無にかかわらず各国のリスク情報の確認に活用可能です。

【掲載されている情報の概要】

FSC では、取扱いを許容できない供給源として、管理木材カテゴリと呼ばれる以下の 5 基準 33 指標が設けられており、サイトには、各国における各指標に関するリスク評価結果が掲載されています。

- 1) 違法に伐採された木材
- 2) 伝統的権利及び人権を侵害して伐採された木材
- 3) 管理活動により高い保護価値(High Conservation Value : HCV)が脅かされている森林からの木材
- 4) 人工林または森林以外の土地利用に転換されている森林からの木材
- 5) 遺伝子組換え樹木が植えられている森林からの木材

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://connect.fsc.org/fsc-risk-assessment-platform 
共通	<ul style="list-style-type: none">➔ 世界地図が表示され、濃い緑の国が評価対象国。地図の下には各指標の評価一覧表が表示されている。➔ 探している国を世界地図から選択するか、一覧表を上下にスクロールして探す。一覧表を左右にスクロールすることですべての指標の評価を確認できる。<ul style="list-style-type: none">➤ 表中の評価にカーソルを置くと「Go to risk description summary (リスク説明の概要へ進む)」が表示され、選択すると詳細な説明が確認できる。

	<p>または、以下の手順でリスク評価文書入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ プラットフォームページの冒頭の説明中にある「FSC document Centre (文書センター)」のリンクから Document Centre ページへ移り、画面下方の検索欄の左側のプルダウンメニューから「Controlled Wood Risk Assessment (CW) (管理木材リスク評価)」を選択し、右端の検索マークをクリックする。検索結果が画面下に表れるため画面をスクロールする。 ➤ 検索結果は 3 列 (「Type (種類)」、「Doc. Code (文書コード)」、「Doc. Title (文書名)」) の表で表示される。 ➔ 右側の「Doc. Title (文書名)」列に国名を含む書類名が明記されるため、確認したい国名を含む書類を選ぶ。検索名の際に対象国名などを入力すると、絞込みが容易。 ➤ 各国資料の冒頭に「Risk designations in finalized risk assessments (最終リスク評価におけるリスク判定)」としてリスク評価の一覧表が掲載されている。 ➤ 表では「Low risk (低リスク)」、「Specified risk (特定リスク)」、「N/A (評価なし)」で評価結果が示されている。
チェックリスト 2 2(1)	<p>◎当該国における適用法令等を参照可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ Cat.1 (カテゴリー1) の Indicator (指標) 1.1~1.21 を参照する。(文書の場合) ➔ 目次 (Contents) から「Controlled wood category 1: Illegally harvested wood (管理木材カテゴリー1: 違法伐採木材)」を参照する。
4(2)	<p>◎「Specified risk (特定リスク)」と評価されている場合、その説明と根拠資料が記されており、伐採国又は地域における違法伐採や違法行為等の有無、懸念点を参照可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ Cat.1 (カテゴリー1) の Indicator (指標) 1.1~1.21 を参照する。(文書の場合) ➔ 目次 (Contents) から「Controlled wood category 1: Illegally harvested wood (管理木材カテゴリー1: 違法伐採木材)」を参照する。
5(3)a	<p>◎該当する樹種に関して参照可能。また「Specified risk」と評価されている場合、その説明と根拠資料が記されており、伐採国又は地域における違法伐採や違法行為等の有無、懸念点を参照可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ Cat.1 (カテゴリー1) の Indicator (指標) 1.9 を参照する。(文書の場合) ➔ 目次 (Contents) から「Controlled wood category 1: Illegally harvested wood (管理木材カテゴリー1: 違法伐採木材)」を参照する。 ➤ 指標 1.9「Protected sites and species (保護地域と樹種)」の欄に伐採

	<p>国又は地域における保護・保全対象のエリアや種に関する国内法令や制度についての記述や根拠資料が示されている。</p> <p>◎記載情報は遺伝子組換え樹種に関することながら、一部リスク評価に参照可能。</p> <p>➔ Cat.5 (カテゴリー5) の Indicator (指標) 5.1 を参照する。 (文書の場合)</p> <p>➔ 目次 (Contents) から「Controlled wood category 5: Wood from forests in which genetically modified trees are planted (管理木材カテゴリー5: 遺伝子組換え樹木の植林地に由来する木材)」を参照する。</p>
5(3)b	<p>◎該当する樹種が禁止の対象かどうかの確認において参考にできる。</p> <p>➔ Cat.1 (カテゴリー1) の Indicator (指標) 1.9 を参照する。 (文書の場合)</p> <p>➔ 目次 (Contents) から「Controlled wood category 1: Illegally harvested wood (管理木材カテゴリー1: 違法伐採木材)」を参照する。</p> <p>➤ 指標 1.9 「Protected sites and species (保護地域と樹種)」の欄に伐採国又は地域における保護・保全対象のエリアや種に関する国内法令や制度についての記述や根拠資料が示されている。</p>

5) 違法森林減少と関連取引リスク (Illegal Deforestation and Associated Trade (IDAT) Risk)

【情報サイトの概要】

米国に拠点を置く NGO フォレスト・トレンドズ (Forest Trends) が運営するサイトです。フォレスト・トレンドズの活動分野は森林、気候、地域コミュニティ、水、生物多様性、投資、農業など多岐に渡りますが、違法伐採関連では、EU と中国との自主的二国間協定 (Voluntary Partnership Agreement: VPA) に関する対話に関与するなど、各国政府との連携した政策形成にも寄与しています。

違法な森林減少及び関連する取引について、木材・木材製品のみならず、森林減少リスクを伴う農産物を対象にして、国ごとにまとめられたリスク情報、211 の国・地域を対象とした違法伐採と関連取引リスクデータツール、及び調査報告書等を提供しています。また EUTR に関連してミャンマー、ベトナム、カンボジア、タイ、ラオスなどインドシナ諸国に関する調査報告や関連情報も提供しています。

【掲載されている情報の概要】

木材・木材製品を調達する際の、国別のリスク評価の初期段階を円滑にするために設計

されたツールとして、以下の3つが提供されています。21か国の木材の合法性に関する国別サマリーが提供されており、合法性に関するリスク、リスクの高い製品・樹種、輸出製品や貿易相手国の統計情報、解説などの項目でまとめられています。次に、世界の違法伐採と関連取引データツール（Illegal Logging and Associated Trade (ILAT) Risk Data Tool）では、211の国・地域の木材取引データと主要なリスク指標に基づき、サプライチェーンに違法木材が入り込むリスクを確認できます。また、各国に関するフォレスト・トレンドの調査報告や森林セクターおよび違法森林減少に関するメディア情報等が紹介されています。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://www.forest-trends.org/idad/ 
チェックリスト 4(1)a	<p>◎政府による証明、認可等に関する公的書類の信頼性や、閲覧・入手の可能性の把握に活用できる。</p> <p>➔ IDAT Risk のトップページから、探したい国を選択すると国別ページが表示される。各国の色は、リスクの程度を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国別ページには「Risk score（リスクの点数）」、「Risk profile（リスクの程度）」、「Conflict state（紛争状態）」、「Import regulation（輸入規制）」などの項目ごとの評価が示されている。 <p>または、以下の手順で確認する。</p> <p>➔ トップページの世界地図の下に「Country ILAT risk score（国別違法伐採・関連取引貿易リスクスコア）」の表が表示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 表は「Country（国）」、「ILAT risk score（違法伐採・関連取引リスクスコア）」、「Risk profile（リスクの程度）」の項目がある。 ➤ 表の一番上に「Country search」と記載されている検索欄があり、国名を入力して検索すると、評価結果を確認できる。
4(2)	<p>◎伐採国における合法性リスクとして違法伐採や違法行為等に関する情報を得られる。</p> <p>➔ IDAT Risk のトップページの世界地図から国を選択すると国別ページが表示される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国ページの中ほどに「Country dashboards（国別サマリー）」、「Legality risk（合法性リスク）」、「Latest updates（最新情報）」の項目がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「Legality risk (合法性リスク)」の右にある三角マーク (▼) を選択すると、違法伐採や違法行為等に関する情報が記載されている。または、以下の手順で確認する。 ➔ 国別ページの国名の右に「Download Country Dashboard (国別サマリーのダウンロード)」が表示されていれば、国別サマリーを入手できる。 ➤ 国別サマリーの「Timber Legality」の項目において違法伐採や違法行為等に関する情報が記載されている。
5(3)a	<p>◎当該国に分布している樹種に関するリスク情報を得られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ 国別ページの国名の右に「Download Country Dashboard (国別サマリーのダウンロード)」が表示されていれば、国別サマリーが入手できる。 ➤ 国別サマリーの「Summary of highest species-level risks (リスクの高い樹種に関するサマリー)」の項目において、その国の樹種でワシントン条約附属書掲載樹種や、その国に輸入されている樹種でリスクの高いものに関して記述されている。
5(3)b	<p>◎当該国に分布している樹種、および当該国で取引／輸入されている樹種に関するリスク情報を得られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ 国別ページの国名の右に「Download Country Dashboard (国別サマリーのダウンロード)」が表示されていれば、国別サマリーが入手できる。 ➤ 国別サマリーの「Summary of highest species-level risks (リスクの高い樹種に関するサマリー)」の項目において、その国の樹種でワシントン条約附属書掲載樹種や、その国に輸入されている樹種でリスクの高いものに関して記述されている。
5(6)	<p>◎当該国に関する各種メディアのニュースやレポートなど最新情報から、違法伐採や対象となった樹種に関する情報を得られることもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➔ 国ページの中ほどに「Country dashboards (国別サマリー)」、「Legality risk (合法性リスク)」、「Latest updates (最新情報)」の項目がある。 ➤ 「Latest updates (最新情報)」の右にある三角マーク (▼) を選択すると、各種メディアで報じられた最新ニュースやレポートが紹介されている。

6) オープン・ティンバー・ポータル (Open Timber Portal)

【情報サイトの概要】

国際的なシンクタンク機関の世界資源研究所 (World Resource Institute : WRI) が運営するサイトです。カメルーン共和国 (Republic of Cameroon)、中央アフリカ共和国 (Central African Republic : CAR)、コンゴ共和国 (Republic of Congo)、コンゴ民主共和

国 (Democratic Republic of the Congo : DRC)、ガボンのアフリカ 5 か国に関する情報を提供しています。日本語のページも提供されています。

【掲載されている情報の概要】

対象 5 か国の政府、森林経営・木材生産事業者、NGO、第三者森林監査機関がそれぞれ提供するデータが掲載されています。A「森林経営・木材生産事業者の透明性ランキング」では、掲載されている生産事業者のコンセッションの位置が地図上で確認でき、各事業者が所有する伐区 (Forest Management Units : FMU) 数や森林認証の取得状況なども確認できます。B「事業者プロフィール」では、各事業者をイニシャルで検索できるようになっており、各事業者のページでは、同事業者から提供されている各種データ、証明書類等が確認できます。C「データ観察」では、掲載されているデータ全体、または各カテゴリーで見ることができ、リスクの度合についても確認できます。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://opentimberportal.org/ 
チェックリスト 2 2(1)	<p>◎法令に適合して伐採されたことを証明する書類が確認できる。</p> <p>➔ A「Visualize Ranking (ランキングの可視化)」を選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 画面右には地図上で各国の伐採コンセッションの位置や分布が示されます。画面左には Transparency Ranking (透明性ランキング) という一覧に地図上に示されている各伐区の詳細が示される。 ➔ 画面右の地図上で内容を知りたいコンセッションを選択、または画面左の一覧から事業者名を選択すると、各事業者プロフィールのページに移る。 ➤ 各事業者の概要ページでは、「Overview (概要)」、「Documentation (文書)」、「Observation (観測)」、「Forest management units (伐区)」のタブがある。 ➤ 「Observation (観測)」には事業者の概要が記されている。 ➤ 「Documentation (文書)」には各種法令に関する書類が確認できる。
チェックリスト 3 3(2)	<p>◎近年伐採が行われた場所が確認できる。</p> <p>➔ A「Visualize Ranking (ランキングの可視化)」で、対象とする伐採コンセッションを図中から探す。</p>

7) グローバル・フォレスト・ウォッチ (Global Forest Watch)

【情報サイトの概要】

WRI が運営する世界の森林伐採状況や様々な土地利用情報のオンラインプラットフォームです。オーストラリア政府の木材輸入事業者に対する情報提供ページでも紹介されています。

【掲載されている情報の概要】

全世界の森林の 2000 年以降の森林減少、増加、森林火災など森林の変化について衛星データ等を活用した地理情報システム (GIS) に基づく分析結果を公表しています。また FOREST CHANGE (森林変化)、LAND COVER (土地被覆)、LAND USE (土地利用)、BIODIVERSITY (生物多様性) などのカテゴリーごとに複数のレイヤーが用意されており、森林の推移・変化を複合的に分析することができます。例えば、LAND USE (土地利用) カテゴリーには Logging concessions (伐採コンセッション) や Wood fiber concessions (植林プランテーション)、Protected areas (保護地域)、が、BIODIVERSITY (生物多様性) のカテゴリーには Biodiversity Hotspots (生物多様性保全に重要な地域) などのレイヤーが用意されています。なお、各レイヤーとも対象国や地域が限られているケースもあるため、注意が必要です。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://www.globalforestwatch.org/ 
チェックリスト 3(2)	<p>◎関心のあるコンセッション等で対象とする年に伐採が行われた場所が確認できる。</p> <p>➔ 「MAP (地図)」を選択すると全世界の白地図が表示されます。画面左の「FOREST CHANGE (森林変化)」の「Tree cover loss (樹冠被覆減少)」を選択すると、2001 年以降の各年に伐採が行われた場所を表示される。「LAND USE (土地利用)」の「Logging concessions (伐採コンセッション)」「Wood fiber concessions (木質繊維コンセッション)」を選択すると、各国の伐採コンセッション、植林プランテーションの場所が表示される。</p> <p>➔ マウスで選択することによって事業者名の情報が得られる。</p>

8) 腐敗認識指数 (Corruption Perception Index)

【情報サイトの概要】

国際 NGO トランスペアレンシーインターナショナル (Transparency International) が運営・提供する情報サイトです。腐敗認識指数 (CPI) は、欧州委員会の EUTR に関するガイダンス文書⁴や、オーストラリア政府の木材輸入事業者に対する情報提供ページにおいてリスク評価のための有益な指標として示されており、ドイツやオーストラリアの業界団体のデュー・デリジェンスマニュアル等でも活用されています⁵。

【掲載されている情報の概要】

世界 180 개국・地域の公共部門の腐敗度合いについて、国際機関などが定期的に公表している 13 種類のデータに基づき評価しています。例えば、World Bank Country Policy and Institutional Assessment (世界銀行の国別政策・制度評価)、World Economic Forum Executive Opinion Survey (世界経済フォーラム経営者意識調査)、IMD World Competitiveness Center World Competitiveness Yearbook Executive Opinion Survey (IMD 世界競争力センター世界競争力年鑑経営者意見調査)などを指標として活用しており、各評価手法や参照データも公表されています。評価結果 (CPI スコア) は 0 (非常に腐敗している) から 100 (非常にクリーン) の範囲で示されています。

CPI スコアは、その国における違法伐採の有無を直接的に示しているわけではありませんが、合法性証明書や伐採許可証等、政府による証明、認可等に関する公的書類の信頼性を推し量ることに活用できます。例えば、CPI スコアが低い国においては、脆弱なガバナンスゆえ、伐採の許認可手続きにおける汚職行為のリスク、証明書類の信頼性のリスク等が考えられます。

⁴ [https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/api/files/C\(2016\)755_0/de00000000356129?rendition=false](https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/api/files/C(2016)755_0/de00000000356129?rendition=false)

⁵ 平成 30 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち 追加的措置の先進事例収集事業報告書< <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika.pdf>>

令和元年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち 海外情報収集事業報告書オーストラリア<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r2/r2report-overseas_7.pdf>

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://www.transparency.org/en/cpi 
チェックリスト 2 4(1)	<p>◎CPI スコアから、政府による証明、認可等に関する公的書類の信頼性や、閲覧・入手の可能性の把握に活用できる。</p> <p>➔ トップページを開くと「CORRUPTION PERCEPTIONS INDEX（汚職腐敗認識指数）」の隣にプルダウンメニューで「年」が選択できますので、確認したい年を選択する。</p> <p>➔ そのページの左側に「Search（検索）」欄があり、国名を検索欄に入力することでその CPI スコアが確認できる。</p>

9) IUCN 絶滅危惧種レッドリスト（Red List of Threatened Species）

【情報サイトの概要】

国際 NGO 国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature and Natural Resources：IUCN）が運営・提供する情報サイトです。

【掲載されている情報の概要】

木材の樹種を含む 41,000 種を超える動植物等に関して絶滅危惧の有無について評価結果を紹介しています。そのほか、当該種の分布域や資源量の増減傾向、生態、脅威、用途・流通などに関する情報も記載されています。

基本的に学名での検索となりますが、樹種によっては一般名称や市場で流通している通称でも検索可能です。また検索結果からは、その樹種の分布する国又は地域、植林がされている国又は地域といった情報も得ることができます。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://www.iucnredlist.org/ja 

<p>チェックリスト 2 5(3)a</p>	<p>◎該当する樹種の分布する国又は地域、植林がされている国又は地域といった情報が確認できる。</p> <p>➔ トップページにある検索欄 (Names – common, scientific, regions etc (種名-一般名、学名、地域等) と記載されている欄) に木材樹種の学名または商業 (商用) 名を入力し、検索結果から該当樹種を選択する。</p> <p>➔ 例えばスギの場合、事前に検索サイト等を使って「スギ 学名」というキーワードで検索をすると、「Cryptomeria japonica」が学名であることがわかるので、これを入力する。</p> <p>➤ 「Geographic Range (地理的範囲)」の「NATIVE Extant (resident) (固有 現存 (生息))」に日本 (本州、小笠原、四国) という情報が記載されている。</p> <p>➔ 例えばチークの場合、事前に検索サイト等を使って「チーク 学名」というキーワードで検索をすると「Tectona grandis」が学名であることがわかるので、これを入力し、検索結果から該当樹種を選択する。</p> <p>➤ 「Geographic Range」の「NATIVE Extant (resident) (固有 現存 (生息))」には原産国が記載されている。(インド、ラオス、ミャンマー、タイ)</p> <p>➤ 「Geographic Range (地理的範囲)」の「Extant & Introduced (resident) (現存 導入 (生息))」には植林されている国が記載されています。(アンゴラ、ベリーズ、ベニン、カンボジア、コスタリカ、エルサルバドル、赤道ギニア、ガンビア、ホンジュラス、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、ニカラグア、パナマ、スリランカ、トーゴ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ボリビア、ベトナム)</p>
----------------------------	--

10) フェアウッド・パートナーズ

【情報サイトの概要と掲載されている情報の概要】

国際環境 NGO FoE Japan と地球・人間環境フォーラムが共同で運営するフェアウッド・パートナーズが提供する情報サイトです。「森林の見える木材ガイド」では、既存の樹種特性情報に独自の環境視点の指標を加え、樹種ごとにレーダーチャートで評価結果を紹介しています。

「クリーンウッド法に対応する木材デュー・デリジェンスのための実践情報」では、合法性確認のための木材デュー・デリジェンスのステップである「情報収集」、「リスク評価」、「リスク緩和措置」の 3 つを紹介しています。また国別リスク情報では、中国、マレーシア・サラワク州、ルーマニア、ベトナム、インドネシアといったリスクが高いとさ

れる生産国、かつ日本市場とのつながりの深い生産国を取り上げ、伐採に関する概要を紹介しています。

【合法性確認に役立つ情報の探し方】

項目	探し方
URL	https://fairwood.jp/ 
チェックリスト 2 4(2)	<p>◎リスクが高いとされる国における違法伐採の事例が掲載されている。</p> <p>➔ トップページのメニューから「資料・情報」にマウスを置き、表示されるメニューから「01. 木材デュー・デリジェンス」を選択する。</p> <p>➤ 画面中ほどの「国別リスク情報」の欄に各国における違法伐採の事例が掲載されている。</p>
5(6)	<p>◎伐採国又は地域において違法伐採事例が確認されている樹種かどうか、参照できる。</p> <p>➔ トップページのメニューから「資料・情報」にマウスを置き、表示されるメニューから「森林の見える木材ガイド」を選択する。</p> <p>➔ 木材樹種名を五十音別、産地別、用途別（住宅建築の場合）、一覧表の4通りから検索できる。</p> <p>➤ 各樹種のページにおいて「環境評価」の項目でその樹種の分布域、天然木／植林木について、IUCN レッドリストの評価結果、また樹種によっては違法伐採の対象の有無などについて情報が記載されている。</p>

卷末資料 3 合法性確認の仮想事例

合法性確認の仮想事例

目次

仮想事例 1：米国産丸太	1
仮想事例 2：カナダ産製材	11
仮想事例 3：オーストリア産製材	25
仮想事例 4：インドネシア産合板	41
仮想事例 5：中国産集成材	57

仮想事例 1：米国産丸太

日本の木材商社である A 社は、継続的に取引のある米国の B 社から輸入する丸太に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。

手順 1	<p>B 社との取引に際し、樹種、伐採国の情報を確認し、取引書類への記入を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。</p> <p>その結果、商品が届くまでに、以下の①、②の書類の提供を受けた。補足情報として、同社の HP に掲載された環境関連方針の情報を得た。</p> <p>① Bill of Lading (船荷証券)</p> <p>② SFI Forest management activities; planning, harvesting, silviculture on company lands in the United States(SFI の森林管理認証書)</p>
手順 2	<p>「DD 手引き」のチェックリスト 1 を活用し、手順 1 で提供された上記の書類に、必要な事項が含まれているかを確認した。</p> <p>提供された書類や作成したチェックリスト 1 等を踏まえ、「DD 手引き」のチェックリスト 2 を活用し、調達する木材について、以下のとおり違法伐採リスクの評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全量がダグラスファー（米松）であることを確認した。伐採国については、全量が米国産であることを確認した。【チェックリスト 2：1（2）（3）】 • 調達した木材に対する合法性証明は得られなかった。【チェックリスト 2：2】 • 同社との取引において、これまで合法性に関する問題がなかったことを確認した。【チェックリスト 2：3（2）】 • 調達先は SFI の FM 及び CoC 認証を取得していた。【チェックリスト 2：3（3）】 • 調達先より、森林認証取得状況を含む環境関連情報を掲載した HP 情報を取得した。【チェックリスト 2：3（4）】 • ダグラスファーが米国に分布する樹種であり、禁伐となっておらず、違法伐採の事例がないこと、及び取引された丸太が植林木であることを確認した。【チェックリスト 2：5（1）（2）（3）（4）（5）】 • これらを踏まえ、違法伐採リスクは無視できると評価し、合法性が確認できたと判断した。
手順 3	<p>手順 2 で合法性が確認できたと判断したため、実施しなかった。</p>
記録保存	<p>作成したチェックリストと①、②の書類を電子データとして保存した。</p>
販売先への提供	<p>調達した丸太の販売時に、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨を納品書に記入し、販売先に提供した。</p>

チェックリスト1 (米国産丸太)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト		
		記入日: ○○年 ○月 △日
取引内容: 米国産ダグラスファー丸太の輸入		
取引相手: B社(責任者:○○部□□課△△氏)		
担当者: ●●部■課▲▲		
責任者: ●●部■課△△課長		
チェックリスト1 木材等の調達先に対し提供を求める事項		社内管理番号:
事項	収集した書類 (該当するものを選択)	自由記載欄
ア	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	
	(1)書類に記載のある項目 にチェック	
イ	<input type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Bill of Lading(船荷証券)
ウ	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Bill of Lading(船荷証券) *USA ORIGIN明記
エ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Bill of Lading(船荷証券)
オ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Bill of Lading(船荷証券)
	(2)書類に記載されていた情報を記入	
カ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Bill of Lading(船荷証券)
	(3)収集した書類の具体的な名称を記入	
キ	<input checked="" type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等) <input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	②SFI認証(Forest management activities; planning, harvesting, silviculture on company lands in the United States)

1) チェックリスト1における作業の流れ

手順1で提供された書類を活用し、以下の作業を行った。

(1) 確認事項についての記載がある書類をチェック

書類①により、イ～カの項目へチェックした。次に、書類②のSFI認証の情報により、項目キをチェックしたが、取引書類への認証材の表示なかったことから、「ア. 合法性の証明」は得られなかったとした。

(2) 書類に記載されていた情報を記入

「事項」の列の項目イ～カに、書類①、②で確認された情報を記入した。事業者が通常の取引を管理するためのデータベースを有しており、本チェックリストと管理番号等で連動することが出来る場合には、記入の必要性はないと思われたが、本チェックリスト1の記載事項を参照しながら手順2、手順3を行う可能性を想定し、記入した。

(3) 収集した書類の具体的な名称を記入

項目イ～キのチェックに用いた書類の名称を、該当する自由記載欄に記入した。

上記(1)～(3)の結果、以下の情報が整理された。

【収集できた書類に記載されていた事項】

ア 合法性の証明：なし
イ 輸出者の名称：B社
ウ 伐採国：米国
エ 樹種：ダグラスファー（米松）
オ 品目：丸太
カ 数量：〇〇m³
キ 補足情報：SFI認証

チェックリスト2 (米国産丸太)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項		社内管理番号:		
「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認された場合				
No.	低リスク評価寄与度	確認事項		
		事項	自由記載欄	
(1) チェックリスト1を活用しつつ、収集した書類を確認し、該当する項目にチェック				
1	総論			
(1)	■	収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	■	調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品はOoM3の丸太で、その全量が米国で伐採されたダグラスファー(米松)である。
(3)	■	調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)	□	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2	原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報			
(1)	□	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)	□	調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	調達先はSFIのCoC認証を受けているが、調達する木材が認証材であるという記載はない
(3)	□	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)	□	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)	□	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先との取引関係を把握しています	キ	(2) チェックされなかった根拠を記入
3	調達先に関する情報			
(1)	□	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)	■	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	■	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	調達先はSFIのCoC認証を受けており、FM認証を取得した自社林でも伐採を行っている。
(4)	■	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	調達先のHPIにて確認。
4	原材料となっている樹木が伐採された国又は地域			
(1)	■	伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	
(2)	■	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
5	原材料となっている樹木の樹種			
(1)	■	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	
(2)	□	調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	■	調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	(3) これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック
(4)	■	種林木/人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	種林木の米松であることを確認。
(5)	■	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？				
■		違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		
□		違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ	法令に適合して伐採されたという根拠は得られなかったが、伐採国は米国で違法伐採リスクが低く、樹種から考えても、違法リスクが低いと判断	

(4) 判断の根拠を記入

2) チェックリスト2における作業の流れ

手順1で作成されたチェックリスト1を用いて、以下の作業を行った。

(1) 違法伐採リスク確認項目にチェック

チェックリスト1のア～カの項目を用いて、該当する違法伐採リスク確認項目（「低リスク評価寄与度」の列）へチェックした。なお、「低リスク評価寄与度」の「大」の項目がチェックされている場合でも、「中」「小」の項目に該当する情報が得られている場合にはチェックした。

(2) チェックした根拠を記入

自由記載欄を活用し、取得された情報を総合したチェックの根拠を記入した。本事例では、入手した書類の情報により「2. 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報」以外の項目をチェックする根拠が得られた。また、取引書類に認証材である旨の記載はないが、調達先の認証取得に関する情報から、自社林での伐採も確認されたため、その旨を記入した。

(3) 総合的なリスク評価、合法性確認の判断

上記(1)のチェックと(2)の根拠から総合的に検討し、違法伐採リスクが無視できるレベルであると評価し、合法性確認ができたと判断してチェックした。

(4) 判断の根拠を記入

法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報は得られなかったが、その他すべての項目がチェックされ、伐採国が米国であり、樹種から考えても違法伐採リスクが低いと判断した。

仮想事例 1 添付資料

- ① Bill of Lading (船荷証券)
- ② SFI Forest management activities; planning, harvesting, silviculture on company lands in the United States(SFI の森林管理認証書)

① Bill of Lading (船荷証券)

BILL OF LADING			
CODE NAME: "CONGENBILL", EDITION 1994		TO BE USED WITH CHARTER-PARTIES	
Shipper	B/L No.		LOT 38A
サプライヤーの社名 住所	ORIGINAL		
Consignee			
荷受人の社名			
Notifv address:	荷受人の住所		
Vessel	Voyage	Port of loading	
Port of discharge			
Marks and Numbers	No. of Packages	Shippers Description of Goods	Gross Weight
	2,275 PCS 材積量等	AMERICAN ROUND LOGS DOUGLAS FIR 168.130 MBF USA ORIGIN 伐採国	
AES ITN: X20220620270351			
<p>"CARGO LOADED ON DECK TO BE FOR CHARTERER'S RISK AND EXPENSES. OWNERS SHALL NOT BE RESPONSIBLE FOR DISCOLORATION, SPLIT, CHAFING AND/OR OTHER DAMAGE TO OR LOSS OF CARGO." "OWNERS SHALL NOT BE RESPONSIBLE FOR NUMBER OF PIECES AND QUANTITY STATED IN BILLS OF LADING." THESE COMMODITIES, TECHNOLOGY OR SOFTWARE WERE EXPORTED FROM THE UNITED STATES IN ACCORDANCE WITH THE EXPORT ADMINISTRATION REGULATIONS. DIVERSION CONTRARY TO U.S. LAW PROHIBITED.</p>			
LADEN ON BOARD JULY 9, 2022		BH	
Freight payable as per CHARTER-PARTY dated JUNE 1, 2022 ... FREIGHT PREPAID Received on account of freight Time used for loading days hours.	SHIPPED at the Port of Loading in apparent good order condition on board the Vessel for carriage to the Port of Discharge or so near thereto as she may safely at the goods specified above. Weight, measure, quality, quantity, condition, contents and value unknown. IN WITNESS whereof the Master of Agent of the said Vessel has signed the number of Bills of Lading indicated below all this tenor and date, any one of which being accomplished the others shall be void FOR CONDITION OF CARRIAGE SEE OVERLEAF		
©15 Printed and sold by Walmsey & Company Limited, 32/32 Aylesbury Street, London EC1R 0ET Tel No 01712515341 Fax No 01712511295 by authority of The Bill of Lading International Maritime Council (BIMCO)	FREIGHT PREPAID AS PER C/P Number of original B/L 3 (THREE)	Place and date of issue JULY 9, 2022 Signature FOR THE MASTER: MV HIMAWARI K CAPT. RAYMOND C. AUSENTE BY: _____ TALON MARINE SERVICES, LLC - AS AGENTS	

- ② SFI Forest management activities; planning, harvesting, silviculture on company lands in the United States(SFI の森林管理認証書)

Bureau Veritas Certification

サプライヤーの社名
住所

This is a multi-site certificate, additional site(s) are listed on the next page(s)

Bureau Veritas Certification NA, Inc. certifies that the Management System of the above organization has been audited and found to be in accordance with the requirements of the management system standards detailed below.

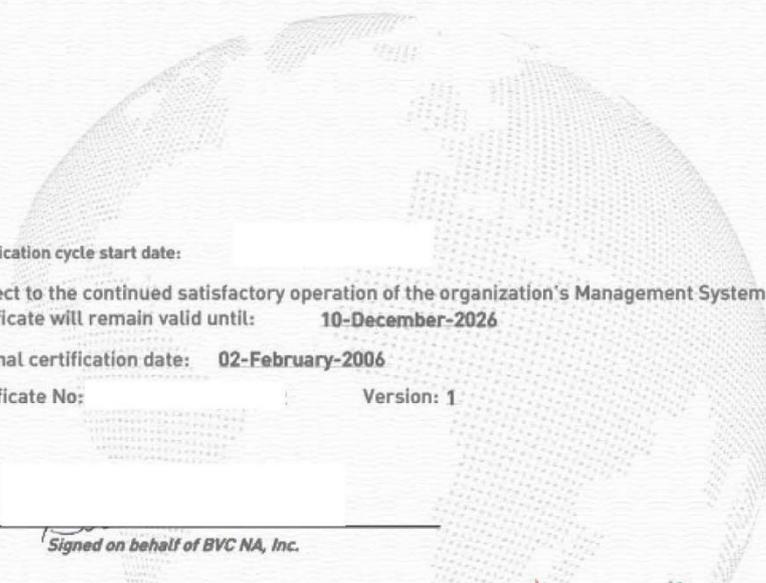
Standards

SUSTAINABLE FORESTRY INITIATIVE® STANDARD IN ACCORDANCE WITH SFI® 2015-2019, SECTION 2 – FOREST MANAGEMENT STANDARD

The SFI 2015-2019 Forest Management Standard meets and exceeds the requirements of the earlier SFI 2010-2014 SFI Standard (Section 2), therefore fiber sold under this certificate counts as 100% SFI and 100% PEFC certified forest content

Scope of certification

Forest management activities; planning, harvesting, silviculture on company lands in the United States



Certification cycle start date: _____

Subject to the continued satisfactory operation of the organization's Management System, this certificate will remain valid until: **10-December-2026**

Original certification date: **02-February-2006**

Certificate No: _____ Version: **1**

Signed on behalf of BVC NA, Inc.

Local office: Bureau Veritas Certification North America, Inc. 16800 Greenspoint Park Drive, Suite 3005 Houston, Texas USA
www.us.bureauveritas.com/bvc



ANAB
ANSI National Accreditation Board
ACCREDITED
ISO/IEC 17051
MANAGEMENT SYSTEMS
CERTIFICATION BODY



SUSTAINABLE FORESTRY INITIATIVE
SFI-01153

Further clarifications regarding the scope of this certificate and the applicability of the management system requirements may be obtained by consulting the organisation.

Certification body address: 16800 Greenspoint Park Drive, Suite 3005, Houston, TX 77060 USA





BUREAU
VERITAS

Bureau Veritas Certification

サプライヤーの社名

Standards

**SUSTAINABLE FORESTRY INITIATIVE® STANDARD IN ACCORDANCE WITH SFI®
2015-2019, SECTION 2 – FOREST MANAGEMENT STANDARD**

****The SFI 2015-2019 Forest Management Standard meets and exceeds the requirements of the earlier SFI 2010-2014 SFI Standard (Section 2), therefore fiber sold under this certificate counts as 100% SFI and 100% PEFC certified forest content****

Certified Locations

HQ:		Forest management activities; planning, harvesting, silviculture on company lands in the United States
Aberdeen Forest Area		
Alsea Forest Area		
Brookhaven Forest Area		

Certificate No:

Version: 1

Signed on behalf of BVC NA, Inc.

Local office: Bureau Veritas Certification North America, Inc. 16800
Greenspoint Park Drive, Suite 3005 Houston, Texas USA
www.us.bureauveritas.com/bvc



Further clarifications regarding the scope of this certificate and the applicability of the management system requirements may be obtained by consulting the organisation.

Certification body address: 16800 Greenspoint Park Drive, Suite 3005, Houston, TX 77060 USA



仮想事例 2：カナダ産製材

日本の木材商社である C 社は、継続的に取引のあるカナダの D 社から輸入する製材に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。

手順 1	<p>D 社への発注時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。</p> <p>その結果、商品が届くまでに、①～⑤の書類の提供を受けた。補足情報として、同社の森林認証取得を証明する書類の提供を受けた。</p> <p>① Order Acknowledgement (注文請書) ② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス) ③ Certificate of inspection and specification/Packing list (検査証明書及び仕様書/梱包明細書) ④ Bill of Lading (船荷証券) ⑤ SAI GLOBAL による森林認証の証明書</p>
手順 2	<p>「DD 手引き」のチェックリスト 1 を活用し、手順 1 で提供された上記の書類に、必要な事項が含まれていることを確認した。</p> <p>提供された書類や作成したチェックリスト 1 等を踏まえ、「DD 手引き」のチェックリスト 2 を活用し、調達する木材について、以下のとおり違法伐採リスクの評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全量がダグラスファー（米松）の製材であることを確認した。伐採国については、全量がカナダであることを確認した。【チェックリスト 2：1 (2) (3)】 • 調達した木材に対する合法性証明として、PEFC 材であることが確認された。【チェックリスト 2：2 (2)】 • 同社との継続的な取引において、これまで合法性に関する問題がなかったことを確認した。【チェックリスト 2：3 (2)】 • 調達先は PEFC の CoC 認証を取得していた。【チェックリスト 2：3 (3)】 • ダグラスファーがカナダに分布する樹種であり、禁伐となっていないことを確認した。【チェックリスト 2：5 (1) (2) (3)】 • これらを踏まえ、違法伐採リスクは無視できると評価し、合法性が確認できたと判断した。
手順 3	<p>手順 2 で合法性が確認できたと判断したため、実施しなかった。</p>
記録保存	<p>作成したチェックリストと①～⑤の書類をひとつの簿冊として保存した。</p>
販売先への提供	<p>調達した製材の販売時に、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨を納品書に記入し、販売先に提供した。</p>

チェックリスト1(カナダ産製材)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト		
取引内容:カナダ産ダグラスファー製材の輸入		記入日: ○○年 ○月 △日
取引相手: D社(責任者:○○部□□課△△氏)		
担当者:●●部■課▲▲		
責任者:●●部■課△△課長		
チェックリスト1 木材等の調達先に対し提供を求める事項		社内管理番号:
事項	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄
ア 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	*下記の書類に、認証材である旨が明記 ①Order Acknowledgement(注文請書) ②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Certificate of inspection and specification/Packing list検査証明書及び仕様書/梱包明細書
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
イ 原材料となっている樹木の所有者又はその木材の輸出者の氏名、名称、住所: D社	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書	①Order Acknowledgement(注文請書)
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	④Bill of Lading(船荷証券) ②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Certificate of inspection and specification/Packing list検査証明書及び仕様書/梱包明細書
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
ウ 樹木が伐採された国又は地域: カナダ	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	④Bill of Lading(船荷証券) *Canadian Lumberが明記。
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
エ 原材料となっている樹木の樹種名: ダグラスファー(米松)	<input type="checkbox"/> 納品書	①Order Acknowledgement(注文請書) ④Bill of Lading(船荷証券)
	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	
オ 木材等の種類(品目): 製材	<input type="checkbox"/> 納品書	①Order Acknowledgement(注文請書) ④Bill of Lading(船荷証券)
	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	
カ 重量、面積、体積、数量: ○○m3	<input type="checkbox"/> 納品書	①Order Acknowledgement(注文請書) ④Bill of Lading(船荷証券)
	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	
キ 補足情報	<input checked="" type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等)	⑤SAI GLOBALによる森林認証の証明書
	<input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書	
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	

1) チェックリスト1における作業の流れ

手順1で提供された書類を活用し、以下の作業を行った。

(1) 確認事項についての記載がある書類をチェック

書類①～③により PEFC 認証材 100%であることが確認されたため、項目アをチェックした。次に、①～④までの書類に記載されている情報を確認し、イ～カの項目のうち、該当する書類の種類にチェックした。また、書類⑤の認証書の情報により、項目キをチェックした。

(2) 書類に記載されていた情報を記入

「事項」の列の項目イ～カに、書類①～⑤で確認された情報を記入した。事業者が通常取引を管理するためのデータベースを有しており、本チェックリストと管理番号等で連動することが出来る場合には、記入の必要性はないと思われたが、本チェックリスト1の記載事項を参照しながら、手順2、手順3を行う可能性を想定し、より効果的な記載事項として記入した。

(3) 収集した書類の具体的な名称を記入

項目ア～カのチェックに用いた書類の名称を、該当する自由記載欄に記入した。本事例の場合、「ウ. 伐採国」の項目以外は、取引書類に記載された情報により多重的にカバーされていたため、整合性を確認する目的から根拠となる書類を全て記入することは有効と判断した。

上記(1)～(3)の結果、以下の情報が整理された。

【収集できた書類に記載されていた事項】

- ア 合法性の証明：PEFC
- イ 輸出者の名称：D社
- ウ 伐採国：カナダ
- エ 樹種：ダグラスファー（米松）
- オ 品目：製材
- カ 数量：〇〇m³
- キ 補足情報：SAI GLOBALによる森林認証の証明書

チェックリスト2 (カナダ産製材)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項			社内管理番号:	
「低リスク評価寄与度」の上位の項目が				
No.	低リスク評価寄与度		チェックリストの事項	由記載欄
	大	中		
1 総論				
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品は〇〇m3の製材で、その全量がカナダで伐採されたダグラスファー(米松)であり、認証材であることを確認しました。
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)	<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	(2)チェックした根拠を記入
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)	<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
3 調達先に関する情報				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	
(4)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取引についての報告等を公表しています	キ	(3)これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域				
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	
(2)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
5 原材料となっている樹木の樹種				
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	
(4)	<input type="checkbox"/>	道林木/人工林由来の木材の劣が原材料として使われています	キ	
(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？				
<input checked="" type="checkbox"/>		違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		公的な合法性証明書は入手できなかったが、取引書類に認証材である旨が記載されている。 また、4において違法リスクが低いことも確認されており、3樹種、5取引先の情報も問題ないことから違法リスクが低いと判断
<input type="checkbox"/>		違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました →【チェックリスト3】へ		(4)判断の根拠を記入

チェックリスト2における作業の流れ

手順1で作成されたチェックリスト1を用いて、以下の作業を行った。

(1) 違法伐採リスク確認項目にチェック

チェックリスト1のア～カの項目を用いて、「低リスク評価寄与度」の列の該当する項目へチェックした。なお、「低リスク評価寄与度」の「大」の項目がチェックされている場合でも、「中」の項目に該当する情報が得られている場合にはチェックを行った。

(2) チェックした根拠を記入

自由記入欄を活用し、取得された情報を総合したチェックの根拠を記入した。本事例では、入手した取引書類において合法性の根拠としての認証材である旨が明記されており、かつ調達先、伐採地、樹種等の情報も網羅されていたことから、その旨を総論に記入した。

(3) 総合的なリスク評価、合法性確認の判断

上記(1)のチェックと(2)の根拠から総合的に検討し、違法伐採リスクが無視できるレベルであると評価し、合法性確認ができたと判断してチェックした。

(4) 判断の根拠を記入

公的な合法性証明書は入手できなかったが、取引書類に認証材である旨が記載されている。また、「4. 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域」において違法伐採リスクが低いことも確認されており、「3. 取引先」、「5. 樹種」の情報も問題ないことから違法伐採リスクが低いと判断した。

仮想事例 2 添付資料

- ① Order Acknowledgement (注文請書)
- ② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)
- ③ Certificate of inspection and specification/Packing list (検査証明書及び仕様書/梱包明細書)
- ④ Bill of Lading (船荷証券)
- ⑤ SAI GLOBAL による森林認証の証明書

① Order Acknowledgement (注文請書)

会社ロゴ	サプライヤーの社名 住所	Order Acknowledgement 4104058 Order Date: 09/30/2022					
Sold To 購入者の社名 住所	Ship To 輸入者の社名 住所	Billing	Shipping Info				
Owner Location Currency Salesperson Contact Payment Terms	Customer PO Customer PO 2 Final Destination Ctry Discharge Port Price Basis	Mode Vessel Type Agent	Request Date Voyage Period Earliest Delivery Expiry Date				
Notes THC - COLLECT							
Product Description				Mark	Quantity	Price	Total
F81446 DF 105mmx105mm Standard & Btr S4SEE KD-HT	10'	24 pkgs	1,680 pcs	IWF105G	56.464 M3	\$	
12'	10 pkgs	700 pcs	28.222 M3		\$		
13.12'	26 pkgs	1,820 pcs	80.250 M3		\$		
F20616 DF 90mmx90mm Standard & Btr S4SEE KD-HT	10'	24 pkgs	2,304 pcs	IWF900G	56.860 M3	\$	\$
12'	12 pkgs	1,152 pcs	34.122 M3		\$		
13.12'	24 pkgs	2,304 pcs	74.643 M3		\$		
樹種、製品仕様、数量				材積量			
Pkg Lineal	1,399			330.561 M3			
Order total for indication purposes only.						TOTAL BEFORE TAXES	\$
						ORDER TOTAL IN USD	\$
100% PEFC Certified [CSA/SFI] - PEFC CoC # SAI-PEFC-1062206 Confirm our certification status at http://pefc.org							
For sales of products manufactured in Canada to purchasers in the United States, the price stated includes brokerage, freight, discounts and duties, including without limitation anti-dumping and countervailing duties. 09/30/2022							
For terms and conditions please refer to our website at www.westernforest.com/terms-conditions							
Page 1 of 1							

② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto;">会社ロゴ</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; height: 50px; margin: 0 auto;">サプライヤーの社名 住所</div>	<p>Commercial Invoice 6121449</p> <p>Invoice Date 10/31/2022 Ship Date 10/31/2022 Sales Order 4104658</p>			
<p>Wire Detail</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; height: 80px; margin: 5px 0;"> サプライヤーの社名 住所 銀行情報 E-mail その他 </div>	<p>Remittance</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; height: 40px; margin: 5px 0;"> サプライヤーの社名 住所 </div>	<p>Sold To</p> <div style="margin: 5px 0;"> 購入者の社名 住所 </div>	<p>Ship To</p> <div style="margin: 5px 0;"> 輸入者の社名 住所 </div>	<p>Shipment 5302658 Currency US Dollars</p>	
Ship Mode Vessel Name Voyage Carrier	Salesperson Ship Equip Type Discharge Port Agent	Product Of Final Dest Ctry Payment Terms	Price Basis Customer Order Customer Order 2 Docs to Customer		
Product Description		Mark	Quantity	Price	Total
F20816	DF 90mmx90mm Standard & Btr S4SEE KD-HT				
10'	21 pkgs	2,016 pcs	IWF900G	49,770 M3	\$
12'	10 pkgs	980 pcs	IWF900G	28,440 M3	\$
13.12'	20 pkgs	1,920 pcs	IWF900G	62,200 M3	\$
樹種、製品仕様、数量					
51 pkgs				材積量	140,410 M3
				Subtotal	\$
				Total Amount	\$
PEFC100%				署名	
100% PEFC Certified [CSA/SFI] - PEFC CoC # SAI-PEFC-1062206 Confirm our certification status at http://pefc.org All wood packaging material has been treated to ISPM 15 Standards. Please direct all inquiries regarding this invoice to the salesperson identified on this document. We hereby certify that the said goods are of Canadian origin.					
For sales of products manufactured in Canada to purchasers in the United States, the price stated includes brokerage, freight, discounts and duties, including without limitation anti-dumping and countervailing duties. 10/31/2022 For terms and conditions please refer to our website at www.westernforest.com/terms-conditions Page 1 of 1					

③ Certificate of inspection and specification/Packing list (検査証明書及び仕様書/梱包明細書)

会社ロゴ	サプライヤーの社名 住所	CERTIFICATE OF INSPECTION AND SPECIFICATION / PACKING LIST
		Mark: IWF900G Reference: 4104058
INSPECTED BY:	Value Added Division	DESTINATION:
INSPECTION DATE:	10/24/2022	GRADING RULE:

We certify that the material covered by this certificate has been tallied and inspected for quality and standard of manufacture as per contract and in accordance with the description herein contained. Furthermore, that the said material was in good order and condition at the time of shipment.

Description	Tally	Pkgs	Pcs	Gross MBF	Net MBF	Gross M3	Net M3
F20616 F20616 DF 90mmx90mm Standard & Btr S4SEE KD-HT	Pieces: 2016/10', 960/12', 1920/13.12' Packages: 21/10', 10/12', 20/13.12'	51	4,896	59,494	59,494	140,410	140,410
Total:		51	4,896	59,494	59,494	140,410	140,410

Tag Summary for Certificate 4104058 Mark IWF900G

Lengths	10'	12'	13.12'
%	35.4 %	20.3 %	44.3 %

数量、材積量

Width	90mm
%	100.0%

Grade	Standard & Btr
%	100.0%

PEFC100%

100% PEFC Certified [CSA/SFI] - PEFC CoC # SAI-PEFC-1062206 Confirm our certification status at <http://pefc.org>

The Lumber has been kiln dried to less than 19% M.C. for a minimum of 200 hours. A temperature of 60C was held for 3 hours or more.

http://REPORTINGPS1:80/ReportServer/Prod/Certificate of Inspection and Specification - v8 (DOC04, DOC17)



File No.

010858	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
012733	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
012971	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
012972	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1046761	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1046763	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1049370	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1062206	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1618586	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所

SAI Global
200 Carlson Court, Suite 200, Toronto, ON, Canada M9W 7K6
Phone (877) 426 0714 | Fax (416) 401 8650
www.saiglobal.com/assurance



CERTIFICATE OF REGISTRATION

This is to certify that

サプライヤーの社名
住所

Refer to Attachment to Certificate of Registration dated February 24, 2020 for additional certified sites

complies with the requirements of

PEFC ST 2002:2013 - CHAIN OF CUSTODY OF FOREST BASED PRODUCTS - REQUIREMENTS

for the following scope of certification

Tracking of certified and other raw material.

Products: Logs, Lumber, Chips and Sawdust.

System used: Physical Separation, Average Percentage, The Volume Credit.

Standard version: 2013-05-24 or as amended (www.pefc.org)

Certificate No.:

File No.:

PEFC Chain of custody No.:

Issue Date:

Original Certification Date:

Certification Effective Date:

Certification Expiry Date:

Heather Mahon
Global Head of Technical Services SAI Global Assurance



Registered by:
GMI-**SAI Canada Limited** (SAI Global), 20 Carlton Court, Suite 200, Toronto, Ontario M5W 7Y6 Canada. This registration is subject to the SAI Global Terms and Conditions for Certification. While all due care and skill was exercised in carrying out this assessment, SAI Global accepts responsibility only for proven negligence. This certificate remains the property of SAI Global and must be returned to them upon request. To verify that this certificate is current, please refer to the SAI Global On-Line Certification Register: https://www.saiglobal.com/en-us/assurance/auditing_and_certification/certification_registry/



ATTACHMENT TO CERTIFICATE OF REGISTRATION

These sites are registered under Certificate No:

File No.	Effective Date
010858	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
012733	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
012971	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
012972	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1046761	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1046763	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1049370	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1062206	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1618586	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所
1705574	認証を受けたサプライヤーの支社名 住所

These registrations are dependent on Western Forest Products Inc. Head Office (File No. 1062206) maintaining their scope of registration to PEFC ST 2002:2013 - CHAIN OF CUSTODY OF FOREST BASED PRODUCTS - REQUIREMENTS



仮想事例 3：オーストリア産製材

日本の木材商社である E 社は、継続的に取引のあるオーストリアの F 社から輸入する製材に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。

<p>手順 1</p>	<p>F 社との契約時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。</p> <p>その結果、商品が届くまでに、①～⑤の書類の提供を受けた。補足情報として、同社の森林認証取得を証明する書類の提供を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① Sales confirmation (売買確認書) ② Invoice (インボイス) ③ Package specification (パッケージ仕様) ④ Way Bill (貨物運送状) ⑤ 調達先の PEFC-CoC の認証書
<p>手順 2</p>	<p>「手引き」のチェックリスト 1 を活用し、手順 1 で提供された上記の書類に、必要な事項が含まれていることを確認した。</p> <p>提供された書類や作成したチェックリスト 1 等を踏まえ、「手引き」のチェックリスト 2 を活用し、調達する木材について、以下のとおり違法伐採リスクの評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全量が WW (オウシュウトウヒ) であることを確認した。伐採国については少なくとも一部はオーストリアであることを確認したが、全量かは不明であった。【チェックリスト 2：1 (4)】 • 調達先は P E F C の CoC 認証を取得していた。【チェックリスト 2：3 (3)】 • しかし、調達した木材に対する合法性証明は得られなかった。【チェックリスト 2：2】 • オーストリア以外の伐採国が特定できないため、伐採国に基づく違法伐採リスクの判断ができなかった。【チェックリスト 2：4】 • 樹種名が、WW (オウシュウトウヒ) であることを確認した。【チェックリスト 2：5 (1)】 • これらを踏まえ、違法伐採リスクは無視できないと評価し、合法性が確認できなかつたと判断した。
<p>手順 3</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 調達先にヒアリングを行い、当該製品の原材料 (原木) の調達先を確認。原木の伐採地は複数あったが全てオーストリア国内で、調達先による合法性の確認が行われていることを確認。 • 調達先は EU 木材規則が施行されているオーストリアに所在していることから、違法伐採木材を原材料としているとは考えにくい。 • これらを踏まえ、違法伐採リスクは無視できると評価し、合法性が確認できたと判断した。

記録保存	作成したチェックリストと①～⑤の書類を電子データとして保存した。
販売先への提供	調達した製材の販売時に、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨を納品書に記入し、販売先に提供した。

チェックリスト1 (オーストリア産製材)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト		
		記入日: ○○年 ○月 △日
取引内容: オーストリア産ホワイトウッド(オウシュウトウヒ)製材の輸入		
取引相手: F社(責任者: ○○部□□課△△氏)		
担当者: ●●部■課▲▲		
責任者: ●●部■課△△課長		
チェックリスト1 木材等の調達先に対し提供を求める事項		社内管理番号:
事項	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄
ア	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
イ	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	①Sales confirmation(売買確認書) ②Invoice(インボイス) ③Package specification(パッケージ仕様) ④Way Bill(貨物運送状)
ウ	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
エ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	①Sales confirmation(売買確認書) ②Invoice(インボイス) ③Package specification(パッケージ仕様) ④Way Bill(貨物運送状)
オ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	①Sales confirmation(売買確認書) ②Invoice(インボイス) ③Package specification(パッケージ仕様) ④Way Bill(貨物運送状)
カ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	①Sales confirmation(売買確認書) ②Invoice(インボイス) ③Package specification(パッケージ仕様) ④Way Bill(貨物運送状)
キ	<input checked="" type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等) <input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	⑤調達先のPEFC-CoCの認証書

1) チェックリスト1における作業のながれ

手順1で提供された書類を活用し、以下の作業を行った。

(1) 確認事項についての記載がある書類をチェック

書類①～⑤までの書類に記載されている情報を確認し、イ、エ、オ、カ、キの項目において、該当する書類の種類へとチェックした。

なお、「キ. 補足情報」として、調達先事業者の CoC 認証 (PEFC) の取得が確認されたが、取引書類への認証材の表示なかったことから、「ア. 合法性の証明」は得られなかったとした。

(2) 書類に記載されていた情報を記入

「事項」の列の項目イ～カに、書類①～⑤で確認された情報を記入した。事業者が通常取引を管理するためのデータベースを有しており、本チェックリストと管理番号等で連動することが出来る場合には、記入の必要性はないと思われたが、本チェックリスト1の記載事項を参照しながら、手順2、手順3を行う可能性を想定し、より効果的な記載事項として記入した。

本事例では、製材がオーストリアで行われたことがわかったが、伐採国又は地域の情報なかったことを記入した。

(3) 収集した書類の具体的な名称を記入

項目イ、エ、オ、カ、キのチェックに用いた書類の名称を、該当する自由記載欄に記入した。本事例の場合、「ア. 合法性の証明」と「ウ. 伐採国」が取得された書類によりカバーされなかったが、「キ. 補足情報」が得られたことを記入した。

上記(1)～(3)の結果、以下の情報が整理された。

【収集できた書類に記載されていた事項】

- ア 合法性の証明：なし
- イ 輸出者の名称：F社
- ウ 伐採国：不明
- エ 樹種：White Wood (オウシュウトウヒ)
- オ 品目：製材
- カ 数量：〇〇m³
- キ 補足情報：PEFC-CoC の認証書

チェックリスト2(オーストリア産製材)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項		社内管理番号:	
「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認済			
No.	低リスク評価寄与度	チェックリスト1の事項	自由記載欄
(1)チェックリスト1を活用しつつ、収集した書類を確認し、該当する項目にチェック			
1	製材		
(1)	<input checked="" type="checkbox"/> 収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/> 調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/> 調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)	<input checked="" type="checkbox"/> 調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品はOCoM3の製材で、その全量がWW(オウシュウトウヒ)であることを確認。少なくとも一部はオーストリアで伐採されたものであるが、全量かは不明。
2	原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報		
(1)	<input type="checkbox"/> 調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています		(2)チェックした根拠を記入
(2)	<input type="checkbox"/> 調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性林給等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	製品がCoC認証材であることが、取引書類から確認できない。
(3)	<input type="checkbox"/> 調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)	<input type="checkbox"/> 伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したこと証明書を取得しています	ア	
(5)	<input type="checkbox"/> 調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
3	調達先に関する情報		
(1)	<input type="checkbox"/> 調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/> 調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/> 調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	調達先のPEFCのCoC認証証書を確認。
(4)	<input checked="" type="checkbox"/> 調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4	原材料となっている樹木が伐採された国又は地域		
(1)	<input type="checkbox"/> 伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	製品はオーストリアから輸入しているが、伐採国はオーストリア以外の第三国も含む可能性を棄却できない。
(2)	<input type="checkbox"/> 伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の犯罪はありません	ウ	
5	原材料となっている樹木の樹種		
(1)	<input checked="" type="checkbox"/> 調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	オウシュウトウヒ
(2)	<input type="checkbox"/> 調達した木材等の樹種に関し、節目が明確な総称を把握しています		(2)チェックされなかった根拠を記入
(3)	<input type="checkbox"/> 調達した木材等の樹種は、調達された伐採国又は地域、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっていない樹種は含まれていません	ウ、エ	伐採国不明のために確認できない
(4)	<input type="checkbox"/> 樹林木/人工林産品の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)	<input type="checkbox"/> 伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？			
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		製品に使用された原材料の伐採国を確認できなかった。また、調達先がPEFC認証を受けていることは確認できたが、取引書類に認証材の記載はなかった。
<input checked="" type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました →【チェックリスト3】へ		(4)判断の根拠を記入

2) チェックリスト2における作業のながれ

手順1で作成されたチェックリスト1を用いて、以下の作業を行った。

(1) 違法伐採リスク確認項目にチェック

チェックリスト1のア～カの項目を用いて、該当する違法伐採リスク確認項目（「低リスク評価寄与度」の列）へチェックした。なお、「低リスク評価寄与度」の「大」の項目がチェックされている場合でも、「中」「小」の項目に該当する情報が得られている場合にはチェックを行った。

(2) チェックした根拠を記入

自由記入欄を活用し、取得された情報を総合したチェックの根拠を記入した。

また、「2. 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報」（2）、「4. 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域」（1）、「5. 原材料となっている樹木の樹種」（3）へ、項目を選択できなかった根拠を記入し、評価をするために不足している情報を明らかにした。

(3) 総合的なリスク評価、合法性確認の判断

上記(1)のチェックと(2)の根拠から総合的に検討し、伐採国が不明であることを考慮し、違法伐採リスクが無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断してチェックした。

(4) 判断の根拠を記入

項目2の合法性を担保する書類及び伐採国が記載してある書類はなかったため、欧州域内、域外を含め、原材料をどこから輸入しているか不明であることを加味し判断の根拠を記入した。

チェックリスト3 リスク緩和措置に係る追加的な情報収集事項			社内管理番号:
追加の情報収集の内容	チェックリスト2の項目番号 (No.)	自由記載欄	
1 取引関係者について			
(1) <input checked="" type="checkbox"/> 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	2, 3, 4, 5	調達先に問い合わせを行い、当該製品の原材料(原木)の調達先を確認。	
(2) <input type="checkbox"/> 同業、商社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる			
(3) <input type="checkbox"/> 調達先や伐採事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する			
2 調達する木材そのものについて			
(1) <input type="checkbox"/> 木材の目視を行う	4, 5		
(2) <input type="checkbox"/> 木材の組織観察を行う			
(3) <input type="checkbox"/> 木材のDNA分析を行う			
(4) <input type="checkbox"/> 木材の安定同位体分析を行う			
3 その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む			
(1) <input checked="" type="checkbox"/> 問い合わせや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5	<ul style="list-style-type: none"> ・原木の伐採地は複数あったが、全てオーストリア国内で、調達先事業者による合法性の確認が行われていることを確認。 ・オーストリアは汚職・腐敗が行われている可能性が低いと評価(2022年のCP指標:71) ・オーストリアは違法伐採対策の法律であるEUTRが施行されている(クリーンウッド・ナビ)。 	
(2) <input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認する			
(3) <input type="checkbox"/> 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうか、伐採地の状況等を照会する			
(4) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	-		
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたか判断できましたか?			
<input checked="" type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	(4)判断の根拠を記入		伐採国はオーストリアであり、違法伐採リスクは低いと判断した。
<input type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました			

3) チェックリスト 3 における作業の流れ

手順 2 の判断を受け、以下の作業を行った。

(1) 実施した追加の情報収集の内容にチェック

チェックリスト 2 の結果を受けて実施した項目にチェックした。

本事例では、調達先の事業者へ確認し、当該の製材に使用された原材料の調達先の情報を入手した。加えて、外部の情報源を参照し、原材料調達先に関連した追加情報、周辺情報の入手も行った。

(2) 実施した追加の情報収集の具体的内容、参照した情報、それらに基づく違法伐採リスクに係る評価を記入

上記(1)で得られた情報に基づき、特定された調達先のホームページから伐採地に関する追加情報を収集。調達先の所在する地域について外部の情報も参照し、伐採地に関する違法伐採リスク評価も行った。

(3) 総合的なリスク再評価、合法性確認の判断

上記(2)で得られた情報に基づき、合法性確認の判断を行った。

(4) 判断の根拠を記入

直接の調達先への問い合わせにより、丸太の調達先に対しても合法性確認を行っており、伐採国はオーストリアに限定されることを確認、クリーンウッド・ナビを含めた外部の情報も参照した結果、違法伐採リスクは無視できると判断した。

仮想事例 3 添付資料

- ① Sales confirmation (売買確認書)
- ② Invoice (インボイス)
- ③ Package specification (パッケージ仕様)
- ④ Way Bill (貨物運送状)
- ⑤ PEFC-CoC の認証書

① Sales confirmation (売買確認書)



会社
ロゴ

2022-09-02

Sales Confirmation

Seller:

サプライヤーの社名
住所

Sales agent

Delivery Address

Buyer's Reference **SCNo:**

Consignee Reference

Buyer

輸入者の社名
住所

Consignee

荷受人の社名
住所

Country of origin **Country of destination**
Austria Japan

Terms of delivery

Terms of payment
Payment immediately after receipt of invoice + sea waybill

Product	Packages	Quantity	Unit	Unit Price	Del Date
WW NED/A 45.0x105.0x2.985 S4S - WW S4S 45x105 NED/A RD FOHC 1x3 pcs 70 % PEFC certified DNVFI-PEFC-	24	50.0	M3	EUR	202210
樹種、製品仕様、数量、PEFC70%、材積量					
Total		50.000	M3	EUR	

SC remark:

③ Package specification (パッケージ仕様)



会社
ロゴ

2022-10-18

PACKAGE SPECIFICATION

Seller:

サプライヤーの社名
住所

Transport Information:

Loading order:

Delivery Address:

Consignee:

Terms of Delivery:

Invoice Number:

Invoice date:
N/A

Sales contract Number:

樹種、製品仕様、PEFC70%、材積量

Product Type:

Invoice Number:

Invoice Date:

SCno:

Whitewood 45.00x105.00 / NED/A WW S4S 45x105 NED/A KD CF 70 % PEFC
certified DNVFI-PEFC-COC-

N/A

Package	Container No	Act. length / Nom. length	Pcs	M3
2001203042887	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042888	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042889	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042890	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042891	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042892	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042905	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042906	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042907	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042908	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042909	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042910	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042911	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042912	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042913	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042914	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042915	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042916	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042917	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042918	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042919	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042920	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042921	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
2001203042922	SEGU 619 844-3	2.985/2.985	150	2.116
No of Packages: 24			3600	50.784
Container Total:		24 packages	3600	50.784

製品サイズ、数量、材積量

④ Way Bill (貨物運送状)

SHIPPER サプライヤーの社名 住所		WAYBILL NON NEGOTIABLE		VOYAGE NUMBER 0BEDCE1MA	
CONSIGNEE 輸入者の社名 住所 電話番号				WAYBILL NUMBER	
NOTIFY PARTY, Carrier not to be responsible for failure to notify 輸入者の社名 住所 電話番号		EXPORT REFERENCES 1492692		CMA CGM CARRIER: CMA CGM Société Anonyme au Capital de 234 988 330 Euros Head Office: 4, quai d'Arcen - 13002 Marseille - France Tel: (33) 4 88 91 90 00 - Fax: (33) 4 88 91 90 95 562 024 422 R.C.S. Marseille	
PRE CARRIAGE BY*	PLACE OF RECEIPT*	FREIGHT TO BE PAID AT	NUMBER OF ORIGINAL WAYBILLS		
		GOthenBURG	ZERO (0)		
VESSEL	PORT OF LOADING	PORT OF DISCHARGE	FINAL PLACE OF DELIVERY*		
MARKS AND NOS CONTAINER AND SEALS	NO AND KIND OF PACKAGES	DESCRIPTION OF PACKAGES AND GOODS AS STATED BY SHIPPER SHIPPER'S LOAD STOW AND COUNT SAID TO CONTAIN	GROSS WEIGHT CARGO	TARE	MEASUREMENT
	1 x 40HC	24 PACKAGE (S)	23400.000	3700	50.784
		HS CODE- 44071220 WHITEWOOD THC PREPAID	HS コード 樹種		
FREIGHT PREPAID Shipped on Board BELITA 01-NOV-2022 CMACGM Sweden As agents for the Carrier <i>[Signature]</i>					
eight in Kgs Total: 1 CONTAINER(S)		Sheet 1 of 2	23400.000	3700	50.784
ABOVE PARTICULARS DECLARED BY SHIPPER. CARRIER NOT RESPONSIBLE.					
ADDITIONAL CLAUSES					
<p> cargo at port is at merchant risk, expenses and responsibility</p> <p>CL</p> <p>THC at destination payable by Merchant as per line/port tariff</p> <p>For the purpose of the present carriage, clause 14(2) shall exclude the application of the Antwerp rules, 2004.</p> <p>Demurrage and detention shall be calculated and paid as per general tariff available on the web site www.cma-cgm.com, or in any of CMA CGM agency. However if special free time conditions are granted, rates applicable as per general tariff grid shall start from the day following the last free day.</p> <p>Mis-declaration of cargo weight endangers crew, port workers and vessels' safety. Your cargo may be weighed at any place and time of carriage and any mis-declaration will expose you to claims for all fees, expenses or damages whatsoever resulting thereof and be subject to freight surcharge.</p> <p>The shipper acknowledges that the Carrier may carry the goods identified in this bill of lading on the deck of any vessel and in taking remittance of this bill of lading the Merchant (including the shipper, the consignee and the holder of the bill of lading, as the case may be) confirms his express acceptance of all the terms and conditions of this bill of lading and expressly confirms his unconditional and irrevocable consent to the possible carriage of the goods on the deck of any vessel.</p> <p>274. The Merchant is responsible for returning any empty container, with interior clean, free of any dangerous goods placards, labels or markings, at the designated place, and within 60 days following to the date of release, failing which the container shall be construed as lost. The Merchant shall be liable to indemnify the Carrier for any loss or expense whatsoever arising out of the foregoing, including but not limited to liquidated damages equivalent to the sound market value - or the depreciated value due by the Carrier to a container lessor. The Carrier is entitled to collect a deposit from the Merchant at the time of release of the container which shall be remitted as security for payment of any sums due to the Carrier, in particular for payment of all detention and demurrage and/or container indemnity as referred above.</p> <p>337. This Waybill is governed by the Terms and Conditions available on the CMA CGM website (http://www.cma-cgm.com/products-services/shipping-guide/bl-clauses) which the Merchant has read and accepted. The carrier is entitled to deliver the cargo to the Consignee, after payment of any outstanding Freight, on provision of proper proof of identity without the need to produce or surrender a copy of this</p>			<p>CEIVED by the Carrier from the Shipper in apparent good order and condition (unless otherwise noted herein) the total number or quantity of containers or other packages or units indicated above by the Merchant for carriage, subject to all the terms hereof (including the terms on page one) and tariff for the relevant trade, from the place of receipt or the port of loading, whichever applicable, to the port of discharge or place of delivery, whichever applicable. This Waybill is deemed to be a contract of carriage as defined in Article 1 (b) of the Hague Rules and Hague Visby Rules although this is not a document of title to the Goods.</p> <p>EVERY only will be made on Payment of all Freight and Charges and to the named Consignee or any third party nominated by the Consignee by written instruction to the Carrier or his Agent, unless the Shipper instructs otherwise prior to delivery. The rights and liabilities arising according to the terms hereof shall (without prejudice to any rule of common law and status) become binding between the Carrier and Consignee as if agreement has been made between them and the Shipper guarantees on reception of this Waybill that he has accepted it on his own behalf, on behalf of the Consignee and the Owner of the Goods, and warrants that he has authority to do so.</p> <p>claims and actions arising between the Carrier and the Merchant in relation with the contract of Carriage evidenced by this Waybill shall exclusively be brought before the Tribunal de Commerce de Marseille and no other Court shall have jurisdiction with regards to any such claim or action. Notwithstanding the above, the Carrier is also entitled to bring the claim or action before the Court of the place where the defendant has his registered office.</p> <p>Waybill is issued subject to the C.M.I Uniform Rules for Sea Waybills. (OTHER TERMS AND CONDITIONS OF THE CONTRACT ON PAGE ONE)</p>		
PLACE AND DATE OF ISSUE	GOthenBURG	01 NOV 2022	SIGNED FOR THE CARRIER CMA CGM S.A. BY CMACGM Sweden as agents for the carrier CMA CGM S. A. <i>[Signature]</i>		
SIGNED FOR THE SHIPPER		APPLICABLE ONLY WHEN THIS DOCUMENT IS USED AS A COMBINED			

⑤ PEFC-CoC の認証書



CHAIN OF CUSTODY CERTIFICATE

Certificate no.:

Initial certification date:

Valid:

This is to certify that

サプライヤーの社名

住所

meets the requirements of following international PEFC standards:

PEFC ST 2002:2020 and PEFC 2001:2020

This certificate is valid for the following product or service ranges:

Wood and fiber sourcing, manufacturing and distribution of round wood, sawn products, further processed sawn products, biocomposite materials, sawmill by-products and wood pellets, wood based panels, engineered wood products such as finger jointed lumber, CLT, LVL, buildings and their parts and glue-laminated timber.

The validity of this certificate shall be verified on www.pefc.org.

Place and date:
Espoo, 07 December 2022



For the issuing office:
DNV - Business Assurance
Kellaranta 1, 02150 Espoo, Finland

Kimmo Haarala
Management Representative

Lack of fulfillment of conditions as set out in the Certification Agreement may render this Certificate invalid.

ACCREDITED UNIT: DNV Business Assurance Finland Oy Ab, Kellaranta 1, 02150 Espoo, Finland - TEL: +358 10 292 4200. www.dnv.fi/assurance



Certificate no.: DNVFI-PEFC-COC-
Place and date:

Appendix to Certificate

Stora Enso Oyj, Division Wood Products

Locations included in the certification are as follows:

Site Name	Site Address	Site Scope
認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Purchase, sales and distribution of sawn wood, further processed sawn products, sawmill by-products and wood pellets, wood based panels, engineered wood products such as finger jointed lumber, glue-laminated wood, LVL, CLT, buildings and their parts. Physical separation method Credit method Including logistics warehouses in Sydney, Adelaide and Brisbane.
認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Wood sourcing, manufacturing and distribution of sawn wood, sawmill by-products, further processed sawn products, engineered wood products, CLT, buildings and their parts. Credit method
↓ 認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Wood sourcing, manufacturing and distribution of sawn wood, sawmill by-products and further processed sawn products. Credit method
認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Wood sourcing, manufacturing and distribution of sawn wood, sawmill by-products, further processed sawn products, engineered wood products, CLT, buildings and their parts. Credit method
認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Wood sourcing, manufacturing and distribution of sawn wood, sawmill by-products and further processed sawn products. Credit method
認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Purchase of sawn products, manufacturing and distribution of further processed sawn products, engineered wood products and by-products. Credit method
認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Wood sourcing, manufacturing and distribution of sawn wood, sawmill by-products, further processed sawn products, engineered wood products, CLT, buildings and their parts and wood pellets. Credit method
認証を受けたサプライヤーの支社名	住所	Wood sourcing, manufacturing and distribution of sawn wood, sawmill by-products, further processed sawn products, engineered wood products and wood pellets. Credit method

Lack of fulfillment of conditions as set out in the Certification Agreement may render this Certificate invalid.
ACCREDITED UNIT: DNV Business Assurance Finland Oy Ab, Keilaranta 1, 02150 Espoo, Finland - TEL: +358 10 292 4200. www.dnv.fi/assurance



DNV

Certificate no.: DNVFI-PEFC-COC-
Place and date:

Appendix to Certificate

Multi-site certificate

Product category:	01000 Round wood 01010 Sawlogs and veneer logs 01020 Pulpwood 01030 Chips and particles 01040 Wood residues 02010 Fuelwood (incl. chips, residues, pellets, brickets etc) 03000 Sawn wood and sleepers 03020 Sawn wood 04020 Finger Jointed Lumber 04030 Glue Laminated Products (Gluelam) 04040 Laminated Veneer Lumber (LVL) 04080 Other (incl. CLT) 08060 Other 09010 Buildings and their parts 09023 Decking 14000 Other
Material category:	PEFC certified and PEFC controlled sources
Applied chain of custody method:	Credit method Physical separation method Percentage method
Tree species:	Scots pine - <i>Pinus sylvestris</i> Spruce - <i>Picea abies</i> Black Pine - <i>Pinus nigra</i> Douglas fir - <i>Pseudotsuga menziesii</i> Silver fir - <i>Abies alba</i> Birch - <i>Betula</i> sp Aspen - <i>Populus</i> sp Alder - <i>Alnus</i> sp Ash - <i>Fraxinus</i> sp Beech - <i>Fagus sylvatica</i> Black locust - <i>Robinia pseudoacacia</i> Elm - <i>Ulmus campestris</i> Hornbeam - <i>Carpinus betulus</i> Larch - <i>Larix</i> sp Lime - <i>Tilia cordata</i> Maple - <i>Acer campestre</i> Oak - <i>Quercus</i> sp Willow - <i>Salix</i> sp

Lack of fulfilment of conditions as set out in the Certification Agreement may render this Certificate invalid.
ACCREDITED UNIT: DNV Business Assurance Finland Oy Ab, Keilaranta 1, 02150 Espoo, Finland - TEL: +358 10 292 4200. www.dnv.fi/assurance

Page 6 of 6

仮想事例 4：インドネシア産合板

日本の木材商社である G 社は、継続的に取引のあるインドネシアの H 社から輸入する合板に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。

手順 1	<p>H 社との契約時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。</p> <p>その結果、商品が届くまでに、①～⑨の書類の提供を受けた。補足情報は得られなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① Contract (契約書) ② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス) ③ Packing List (梱包明細書) ④ Certificate of Species (樹種証明書) ⑤ Report of Testing (試験報告書) ⑥ Bill of Lading (船荷証券) ⑦ Certificate of Origin (原産地証明書フォーム AJ) ⑧ ISPM 15(国際貿易における木材こん包材の規制) ⑨ V-LEGAL (合法性証明書)
手順 2	<p>「手引き」のチェックリスト 1 を活用し、手順 1 で提供された上記の書類に、必要な事項が含まれていることを確認した。</p> <p>提供された書類や作成したチェックリスト 1 等を踏まえ、「手引き」のチェックリスト 2 を活用し、調達する木材について、以下のとおり違法伐採リスクの評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 調達先、伐採国、樹種、量について、複数の書類で確認でき、互いに齟齬はなかった。 • 法令に適合して伐採された合法性証明については、インドネシア政府により発行された書類であると確認できた。【チェックリスト 2：1 (1) (2)、2 (1)】 • 伐採国であるインドネシアについて、クリーンウッド・ナビの国別情報や、複数の違法伐採リスク評価サイトの情報から、木材合法性検証システム (SVLK) が整備されており、調達した木材の違法伐採リスクは低いと評価した。【チェックリスト 2：4 (1) (2)】 • 原材料となっている樹木の樹種について、明確に確認できたとともに、すべて禁伐対象樹種ではないことを確認できた。【チェックリスト 2：5 (1) (2) (3)】 • これらを踏まえ、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断した。
手順 3	<p>手順 2 で合法性が確認できたと判断したため、実施しなかった。</p>
記録保存	<p>作成したチェックリストと①～⑨の書類をひとつの簿冊として保存した。このデータは以後の H 社から調達する合板の合法性確認にも活用した。</p>

販売先への提供	調達した合板の販売時に、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨を納品書に記入し、販売先に提供した。
---------	--

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト		
		記入日: ○○年 ○月 △日
取引内容:インドネシア産合板の輸入		
取引相手: B社(責任者:○○部□□課△△氏)		
担当者: ●●部■課▲▲		
責任者: ●●部■課△△課長		
チェックリスト1 木材等の調達先に対し提供を求める事項		社内管理番号:
事項	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄
ア 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input checked="" type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	⑤V-LEGAL
イ 原材料となっている樹木の所有者又はその木材の輸出者の氏名、名称、住所: H社	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input checked="" type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Contract(契約書) ②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List(梱包明細書) ④Certificate of Species(樹種証明書) ⑥Bill of Lading(船荷証券)
ウ 樹木が伐採された国又は地域: インドネシア	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input checked="" type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	③V-Legal ⑦Certificate of Origin(原産地証明書フォームA.J)
エ 原材料となっている樹木の樹種名: メランティ(フェースバック)、ファルカタ(中芯)	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input checked="" type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Contract(契約書)
オ 木材等の種類(品目): 合板	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Contract(契約書) ②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List(梱包明細書) ④Certificate of Species(樹種証明書) ⑦Certificate of Origin(原産地証明書フォームA.J) ⑤V-Legal
カ 重量、面積、体積、数量: ○○m3	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①Contract(契約書) ②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List(梱包明細書) ⑤Bill of Lading(船荷証券)
キ 補足情報	<input type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等) <input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	③Packing List(梱包明細書) ④Certificate of Species(樹種証明書) ⑤Bill of Lading(船荷証券) ⑤V-Legal

(1)書類に記載のある項目にチェック

(2)書類に記載されていた情報を記入

(3)収集した書類の具体的な名称を記入

1) チェックリスト1における作業の流れ

手順1で提供された書類を活用し、以下の作業を行った。

(1) 確認事項についての記載がある書類についてチェック

はじめに、書類⑨のV-Legalにおいて、ア～カまでの情報が確認されたため、項目へチェックした。次に、①～⑧までの書類に記載されている情報も確認し、イ～カの項目のうち、該当する書類の種類へとチェックした。

(2) 書類に記載されていた情報を記入

「事項」の列の項目イ～カに、書類①～⑨で確認された情報を記入した。事業者が通常取引を管理するためのデータベースを有しており、本チェックリストと管理番号等で連動することが出来る場合には、記入の必要性はないと思われたが、本チェックリスト1の記載事項を参照しながら、手順2、手順3を行う可能性を想定し、より効果的な記載事項として記入した。

(3) 収集した書類の具体的な名称を記入

項目ア～カのチェックに用いた書類の名称を、該当する自由記載欄に記入した。本事例の場合、⑨V-Legalによってチェックリストの項目を満たすことができたが、ウの伐採地、エの樹種名の項目など、他の書類においてより詳細な情報が記されている場合があること、及び収集した書類同士の整合を図る意味においても、根拠となる書類を全て記入することは有効と判断した。

上記(1)～(3)の結果、以下の情報が整理された。

【収集できた書類に記載されていた事項】

ア 合法性の証明：V-Legal
イ 輸出者の名称：H社
ウ 伐採国：インドネシア
エ 樹種：メランティ、ファルカタ
オ 品目：合板
カ 数量：〇〇m³
キ 補足情報：なし

チェックリスト2 (インドネシア産合板)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項			社内管理番号:	
No.	低リスク評価 寄与度		チェックリスト1の 事項	自由 記載欄
	大	中		
<p>「低リスク評価寄与度」の上位の項目が選択された場合、下位の項目の選択は強制されません。</p> <p>(1) チェックリスト1を活用しつつ、収集した書類を確認し、該当する項目にチェック</p>				
1	総括			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品はOCm3の合板で、その全量についてインドネシアで伐採されたメランティおよびファルカタであり、V-Legalによる合法性証明材であることを確認した。
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)	<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2	原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)	<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したこと証明書を取得しています	ア	
(5)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
3	調達先に関する情報			
(1)	<input type="checkbox"/>	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	
(4)	<input type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取引についての報告等を公表しています	キ	
4	原材料となっている樹木が伐採された国又は地域			
(1)	<input type="checkbox"/>	伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	木材合法性検証システム(SVLK)が整備されているが、腐敗認識指数(CPI)は34と高いとは言えない。
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	チャタムハウスの森林ガバナンスと合法性ではFair~Good、合板の違法性リスクは比較的低いと評価されている。
5	原材料となっている樹木の樹種			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	ファルカタは一種だが、メランティはサラノキ属の多数の種を含むと考えられる。
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種に関する税関が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種が記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	メランティはインドネシアに自然分布し、ファルカタは広く植栽されている。双方ともに禁伐対象ではない。
(4)	<input type="checkbox"/>	植林木/造林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	ファルカタのみ植林木
(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？				
	<input checked="" type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		・公的な合法性証明(V-Legal)が得られている。 ・また、BL等の取引書類、原産地証明書、樹種証明書により、情報が多面的にカバーされていることから、違法リスクが低いと判断。
	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました。 → 【チェックリスト3】へ		
(4) 判断の根拠を記入				

2) チェックリスト2における作業の流れ

手順1で作成されたチェックリスト1を用いて、以下の作業を行った。

(1) 違法伐採リスク確認項目にチェック

チェックリスト1のア～カの項目を用いて、該当する違法伐採リスク確認項目（「低リスク評価寄与度」の列）へチェックした。なお、「低リスク評価寄与度」の「大」の項目がチェックされている場合でも、「中」「小」の項目に該当する情報が得られている場合にはチェックを行った。

(2) チェックした根拠を記入

自由記入欄を活用し、取得された情報を総合したチェックの根拠を記入した。

また、「4. 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域」の(1)の大項目が選択できなかった根拠を記入し、中項目の根拠を明確に記入することに努めた。

「5. 原材料となっている樹木の種類」については、複数の樹種が組み合わせられた製品であることを考慮し、それぞれの樹種の詳細を記入した。

(3) 総合的なリスク評価、合法性確認の判断

上記(1)のチェックと(2)の根拠から総合的に検討し、違法伐採リスクが無視できるレベルであると評価し、合法性確認ができたと判断してチェックした。

(4) 判断の根拠を記入

公的な合法性証明があり、かつ取引書類により情報が多重的にカバーされていることから、違法伐採リスクが低いと判断した。

仮想事例 4 添付資料

- ① Contract (契約書)
- ② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)
- ③ Packing List (梱包明細書)
- ④ Certificate of Species (樹種証明書)
- ⑤ Report of Testing (試験報告書)
- ⑥ Bill of Lading (船荷証券)
- ⑦ Certificate of Origin (原産地証明書フォーム AJ)
- ⑧ ISPM 15(国際貿易における木材こん包材の規制)
- ⑨ V-LEGAL

① Contract (契約書)



サプライヤーの社名

住所

電話番号

CONTRACT

161 / IKC / 2022

DATE : 21 NOVEMBER 2022

SELLER : サプライヤーの社名
住所

BUYER : 輸入者の社名
住所

COMMODITION : 製品名、JAS 規格適合
樹種名
仕様

SPECIFICATIONS :

SIZE (MM)	GRADE	CONTRACT BUYER	GLUE	QUANTITY				PRICE (US\$/M3)	TOTAL AMOUNT (US\$)
				CRATE	PCS/CRT	PCS	M3		
4.8 X 1230 X 2440	G1 - RW - SP	BAS153-01	T2F4	28	180	5,040	72.6050		
4.8 X 1230 X 2440	G2 - RW - SP	BAS153-01	T2F4	4	180	720	10.3721		
TOTAL				32 Crates		5,760	82.9771		

PRICE : 材積量等

DATE OF DELIVERY :

DESTINATION :

PAYMENT :

MARKING :

REMARKS :

SELLER,
サプライヤーの社名

BUYER,
輸入者の社名

署名

署名

② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)



サプライヤーの社名
住所
電話番号

COMMERCIAL INVOICE

NO.: 256/EXP/BIC/XII/2022

MESSRS,
輸入者の社名
住所
電話番号

DATE :
CONTRACT NO. :
NAME OF VESSEL :

DEPARTURE DATE :
FROM :
TO :
L/C NO. :
DATE :
ISSUING BANK :

NOTIFY :

DESCRIPTION OF GOODS :				INDONESIAN PLYWOOD			材積量等		TOTAL AMOUNT (USD)
SIZE (MM)	GRADE	GLUE	CONTRACT BUYER	QUANTITY		UNIT PRICE	TOTAL AMOUNT (USD)		
				CRATES	PIECES	(USD/M3)			
4.8 X 1,230 X 2,440	G1 - RW - SP	T2F4	BAS153-01	29	5,220	75.1980			
4.8 X 1,230 X 2,440	G2 - RW - SP	T2F4	BAS153-01	3	540	7.7791			
TOTAL				32	5,760	82.9771			

GROSS WEIGHT 47,934 KGS
NET WEIGHT 46,604 KGS
NO. OF CONTAINER(S) 2 X 40' CONTAINERS
MARKS IKC NO. 1 + UP
BAS153-01

WE CERTIFY THAT :
- WOOD PACKAGING MATERIAL WHICH USED HAVE BEEN TREATED, CERTIFIED AND MARKED ACCORDING TO 'ISPM NO.15'

NOTE :
CFR = USD.
FREIGHT = USD.
FOB = USD.

署名

③ Packing List (梱包明細書)



サプライヤーの社名
住所
電話番号

PACKING LIST

NO.: 256/EXP/BIC/XII/2022

MESSRS. 輸入者の社名 住所 電話番号	DATE	:
	CONTRACT NO.	:
	NAME OF VESSEL	:
NOTIFY:	DEPARTURE DATE	:
	FROM	:
	TO	:
	L/C NO.	:
	DATE	:
	ISSUING BANK	:

DESCRIPTION OF GOODS :		INDONESIAN PLYWOOD		材積量、重量等				
CONTRACT BUYER	SIZE (MM)	GRADE	GLUE	QUANTITY			GROSS WEIGHT (KGS)	NET WEIGHT (KGS)
				CRATES	PIECES	M3		
BAS153-01	4.8 X 1,230 X 2,440	G1 - RW - SP	T2F4	29	5,220	75.1980	43,440	42,234
BAS153-01	4.8 X 1,230 X 2,440	G2 - RW - SP	T2F4	3	540	7.7791	4,494	4,370
TOTAL				32	5,760	82.9771	47,934	46,604

TOTAL NO. OF CONTAINER(S) : 2 X 40' CONTAINERS
MARKS : IKC NO. 1 + UP
BAS153-01

署名

④ Certificate of Species (樹種証明書)



サプライヤーの社名
住所
電話番号

CERTIFICATE OF SPECIES

MESSRS,

輸入者の社名
住所
電話番号

RE : CERTIFICATE OF SPECIES

THIS IS TO CERTIFY THAT THE LOG SPECIES ARE AS FOLLOWS :

- 1. NAME OF VESSEL : TANTO MANIS V.341
- 2. CONTRACT : 161/KC/2022
- 3. FROM : BANJARMASIN, INDONESIAN PORTS
- 4. TO : SHIMIZU, JAPANESE PORTS
- 5. DESCRIPTION OF GOODS : INDONESIAN PLYWOOD
- 6. INVOICE NO. : 256/EXP/BIC/XII/2022
- 7. JAS MARK : PAPER SLIP
- 8. QUANTITY OF LOADED :

材積量等

SIZE (MM)	GRADE	GLUE	CONTRACT BUYER	QUANTITY		
				CRATES	PIECES	M3
4.8 X 1,230 X 2,440	G1 - R/W - SP	T2F4	BAS153-01	28	5,040	72.6050
4.8 X 1,230 X 2,440	G2 - R/W - SP	T2F4	BAS153-01	4	720	10.3721
TOTAL				32	5,760	82.9772

9. FACE / BACK RED MERANTI

CRATE NO. :

樹種名

FACE / BACK WHITE MERANTI

CRATE NO. :

署名

⑤ Report of Testing (試験報告書)



サプライヤーの社名
住所
電話番号

REPORT OF TESTING

Manufacture =
Address =
Buyer =
Contract Number =
Product Type =
Glue =
Standard Methode =

NO.	Size (mm) / Glue	Report of Testing					Remark
		Emission (mg/l)		Bonding Strength	Moisture Content	Delamination	
		Max	Average	(N/mm ²)	(%)	(%)	
1	4.8 x 1230 x 2440 / T2F4	0.2	0.2	0.9	10.5	100	Passed

署名

⑥ Bill of Lading (船荷証券)

See website for large version of reverse | 提单背面的放大版请看网站 | 提單背面的放大版請看網站

 ORIENT EXPRESS CONTAINER CO., LTD. WEBSITE: WWW.OECGROUP.COM		BILL OF LADING NO. ORIGINAL SO Number : _____	
SHIPPER サプライヤーの社名 住所		FOR DELIVERY OF GOODS PLEASE APPLY TO _____	
CONSIGNEE (This B/L is not negotiable unless marked "To Order" or "To Order of _____") 荷受人の社名 住所			
NOTIFY PARTY (No responsibility shall attach to Carrier or to his Agent for failure to notify) 輸入者の社名 住所 電話番号			
VESSEL AND VOYAGE NO. (see Clause 13 & 14)	PLACE OF RECEIPT (Through Transportation ONLY - see Clause 1 & 5)	PORT OF LOADING	
PORT OF DISCHARGE	PLACE OF DELIVERY (Through Transportation ONLY - see Clause 1 & 5)	NUMBER OF ORIGINAL BIL	

PARTICULARS FURNISHED BY THE SHIPPER - NOT CHECKED BY CARRIER - CARRIER I				
Container Numbers, Seal Numbers and Marks	No of Packages or Shipping Units	Description of Goods	Gross Cargo Weight	Measurement
SEE ATTACHED	2X40HQ	SHIPPER'S LOAD AND SEAL 32 CRATES SEE ATTACHED		
			材積量、重量等	
			Total: 47934.000 KGS 82.9771 CBM	
		"FREIGHT PREPAID" SVC TYPE: CY/CY SAY TOTAL: TWO FORTY FOOT HIGH CUBE CONTAINERS ONLY.		
TOTAL NUMBER OF PACKAGES : limitation of liability (if applicable) : (See Clause 20)		CARRIER'S RECEIPT : Total No. of packages received and acknowledged by carrier for the purpose of calculation of package 4X40HQ		

Charges including Freight - Cargo shall not be delivered unless charges are paid (see Clause 17)				
FREIGHT & CHARGES	BASIS	RATE	PREPAID	ECT
OCEAN FREIGHT			AS ARRANGED	

RECEIVED for shipment as specified above in apparent good order and condition unless otherwise stated, The Goods to be delivered at above mentioned Port of Discharge or Place of Delivery, whichever applies, SUBJECT TO Terms and Conditions contained on reverse side hereof, to which Merchant agrees by accepting this Bill of Lading.

IN WITNESS WHEREOF the number of original Bills of Lading on this side have been signed, one of which being accomplished, the others to stand void, unless applicable law provides otherwise.

ORIENT EXPRESS CONTAINER CO., LTD.

DECLARED VALUE FOR OCEAN TRANSPORTATION (Only applicable if declared value changes paid - see Clause 20) NONE	DECLARED VALUE FOR INLAND TRANSPORTATION (Only applicable if declared value changes paid - see Clause 21) NONE	AS AGENTS FOR THE CARRIER 
PLACE AND DATE OF ISSUE SURABAYA, DEC 31, 2022	SHIPPED ON BOARD DATE DEC 31, 2022	

⑦ Certificate of Origin (原産地証明書フォームAJ)

Original

<p>1 Goods consigned from (Exporter's name, address, country)</p> <p>サプライヤーの社名 住所 国名</p>		<p>Reference No. 1000012/BJM/2023</p> <p style="text-align: center;">THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT)</p> <p style="text-align: center;">CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ Issued in <u>INDONESIA</u> (Country)</p> <p style="text-align: center;">See Notes Overleaf</p>			
<p>2 Goods consigned to (Importer's/Consignee's name, address, country)</p> <p>輸入者の社名 住所 国名</p>		<p>3. Means of transport and route (as far as known)</p> <p>Shipment Date : DECEMBER 31, 2022</p> <p>Vessel's name/Aircraft etc. :</p> <p>Port of discharge :</p>			
<p>3. Means of transport and route (as far as known)</p> <p>Shipment Date : DECEMBER 31, 2022</p> <p>Vessel's name/Aircraft etc. :</p> <p>Port of discharge :</p>		<p>4. For Official Use</p> <p><input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement</p> <p><input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please State reason/s)</p> <p style="text-align: center;">Signature of Authorised Signatory of the Importing Country</p>			
5. Item number	6. Marks and numbers of Packages	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)	8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or other Quantity and Value (FOB only when RVC criterion is used)	10. Number and date of Invoices
1	IKC NO. 1 + UP BAS153-01	32 CR INDONESIAN PLYWOOD 32 CRATES = 5,760 PIECES = 82.9771 M3 HS: 44123100	"WO"	GW: 47,934.0000 KGM NW: 46,604.0000 KGM	256/EXP/IBC/XII/2022 DECEMBER 22, 2022
		製品名 材積量 HSコード	重量		
<p>11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statement are correct; that all the goods were produced in</p> <p style="text-align: center;">INDONESIA (Country)</p> <p>and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to</p> <p style="text-align: center;">JAPAN</p> <p style="text-align: center;">署名</p> <p style="text-align: center;">Place and date, name, signature and company of authorised signatory</p>			<p>12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p style="text-align: center;">ISSUED RETROACTIVELY</p> <p style="text-align: center;">ISSUING OFFICE IN PROVINSI KALIMANTAN SELATAN</p> <p style="text-align: center;">署名</p>  <p style="text-align: center;">BANJARMASIN, JANUARY 03, 2023</p> <p style="text-align: center;">Place and date, signature and stamp of certifying authority</p>		
<p>13. <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing <input type="checkbox"/> Back-to-back CO <input checked="" type="checkbox"/> Issued Retroactively</p>					

Page 1 / 1

Form AJ Serial : **AJ - JAA -**

⑧ ISPM 15(国際貿易における木材こん包材の規制)



PT. PACKING MATERIAL INDONESIA

Jl. Pramuka, Komplek Tirta Dharma, Palm View Residence No. D3, Banjarmasin
Phone : (0511) 3255778 Fax : (0511) 3251413 E-mail : pmibdi@gmail.com

ISPM NO. 15 CERTIFICATE

No.: 1827/HT-PMI/XII/22

Registration Number: **ID 015**

This is to certify that the wood packaging material described below was treated in accordance with the International Standard for Phytosanitary Measures No. 15 (ISPM # 15).

Name of Exporter : サプライヤーの社名
住所
電話番号

Name of Notify Party : 通知先の名称
住所
電話番号

Method of Treatment :

Duration of Treatment :

Date of Treatment :

Place of Treatment :

Description of Goods Treated:

Marking :

Description of Goods :

Quantity :

ShippingMark :

Vessel Name & Voyage No. :

Container / Seal Number :

Destination :

This certificate refers ISPM-15 Heat Treatment only and does not certify any other matters.

Date of Issued: December 31, 2022

Certified Company Representative's Signature:

署名

1st ORIGINAL

⑨ V-LEGAL



JAPAN				
COPY FOR THE LICENSEE	5	1 Issuing authority Name 書類発行者名称 Address 住所 Authority registration number 登録番号	2 Importer Name 輸入者の社名 Address 住所 Country of destination and ISO Code JAPAN - JP Port of loading Port of discharge Value (USD)	
		3 V-Legal/licence number	4 Date of Expiry 25 04 2023	
		5 Country of export 輸出国	7 Means of transport BY SEA	
		6 ISO Code ID		
		8 Licensee Name サプライヤーの社名 Address 住所	ETPIK Number N/A Tax Payer Number	
		9 Commercial description of the timber products INDONESIA PLYWOOD 製品名	10 HS-Heading 4412.31.00. HSコード	
	5	11 Common and Scientific Names Meranti (<i>Shorea spp.</i>); Sengon (<i>Paraserianthes falcataria</i>) 樹種 (学名)	12 Country of harvest INDONESIA;INDONESIA 伐採国	
		14 Volume (m3) 82.9771 材積量	15 Net Weight (kg) 46.604.00 重量	16 Number of units 32
		17 Distinguishing marks INVOICE: 256/EXP/BIC/XII/2022 ISSUED 22 DECEMBER 2022		
		 20669045713		
	18 Signature and stamp of issuing authority <div style="text-align: center;">  Name AGGIES BUDI LINATI Place and date JAKARTA, 26 DECEMBER 2022 </div>			

仮想事例 5：中国産集成材

日本の木材商社である I 社は、新規の取引先である中国の J 社から輸入する集成材に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。

手順 1	<p>J 社との契約時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。</p> <p>その結果、商品が届くまでに、①～⑤の書類の提供を受けた。補足情報として、同社の森林認証取得を証明する書類の提供を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 売買契約書 ② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス) ③ Packing List (梱包明細書) ④ Bill of Lading (船荷証券) ⑤ 森林認証 (PEFC-COC) 証書
手順 2	<p>「手引き」のチェックリスト 1 を活用し、手順 1 で提供された上記の書類に、必要な事項が含まれていることを確認した。</p> <p>提供された書類や作成したチェックリスト 1 等を踏まえ、「手引き」のチェックリスト 2 を活用し、調達する木材について、以下のとおり違法伐採リスクの評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> • JAS 製材であり、全量が Red Wood (オウシュウアカマツ) であることを確認できたが、伐採国や合法性の根拠を示す書類は得られなかった。 【チェックリスト 2：1、2、5】 • 調達先は PEFC 認証を取得していた。【チェックリスト 2：3 (3)】 • これらを踏まえ、違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかつたと判断した。
手順 3	<ul style="list-style-type: none"> • 調達先の事業者から、原材料 (製材) の調達先が、ドイツ、スウェーデンの 2 製材事業者であることを記載した書類を取得。【チェックリスト 2：2 (1)】 • 2 事業者の HP を確認し、丸太の主な調達先についての情報を参照。 • また、合法性確保に関する取り組みを公表しており、森林認証などを取得していることを確認。 • 2 事業者は EU 木材規則の対象国に所在していることから、違法伐採木材を原材料としているとは考えにくい。【チェックリスト 2：2 (1)】 • これらを踏まえ、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断した。
記録保存	<p>作成したチェックリストと①～⑤の書類をひとつの簿冊として保存した。このデータは以後の J 社から調達する合板の合法性確認にも活用した。</p>
販売先への提供	<p>調達した集成材の販売時に、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨を納品書に記入し、販売先に提供した。</p>

チェックリスト1 (中国産集成材)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト		
		記入日: ○○年 ○月 △日
取引内容: 中国産レッドウッド(オウシュウアカマツ)集成材の輸入		
取引相手: B社(責任者:○○部□□課△△氏)		
担当者: ●●部■課▲▲		
責任者: ●●部■課△△課長		
チェックリスト1 木材等の調達先に対し提供を求める事項		社内管理番号:
事項	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄
ア	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	
イ	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①売買契約書 ②Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス) ③Packing List(梱包明細書) ④Bill of Lading(船荷証券)
ウ	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	
エ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	②Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス) ③Packing List(梱包明細書) ④Bill of Lading(船荷証券)
オ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①売買契約書 ②Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス) ③Packing List(梱包明細書) ④Bill of Lading(船荷証券)
カ	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載): <input type="checkbox"/>	①売買契約書 ②Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス) ③Packing List(梱包明細書) ④Bill of Lading(船荷証券)
キ	<input checked="" type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等) <input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	⑤森林認証(PEFC-COC)証書

(1)書類に記載のある項目
にチェック

(2)書類に記載されて
いた情報を記入

(3)収集した書類の具体的
名称を記入

1) チェックリスト1における作業の流れ

手順1で提供された書類を活用し、以下の作業を行った。

(1) 確認事項についての記載がある書類についてチェック

書類①～⑤までの書類に記載されている情報を確認し、イ、エ、オ、カ、キの項目において、該当する書類の種類へとチェックした。

なお、「キ. 補足情報」として、調達先の CoC 認証 (PEFC) の取得が確認されたが、取引書類への認証材の表示なかったことから、「ア. 合法性の証明」は得られなかったとした。

(2) 書類に記載されていた情報を記入

「事項」の列の項目イ～カに、書類①～⑤で確認された情報を記入した。事業者が通常取引を管理するためのデータベースを有しており、本チェックリストと管理番号等で連動することが出来る場合には、記入の必要性はないと思われたが、本チェックリスト1の記載事項を参照しながら、手順2、手順3を行う可能性を想定し、より効果的な記載事項として記入した。

本事例では、集成材の製造が中国で行われたことがわかったが、伐採国又は地域の情報なかったことを記入した。

(3) 収集した書類の具体的な名称を記入

項目イ、エ、オ、カ、キのチェックに用いた書類の名称を、該当する自由記載欄に記載した。本事例の場合、「ア. 合法性の証明」と「ウ. 伐採国」が取得された書類によりカバーされなかったが、「キ. 補足情報」が得られたことを記入した。

上記(1)～(3)の結果、以下の情報が整理された。

【収集できた書類に記載されていた事項】

- ア 合法性の証明：なし
- イ 輸出者の名称：J社
- ウ 伐採国：不明
- エ 樹種：Red Wood (オウシュウアカマツ)
- オ 品目：集成材
- カ 数量：〇〇m³
- キ 補足情報：森林認証 (PEFC-CoC) 証書

チェックリスト2 (中国産集成材)

枠あり

基本的な使用方法

枠なし

より効果的な使用方法

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項			社内管理番号:	
No.	低リスク評価寄与度		事項	理由記載欄
	大	中		
「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認された場合、(1)チェックリスト1を活用しつつ、収集した書類を確認し、該当する項目にチェック				
1	総論			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品は〇〇m3のマツ集成材であるが、伐採国や合法性の根拠は不明。
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)	<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2	原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報			
(1)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています		(2) チェックされなかった根拠を記入
(2)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	調達先はPEFC認証を取得しているが、取引書類からは、調達した製品がCoC材であることが確認できない。
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)	<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
3	調達先に関する情報			
(1)	<input type="checkbox"/>	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	調達先はPEFC認証を取得している
(4)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4	原材料となっている樹木が伐採された国又は地域			
(1)	<input type="checkbox"/>	伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	伐採国が不明
(2)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
5	原材料となっている樹木の樹種			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	Red Wood(オウシュウアカマツ)
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種は、伐採された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	伐採国不明のために確認できない
(4)	<input type="checkbox"/>	産林木/人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？				
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました			
<input checked="" type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ			伐採国が記載してある書類はなく、欧州、ロシアなど原材料をどこから輸入しているか不明。
(4) 判断の根拠を記入				

2) チェックリスト2における作業の流れ

手順1で作成されたチェックリスト1を用いて、以下の作業を行った。

(1) 違法伐採リスク確認項目にチェック

チェックリスト1のア～カの項目を用いて、該当する違法伐採リスク確認項目（「低リスク評価寄与度」の列）へチェックした。なお、「低リスク評価寄与度」の「中」の項目がチェックされている場合でも、「小」の項目に該当する情報が得られている場合にはチェックを行った。

(2) チェックした根拠を記入

自由記入欄を活用し、取得された情報を総合したチェックの根拠を記入した。

また、総論（2）及び「2. 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報」（2）、「4. 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域」（1）、「5. 原材料となっている樹木の樹種」（3）へ項目を選択できなかった根拠を記入し、評価をするために不足している情報を明らかにした。

(3) 総合的なリスク評価、合法性確認の判断

上記(1)のチェックと(2)の根拠を総合的に検討し、伐採国が不明であることを考慮し、合法性が確認できなかったと判断してチェックした。

(4) 判断の根拠を記入

項目2の合法性を担保する書類及び伐採国が記載してある書類はなかったため、欧州、ロシアなど原材料をどこから輸入しているか不明であることを加味し、判断の根拠を記入した。

チェックリスト3 リスク緩和措置に係る追加的な情報収集事項			社内管理番号:
追加の情報収集の内容	チェックリスト2の項目番号 (No.)	自由記載欄	
1 取引関係者について			
(1) <input checked="" type="checkbox"/> 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	2, 3, 4, 5	・調達先の事業者から、原材料(製材)の調達先が、ドイツ、スウェーデンの2製材事業者であることを記載した書類を取得。 ・2事業者のHPを確認し、丸太の主な調達先についての情報を参照。 ・また、合法性確保に関する取り組みを公表しており、森林認証などを取得していることを確認。 ・2事業者はEUTRの対象国に所在していることから、違法伐採木材を原材料としているとは考えにくい。	
(2) <input checked="" type="checkbox"/> 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる			
(3) <input type="checkbox"/> 調達先や伐採を行う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する			
2 調達する木材そのものについて			
(1) <input type="checkbox"/> 木材の目視を行う	4, 5		(1) 実施した方法にチェック
(2) <input type="checkbox"/> 木材の組織観察を行う			
(3) <input type="checkbox"/> 木材のDNA分析を行う			
(4) <input type="checkbox"/> 木材の安定同位体分析を行う			(2) 収集した情報の内容を記入
3 その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む			
(1) <input type="checkbox"/> 問い合わせや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5		
(2) <input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認する			
(3) <input type="checkbox"/> 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する			
(4) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):			(3) これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたか判断できましたか?			
<input checked="" type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました			(4) 判断の根拠を記入
<input type="checkbox"/> 違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました			伐採国は特定できなかったが、製材の調達先はEUTR対象国における信頼できる事業者であり、違法伐採リスクは低いと評価した。

3) チェックリスト 3 における作業の流れ

手順 2 の判断を受け、以下の作業を行った。

(1) 実施した追加の情報収集の内容にチェック

チェックリスト 2 の結果を受けて実施した項目にチェックした。

本事例では、調達先の事業者へ確認し、当該の集成材の製造に使用した原材料（製材）の調達先が記載された書類の提供を依頼した。

(2) 実施した追加の情報収集の具体的内容、参照した情報、それらに基づく違法伐採リスクに係る評価を記入

上記①で得られた情報に基づき、特定された調達先との取引関係に関する追加情報をオンラインベースで収集、また調達先の所在する地域について外部の情報も参照し、確認された内容を記入した。

(3) 総合的なリスク再評価、合法性確認の判断

上記で得られた情報に基づき、合法性の判断を行った。

(4) 判断の根拠を記入

調達先への問い合わせにより、川上の事業者を特定。原材料の調達状況と合法性確認の取組を確認し、外部の情報も参照した結果、違法伐採リスクは無視できると判断した。

仮想事例 5 添付資料

- ① 売買契約書
- ② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)
- ③ Packing List (梱包明細書)
- ④ Bill of Lading (船荷証券)
- ⑤ 森林認証証書 (PEFC)

① 売買契約書

契約書番号 SH2022-0448

成立時間: 2022/10/7

一、製品名称: JAS集成材製品

二、明細:	サイズ	枚数	パレット数	総数量
RW	105 * 120 *	3985	54 /PCS	3 PKGS 8.1342
RW	105 * 150 *	3985	49 /PCS	3 PKGS 9.2262
RW	105 * 300 *	3985	21 /PCS	3 PKGS 7.9083
RW	105 * 330 *	3985	21 /PCS	3 PKGS 8.6991
RW	105 * 360 *	3985	21 /PCS	6 PKGS 18.9798

三、合計数量: 18 数量、材積量

四、単価: CNF 東京 USD _____ /m³

五、合計金額: USD _____

六、日本揚げ地: 東京 港

七、納期: 实际按照发货计划表执行。

八、T/T支払い住所:

九、注意点:

販売社:
 サプライヤーの社名

署名

購入社:
 輸入者の社名

署名

② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)

サプライヤーの社名

住所

发票

COMMERCIAL INVOICE

INV NO: SH-2022173

CONTRACT NO: SH2022-0448/449/450

DATE: NOV 3 2022

买方

Sold to Messrs:

輸入者の社名

住所

電話番号

変頭及号码 Marks&Nos	品名 Description	数量 Quantity	单价 Price	总值 Amount
N/M	樹種名 (流通名)、製品名 PINE WOOD KD S4S JAS GLUELAM BEAM			CNF TOKYO JAPAN
	SH2022-0448 105*120UP*3985	52.9476 M3	USD PER M3	USD
	SH2022-0449 105*150UP*2750UP	53.8200 M3	USD PER M3	USD
	SH2022-0450 105*150UP*4985	45.5067 M3	USD PER M3	USD
TOTAL:		152.2743 M3 48BUNDLES		USD



100% pefc certified certificate No. SST-CFCC/PEFC-COC-

PEFC100%

数量、材積量

サプライヤーの社名

③ Packing List (梱包明細書)

サプライヤーの社名

住所

装箱单

PACKING LIST

INV NO. SH-2022173

买方

Sold to Messrs:

輸入者の社名

住所

電話番号

日期

DATE NOV 3 2022

麦头及号码 Marks&Nos	品名 Description	数量 Quantity	毛重 G.W.KGS	净重 N.W.KGS
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">樹種名 (流通名)、製品名</div> PINE WOOD KD S4S JAS GLUELAM BEAM SH2022-0448 105*120UP*3985 SH2022-0449 105*150UP*2750UP SH2022-0450 105*150UP*4985	 52.9476 M3 53.8200 M3 45.5067 M3		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">数量、材積量、重量</div>		
TOTAL:		152.2743 M3 48BUNDLES	72,026KGS	70,503KGS

サプライヤーの社名

出荷码单

箱号:DRYU9056030

SH2022-0448

序号	包号	规格			数量	M3	拼数	材种	强度等级
		厚	宽	长					
1	448-1	105	120	3985	54	2.7114	4P	RW	E105-F300
2	448-2	105	120	3985	54	2.7114	4P	RW	E105-F300
3	448-3	105	120	3985	54	2.7114	4P	RW	E105-F300
4	448-4	105	150	3985	49	3.0754	5P	RW	E105-F300
5	448-5	105	150	3985	49	3.0754	5P	RW	E105-F300
6	448-6	105	150	3985	49	3.0754	5P	RW	E105-F300
7	448-7	105	300	3985	21	2.6361	10P	RW	E105-F300
8	448-8	105	300	3985	21	2.6361	10P	RW	E105-F300
9	448-9	105	300	3985	21	2.6361	10P	RW	E105-F300
10	448-10	105	330	3985	21	2.8997	11P	RW	E105-F300
11	448-11	105	330	3985	21	2.8997	11P	RW	E105-F300
12	448-12	105	330	3985	21	2.8997	11P	RW	E105-F300
13	448-13	105	360	3985	21	3.1633	10P	RW	E105-F300
14	448-14	105	360	3985	21	3.1633	10P	RW	E105-F300
15	448-15	105	360	3985	21	3.1633	10P	RW	E105-F300
16	448-16	105	360	3985	21	3.1633	10P	RW	E105-F300
17	448-17	105	360	3985	21	3.1633	10P	RW	E105-F300
18	448-18	105	360	3985	21	3.1633	10P	RW	E105-F300

52.9476

製品规格、数量、材積量、樹種（流通名）

④ Bill of Lading (船荷証券)

BILL OF LADING		NOT NEGOTIABLE UNLESS CONSIGNED "TO ORDER"	
Shipper サプライヤーの社名 住所 電話番号		B/L NO. QTKG22450222	
Consignee (if "To Order" so indicate) 輸入者の社名 住所 電話番号		DALIAN BHC GLOBAL LOGISTICS CO.,LTD. FOR COMBINED TRANSPORT, OR PORT TO PORT SUIMENT OF THROUGH CARRIAGE RECEIVED by the Carrier Goods as specified above in apparent good order and condition unless otherwise stated, to be transported to such place as agreed, authorized or permitted herein and subject to all the terms and conditions appearing on the front and reverse of this Bill of Lading to which the Merchant agrees by accepting this Bill of Lading, any local privileges and customs notwith standing. The particulars given above as stated by the shipper and the weight, measure, quantity condition, contents and value of the Goods are unknown to the Carrier. IN WITNESS whereof one (1) original Bill of Lading has been signed if not otherwise stated above, the same being accomplished the other(s), if any, to be void, if required by the Carrier (1) original Bill of Lading must be surrendered duly endorsed in exchange for the Goods or delivery order.	
Notify Party (No claim shall attach for failure to notify) 輸入者の社名 住所 電話番号			
Pre-carriage by	Place of Receipt		
Ocean Vessel/Voy No. KANWAY GALAXY 2245E	Port of Loading DALIAN	Number of Original Bs/L	
Port of Discharge TOKYO	Place of Delivery TOKYO	Final Destination (for the merchant's reference)	
Marks and Nos; Container Nos.	Number and kind of Packages; Description of Goods	Gross Weight (kgs)	Measurement (m3)
N/M	48 BUNDLES PINE WOOD KD S4S JAS GLUELAM BEAM	72026KGS	152.2743CBM
	数量、樹種名 (流通名)、製品名		重量、材積量
CICU2826446 01741443 40' HC CY/CY TEMU6564359 01741444 40' HC CY/CY DRYU9056030 01741456 40' HC CY/CY			
FREIGHT PREPAID		SURRENDERED	
Total No. of Containers or packages (in words)		SAY: FORTY-EIGHT BUNDLES ONLY.	
Freight and Charges	Revenue Tons	Rate	Per
			Prepaid
			Collect
Prepaid at:	Payable at:	Total Prepaid in local currency	
		Place and Date of Issue DALIAN 2022-11-06	
		Signed for the carrier	
IN WITNESS where of the number of original Bills of Lading stated left have been signed, one of which being accomplished, the other(s) to be void.			

⑤ 森林认证证书 (PEFC)



巻末資料 4

事業者向け報告会の発表資料

2023/3/3

林野庁委託事業成果報告会

クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引き：

リスクベースで考える木材のデュー・デリジェンス

クリーンウッド法における木材等の 合法性確認手引きの概要説明

公益財団法人 地球環境戦略研究機関
生物多様性と森林領域 主任研究員 鮫島弘光

1

手引き作成の目的

- 本手引きは2016年制定のクリーンウッド法に対応したもの
- クリーンウッド法では、事業者が木材等を利用する場合に合法伐採木材等を利用することを努力義務として定められるとともに、木材関連事業者の判断の基準となるべき事項として、合法性確認に関する事項が定められている
- 本委託事業では、事業者が木材の合法性確認をより円滑に行うための手引きを作成した

2

手引き概要

【はじめに／本手引きの目的】

【解説編】

- 違法伐採を取り巻く状況
- 合法性確認（デュー・デリジェンス）とは何か？
- リスクベースアプローチによる合法性確認を行うとなぜよいのか？

【実務編】

- 1、2章 合法性確認の全体像
- 3～6章 合法性確認の具体的な手順
（フローチャート・チェックリスト）

3

【解説編】

4

1. 違法伐採を取り巻く状況

● 違法伐採が引き起こす問題

- 森林の持つ多面的機能（国土の保全、水源涵養、気候変動緩和等）に負の影響を与える可能性
- 不当な価格競争力によって、林業・木材産業の健全な発展に支障をもたらす可能性

● 違法伐採対策の重要性の高まり

- 米国、EU、オーストラリア、韓国、中国等で違法伐採木材の取り扱いに対する法令等の整備が進んでいる
- 木材産業の振興や木材利用の推進について社会的な応援を得ていく上で、事業者が、取り扱う木材の合法性確認をしていることを示すことの重要性が増している

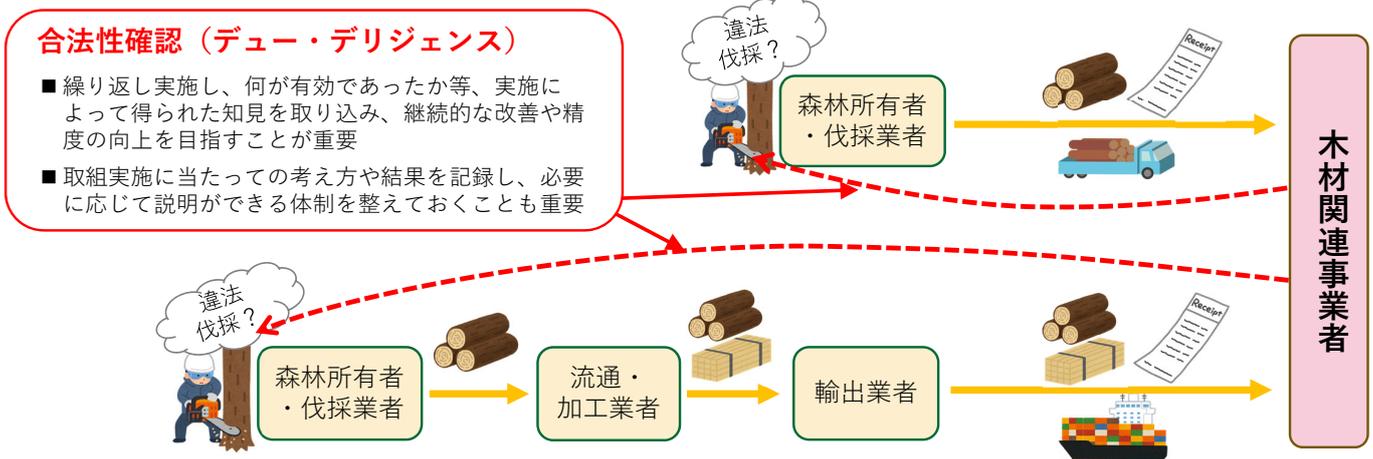
● 我が国のこれまでの違法伐採対策

- 2006年 グリーン購入法改正、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」
 - 合法木材が公共調達要件となる → 近年では民間需要も拡大
- 2016年 クリーンウッド法制定（2017年より施行）
 - 全ての事業者に対し、木材等の利用にあたって、合法伐採木材等の利用の努力が義務づけられる
 - 木材関連事業者に対し、その具体的な処置として、合法性の確認が求められる

2. 木材等の合法性確認（デュー・デリジェンス）の意義

通常の商取引における書類確認（売買契約書、納品書等）だけでは、調達する木材等が**違法伐採由来である可能性（違法伐採リスク）**を十分排除しているとは言えない場合がある

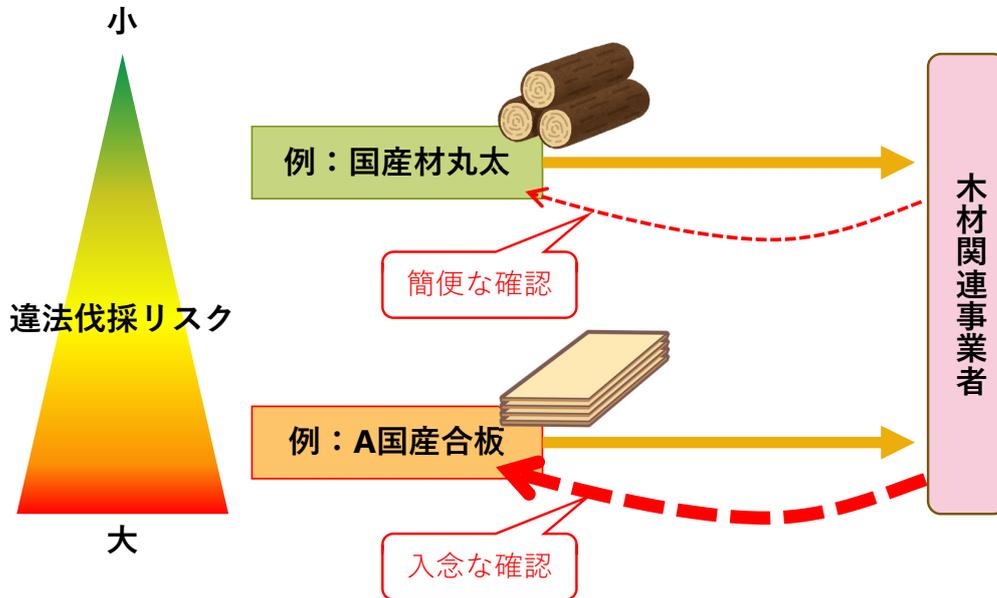
- **合法性確認（デュー・デリジェンス）**が求められる
- 事業者の経営リスク管理や企業価値の向上にも重要



3. リスクベースアプローチによる合法性確認の有効性

様々な木材等について同程度の合法性確認を行うのは非効率

→ 違法伐採リスクの大きさに応じた優先順位付けや、念入りな確認



7

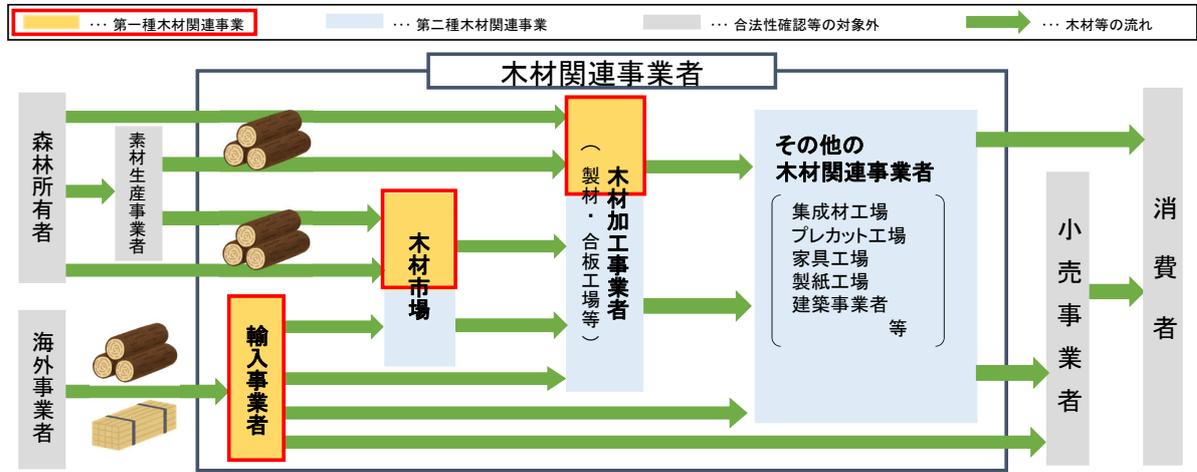
【実務編】

8

1. 本手引きの対象事業

● 第一種木材関連事業

- 国内の樹木の所有者から譲り受けた丸太の加工・輸出・販売、原木市場における委託販売
- 木材等（丸太や製品）の輸入



- ・ それ以外の木材関連事業は「第二種木材関連事業」
- ・ 単一の事業者が第一種、第二種の両方の事業を行っている場合も存在

2. 合法性確認（デュー・デリジェンス）の手順

● リスクベースアプローチに基づく手順

- 手順1：書類の収集
- 手順2：書類の確認・リスク評価

→ リスクが無視できると評価したものは合法性が確認できたと判断

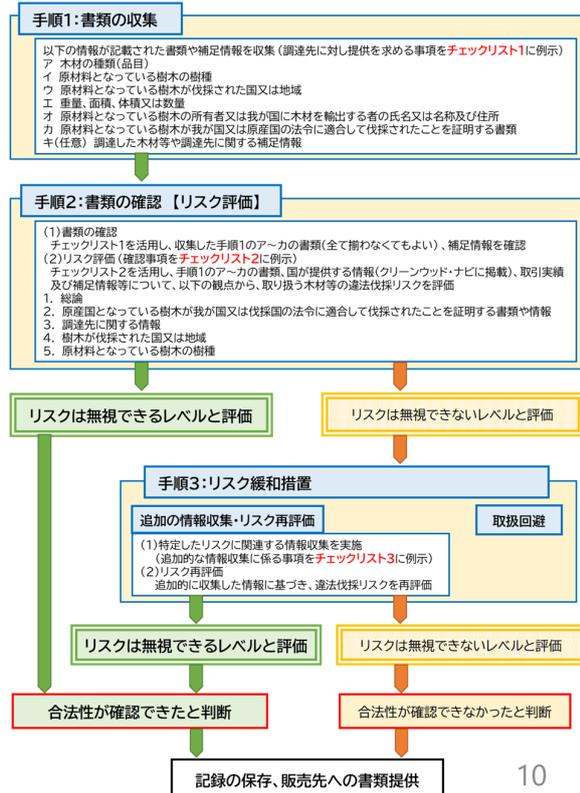
- 手順3：リスクが無視できないと評価したものに対するリスク緩和措置（追加的情報収集とリスク再評価、又は取引回避）

【手順や評価項目を整理しておくメリット】

- ・ 合法性確認の効率化
- ・ 社内での業務標準化
- ・ 調達先にどのような木材等が欲しいか明示できる
- ・ 客観的に合法性確認をしていることを対外的に説明する根拠

⇒ 手引きでは手順や評価項目を例示、そのまま活用することも
ひな形として活用することも可能

クリーンウッド法における合法性確認手順フローチャート



3. チェックリスト

- 本手引きでは手順1～3で使用できるチェックリスト1～3の例示を行う
- 事業者は、このチェックリストをそのまま使うこともできる。また、これを参考に事業体または業界団体で独自のものを作成することも可能

※ 1セットのチェックリストは1回の取引を対象とすることも、同一製品の一定期間の取引を対象とすることも考えられる。

チェックリスト1： 木材等の調達先に対し 提供をを求める事項

1	国産材の調達先(樹木の所有者)	14	伐採国又は地域
2	輸入材の調達先(輸出者)	15	伐採国又は地域
3	伐採国又は地域	16	樹種名
4	樹種名	17	木材等の種類(品目)
5	重量、面積、体積、数量	18	重量、面積、体積、数量
6	伐採国又は地域	19	補足情報
7	伐採国又は地域	20	国内の行政手続き書類の詳細
8	伐採国又は地域	21	国内の行政手続き書類の詳細
9	伐採国又は地域	22	国内の行政手続き書類の詳細
10	伐採国又は地域	23	国内の行政手続き書類の詳細
11	伐採国又は地域	24	国内の行政手続き書類の詳細
12	伐採国又は地域	25	国内の行政手続き書類の詳細
13	伐採国又は地域	26	国内の行政手続き書類の詳細

チェックリスト2： 木材等の違法伐採リスク 評価に係る確認事項

1	伐採国又は地域	14	伐採国又は地域
2	伐採国又は地域	15	伐採国又は地域
3	伐採国又は地域	16	伐採国又は地域
4	伐採国又は地域	17	伐採国又は地域
5	伐採国又は地域	18	伐採国又は地域
6	伐採国又は地域	19	伐採国又は地域
7	伐採国又は地域	20	伐採国又は地域
8	伐採国又は地域	21	伐採国又は地域
9	伐採国又は地域	22	伐採国又は地域
10	伐採国又は地域	23	伐採国又は地域
11	伐採国又は地域	24	伐採国又は地域
12	伐採国又は地域	25	伐採国又は地域
13	伐採国又は地域	26	伐採国又は地域

チェックリスト3： リスク緩和措置に係る 追加的な情報収集事項

1	伐採国又は地域	14	伐採国又は地域
2	伐採国又は地域	15	伐採国又は地域
3	伐採国又は地域	16	伐採国又は地域
4	伐採国又は地域	17	伐採国又は地域
5	伐採国又は地域	18	伐採国又は地域
6	伐採国又は地域	19	伐採国又は地域
7	伐採国又は地域	20	伐採国又は地域
8	伐採国又は地域	21	伐採国又は地域
9	伐採国又は地域	22	伐採国又は地域
10	伐採国又は地域	23	伐採国又は地域
11	伐採国又は地域	24	伐採国又は地域
12	伐採国又は地域	25	伐採国又は地域
13	伐採国又は地域	26	伐採国又は地域

4. 手順1：書類の収集

チェックリスト1

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日： 年 月 日

- 調達先(国産材：樹木の所有者、輸入材：輸出者)に以下の事項が記載された書類の**提供**を求める

※ 一部しか収集できなかったとしても手順2に進む

- ア 法令に適合して伐採されたことを証明する書類
- イ 調達先の氏名、名称、住所
- ウ 伐採国又は地域
※調達先の国ではないこともあることに注意
- エ 樹種名
- オ 木材等の種類(品目)
- カ 重量、面積、体積、数量
- キ <任意>ア～カ以外で、合法性確認に役立つ補足情報：調達先の認証や認定、合法伐採木材等の供給に関する契約等

A 国内における樹木の伐採に係る法令に基づく行政手続き書類の詳細な例

※ 国内の行政手続き書類は上記の複数の事項が記載されている可能性があるため、A欄を活用することで書類収集の効率化が可能

取引内容:		
取引相手:		
担当者:		
責任者:		
社内管理番号:		
事項	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄
ア 原材料となっている樹木の所有者又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続き書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が執行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
イ 伐採国又は地域	<input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続き書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が執行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
ウ 樹木が伐採された国又は地域	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続き書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が執行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
エ 原材料となっている樹木の樹種名	<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続き書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が執行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
オ 木材等の種類(品目)	<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載):	
カ 重量、面積、体積、数量	<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載):	
キ 補足情報	<input type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等) <input type="checkbox"/> 林野庁オンラインに基づき国土産物産物検査等 その他(具体的に記載):	
A 国内の行政手続き書類の詳細	<input type="checkbox"/> 伐採及び伐採後の樹木の届出書(伐採届)(伐採届を受けて市町村から発出される適合通知書又は取壊通知書を含む) <input type="checkbox"/> 森林経営計画(森林経営計画の認定書を含む) <input type="checkbox"/> 開発行為に係る許可の申請書及び許可書(いわゆる林地開発許可書) <input type="checkbox"/> 保安林又は保安施設地区における立木の伐採に係る許可書及び許可決定通知書(保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定通知書等) <input type="checkbox"/> 国有林野事業に関する売買契約書 その他(具体的に記載):	

チェックリスト1の使用方法

- 枠あり：基本的な使用方法
- 枠なし：より効果的な使用方法

木材等の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日

取引内容:	
取引相手:	
担当者:	
責任者:	
社内管理番号:	
当該事項について、記載のある書類をチェック	収集した書類（該当するものを選択）
ア	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類（事項A参照） <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他（具体的に記載）： <input type="checkbox"/>
イ	<input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等） <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類（事項A参照） <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他（具体的に記載）： <input type="checkbox"/>
ウ	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等） <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類（事項A参照） <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他（具体的に記載）： <input type="checkbox"/>
	自由記載欄

当該事項について、記載のある書類をチェック

当該事項について、記載のある書類の具体的な名称を記入

記載情報を記入

5. 手順2：書類の確認・リスク評価

- チェックリスト1で収集した書類の確認
- チェックリスト2を用いたリスク評価
 - 20のリスク評価項目を設定
 - 1. 総論
 - 2. 法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報
 - 3. 調達先の事業者
 - 4. 伐採国又は地域
 - 5. 樹種
- 総合的なリスク評価→合法性確認の判断

チェックリスト2

No.		確認内容	チェックリスト1の事項	自由記載欄
大	中	小		
1 総論				
(1)	<input type="checkbox"/>	収集した全ての書類は、期間は無効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達する木材等の全量についての情報（合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名）を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)	<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報（合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名）を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林認証（FSCやPEFC）や合法性認証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁がイテラシ（平成18年）に基づき合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)	<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことを証明する書類を取得しています	ア	
(5)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
3 調達先に関する情報				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約を結んでいます	キ	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定を受けている事業者です	キ	
(4)	<input type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を受付けています	キ	
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域				
(1)	<input type="checkbox"/>	伐採国は汚染・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	
(2)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
5 原材料となっている樹木の情報				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種に關し、範囲が明確な名称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	
(4)	<input type="checkbox"/>	樹種/人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは軽減できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？				
<input type="checkbox"/>		違法伐採リスクは軽減できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		
<input type="checkbox"/>		違法伐採リスクは軽減できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました →【チェックリスト】へ		

チェックリスト2の使用法①

低リスク評価寄与度を3段階に設定

該当する項目にチェック

入れ子構造：低リスク評価寄与度の上位の項目が確認できれば、下位の項目は省略可能

- 枠あり : 基本的な使用方法
- 枠なし : より効果的な使用方法
- 枠なし : 解説

チェックリスト2 木材等の違法伐採リスク評価に係る確認事項						
「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認できれば、下位の項目の確認は省略可能です。						
No.	低リスク評価寄与度			確認内容	チェックリスト1の事項	自由記載欄
	大	中	小			
1 総論						
	<input type="checkbox"/>			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>			調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	チェックした根拠を記入
(3)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

15

チェックリスト2の使用法②

枠なし : 項目の解説

丸太、製材、単板、単一の材料
できている集成材等が該当

公的機関が発行した書類の他、森林認証や林野庁ガイドラインに基づき事業者が発行した合法性証明書等も、法令に適合して伐採されたことを証明する書類とみなせます。
※ただし公的な証明書も含め、証明書のみで合法性が確認できたと自動的に判断できるわけではなく、他の確認項目も勘案して総合的に判断することが求められます。
※事業者に対する認証や認定ではないことに注意

伐採地から調達先までの取引関係の情報の把握も低リスク評価に寄与

No.	低リスク評価寄与度			確認内容	チェックリスト1の事項	自由記載欄
	大	中	小			
1 総論						
(1)	<input type="checkbox"/>			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>			調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
(3)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

16

チェックリスト2の使用方法③

3 調達先に関する情報				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	森林認証や合法木材供給事業者認定等
(2)	<input type="checkbox"/>	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	トランスペアレンシー・インターナショナルなどの公表している指数などが参考になる
(4)	<input type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域				
(1)	<input type="checkbox"/>	伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	我が国ではクリーンウッド法が相当、海外についてはクリーンウッド・ナビに情報あり
(2)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
5 原材料となっている樹木の樹種				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	「SPF」や国産材における「その他広葉樹」等、生物学的には複数の属を含むが、範囲が明確なもの ※ 商品名のみしか明らかでない場合があることに注意
(2)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	樹種によっては植林木と天然木で違法伐採リスクが大きく異なる (チーク、マホガニー等)
(4)	<input type="checkbox"/>	植林木／人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	

17

チェックリスト2の使用方法④

- 枠あり : 基本的な使用方法
- 枠なし : より効果的な使用方法

(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？			
	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	
	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ	

大項目1～5の結果から、事業者自身が評価・判断を行う
※事業者自身が判断基準を設けることも考えられる

評価・判断を行った理由を記入

18

チェックリスト3

6. 手順3：リスク緩和措置 (追加的情報収集とリスク再評価、又は取引回避)

チェックリスト2において違法伐採リスクが無視できないと評価したもののみに行う

● チェックリスト3を用いた追加的情報収集・合法性確認の再判断

【追加の情報収集の内容(例)】

- 取引関係者に関する情報
- 調達する木材そのものに関する情報
- その他の情報(※ 手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む)

● 取引回避

追加の情報収集の内容		チェックリスト2の項目番号(No.)	自由記載欄
取引関係者について			
(1)	<input type="checkbox"/> 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	2, 3, 4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/> 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる		
(3)	<input type="checkbox"/> 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する		
調達する木材そのものについて			
(1)	<input type="checkbox"/> 木材の目視を行う	4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/> 木材の組織観察を行う		
(3)	<input type="checkbox"/> 木材のDNA分析を行う		
(4)	<input type="checkbox"/> 木材の安定同位体分析を行う		
その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む			
(1)	<input type="checkbox"/> 問い合わせや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認する		
(3)	<input type="checkbox"/> 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する		
(4)	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載) :	-	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたか?			
<input type="checkbox"/>		違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたか?	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました
<input type="checkbox"/>		違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できたか?	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました

チェックリスト3の使用方法①

追加の情報収集の内容	チェックリスト2の項目番号(No.)	自由記載欄
取引関係者について		
(1)	<input type="checkbox"/> 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	取引関係者に関する追加情報を収集
	<input type="checkbox"/> 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる	
	<input type="checkbox"/> 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する	
調達する木材そのものについて		
(1)	<input type="checkbox"/> 木材の目視を行う	樹種や伐採国の直接確認
(2)	<input type="checkbox"/> 木材の組織観察を行う	
(3)	<input type="checkbox"/> 木材のDNA分析を行う	
(4)	<input type="checkbox"/> 木材の安定同位体分析を行う	
その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む		
(1)	<input type="checkbox"/> 問い合わせや訪問調査を行う	取引先や同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に対する問い合わせや確認
(2)	<input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認する	
(3)	<input type="checkbox"/> 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する	
その他(具体的に記載) :		

枠あり : 基本的な使用方法

枠なし : より効果的な使用方法

枠なし : 項目の解説

実施した方法
をチェック

以下の情報を記入

- 具体的な収集方法
- 収集した情報の内容
- 追加情報に基づくリスク評価(必要に応じて外部情報も活用)

チェックリスト3の使用法②

枠あり : 基本的な使用方法

枠なし : より効果的な使用方法

(4)	<input type="checkbox"/>		
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたか？	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	
	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました	

再評価・判断を行った理由を記入

追加的情報収集の結果から、事業者自身がリスク再評価・合法性確認の再判断を行う
 ※事業者自身が判断基準を設けることなども考えられる

21

【手引きの活用に向けて】

22

- チェックリストの詳細については有識者・専門家でも様々な意見
 - チェックリスト2のリスク評価項目、「低リスク評価寄与度」や入れ子構造の設定
 - チェックリスト3の構造

- 手引きの活用にあたって

- 今回の手引きは唯一絶対のものではない
- 自社の状況や世の中の変化に合わせて、リスク評価項目や、どれを重視するか等を見直していくことが重要
- 合法性確認の継続を通じて、精度の向上を図っていく（PDCAを回す）ことが重要

⇒ 手引きをきっかけに、各事業体・業界が、自分なりのデュー・デリジェンスに取り組んでいただくことを期待

【参考】 林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>)



- クリーンウッド法の制度解説、登録木材関連事業者に関する登録の方法・登録事業者一覧、合法性確認の方法等に関する手引・Q&A、分かりやすい動画等を発信。
- 国別情報として、35の国や地域（令和4年12月現在）について、木材等の生産及び流通の状況、合法伐採木材等に関連する法令や手続、合法性の確認に活用できる書類の事例等を掲載。
- 登録木材関連事業者による合法伐採木材等の確認等の先進事例を掲載。

2023/3/3

林野庁委託事業成果報告会

クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引き：
リスクベースで考える木材のデュー・デリジェンス

合法性確認の仮想実施 事例紹介

認定NPO法人 国際環境NGO FoE Japan
森林チームリーダー 佐々木勝教

1

仮想実施の目的

- 手引きを活用した合法性確認の具体例を示し、手引きの利用を促進する

仮想実施の手順

- 事業者から提供を受けた実際に輸入の際に確認している書類を一部改変し、仮想の輸入事例を作成
- 以下の木材製品について、フローチャートに沿って、チェックリストを用いた合法性確認を仮想的に実施
 - ①インドネシア合板、②オーストリア製材、③中国集成材

2

①インドネシア合板

輸出国と製品	合法性の根拠	樹種	伐採国	手順2	手順3
インドネシア合板	V-Legal (政府の合法性証明書)	メランティ、ファルカタ	インドネシア	リスクは無視できると判断	-

- 継続的に取引のあるインドネシアのB社から輸入する合板に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。
- B社との契約時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取っている場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。
- その結果、商品が届くまでに、①～⑨の書類の提供を受けた。

- ① Contract (契約書)
- ② Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)
- ③ Packing List (梱包明細書)
- ④ Certificate of Species (樹種証明書)
- ⑤ Report of Testing (試験報告書)
- ⑥ Bill of Lading (船荷証券)
- ⑦ Certificate of Origin (原産地証明書フォームAJ)
- ⑧ ISPM 15(国際貿易における木材こん包材の規制)
- ⑨ V-LEGAL (合法性証明書)

① インドネシア合板

各事項について事項記載のある書類にチェック

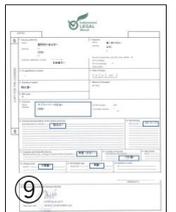
チェックリスト1

項目	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄
ア	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	⑨V-LEGAL
イ	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書	①Contract(契約書)
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List ④Certificate of Species(樹種証明書) ⑥Bill of Lading(船荷証券)
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	④Certificate of Species(樹種証明書)
ウ	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	⑦V-Legal ⑦Certificate of Origin(原産地証明書フォームAJ)

- 枠あり : 基本的な使用方法
- 枠なし : より効果的な使用方法

入手した書類に基づく対応

- ✓ ⑨ V-Legalの書類に記載されている事項を選択してチェック



- ✓ その他の書類についても同様にチェック



書類に記載されていた情報を記載

収集した書類の具体的な名称を記載
※必ずしも全ての収集書類を転記しなくてもよい

① インドネシア合板

チェックリスト1

エ	原材料となっている樹木の樹種名: メランティ(フェースバック)、ファルカタ(中芯)	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input checked="" type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	①Contract(契約書) ⑨V-Legal ④Certificate of Species(樹種証明書)
	木材等の種類(品目): 合板	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載):	①Contract(契約書) ②Commercial Invoice(コマーシャルインボイス) ③Packing List ④Certificate of Species(樹種証明書) ⑦Certificate of Origin(原産地証明書フォームA.J.) ⑤V-Legal
	重量、面積、体積、数量: 〇〇m ³	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) その他(具体的に記載):	①Contract(契約書) ②Commercial Invoice(コマーシャルインボイス) ③Packing List ⑤Bill of Lading(船荷証券) ③Packing List ④Certificate of Species(樹種証明書) ⑤Bill of Lading(船荷証券) ⑥V-Legal
	キ 補足情報	<input type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等) <input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書 その他(具体的に記載):	

【収集できた書類に記載されていた事項】
ア 合法性の根拠：V-Legal
(政府の合法性証明書)

イ 輸出者の名称：B社
ウ 伐採国：インドネシア
エ 樹種：メランティ、ファルカタ
オ 品目：合板
カ 数量：〇〇m³
キ 補足情報：なし

V-Legal書類にはア～カの全ての情報について記載があったが、イ～カについては他の書類でも確認できた
※V-Legal書類のみでチェックリスト1を完成させることも可能ですが、収集した書類同士の整合を図る意味においても、根拠となる書類を全て記載することは有効

前ページと同様にチェック、記載

① インドネシア合板

チェックリスト2

・チェックリスト1を活用しつつ、収集した書類を確認
・該当する項目にチェック

枠あり：基本的な使用方法
枠なし：より効果的な使用方法
枠なし：考え方の解説

No.	低リスク評価 寄与度			確認内容	チェックリスト1の 事項	自由記載欄
	大	中	小			
1 総論						
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	本品は〇〇m ³ の合板で、その全量についてインドネシアで伐採されたメランティおよびファルカタであり、V-Legalによる合法性証明材であることを確認しました。
(3)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)	<input type="checkbox"/>			調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報						
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(3)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)	<input type="checkbox"/>			依頼者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

法令に適合して伐採されたことを証明する公的書類 (V-Legal) を収集できたためチェック

チェックした根拠を記入

① インドネシア合板

伐採国の汚職認識指数 (CPI) は高いとは言えないが、外部の情報源から、当該製品の違法性リスクは低いと評価

これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

3 調達先に関する情報				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	
(4)	<input type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域				
(1)	<input type="checkbox"/>	伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	木材合法性検証システム (SVLK) が整備されているが、腐敗認識指数 (CPI) は34と高いとは言えない。
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	チャタムハウスの森林ガバナンスと合法性ではFair~Good、合板の違法性リスクは比較的低いと評価されている。
5 原材料となっている樹木の樹種				
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	フルカカは一種だが、メランティはサラノ牛属の多数の種を含むと考えられる。
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	メランティはインドネシアに自然分布し、フルカカは広く植栽されている。双方ともに禁伐対象ではない。
(4)	<input type="checkbox"/>	種林木/人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	フルカカのみ種林木
(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？				
	<input checked="" type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		・公的な合法性証明 (V-Legal) が得られている。
	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました → 【チェックリスト3】へ		・また、BL等の取引書類、原産地証明書、樹種証明書により、情報が多重的にかバーされていることから、違法リスクが低いと判断。

【合法性の判断結果と根拠】
公的な合法性証明があり、かつ取引書類により情報が多重的にかバーされていることから、違法リスクが低いと判断

判断の根拠を記載

7

② オーストリア製材

調達先と製品	合法性の根拠	樹種	伐採国	手順2	手順3
オーストリア製材	なし ※調達先は森林認証 (CoC) 取得しているが、合法性証明書なし	White Wood (オウシュウトウヒ)	不明	伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断	<ul style="list-style-type: none"> 調達先への問い合わせにより、丸太の調達先に対する合法性確認を行っており、伐採国はオーストリアに限定されることを確認 → リスクは無視できると評価

- 継続的に取引のあるオーストリアのC社から輸入する製材に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。
- C社との契約時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。
- その結果、商品が届くまでに、①～⑦の書類の提供を受けた。

- ① Sales confirmation (売買確認書)
- ② Invoice (インボイス)
- ③ Package specification (パッケージ仕様)
- ④ Way Bill (貨物運送状)
- ⑤⑥⑦ 調達先のPEFC-CoCの認証書

8

②オーストリア製材

チェックリスト1

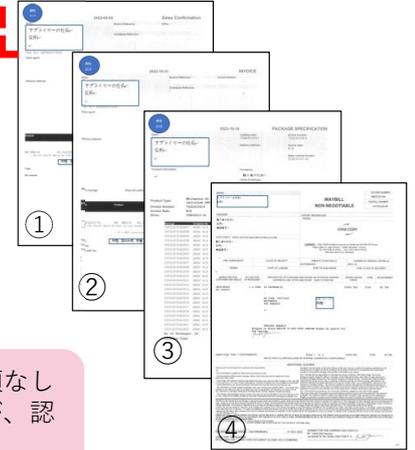
各事項について事項記載のある書類にチェック

事項	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄
ア	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
イ	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書	①Sales confirmation(売買確認書) ②Invoice ③Package specification(パッケージ仕様) ④Way Bill(貨物運送状)
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
ウ	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	

- 枠あり : 基本的な使用方法
- 枠なし : より効果的な使用方法
- 枠なし : 考え方の解説

入手した書類に基づく対応

✓ ①~④の書類に記載されている事項をチェック



書類に記載されている情報を記載

伐採国又は地域の情報なし
※製材がオーストリアで行われたことがわかるのみ

法令に適合して伐採されたことを証明する書類なし
※調達先はCoC認証(PEFC)を取得しているが、認証材との表示なし

9

②オーストリア製材

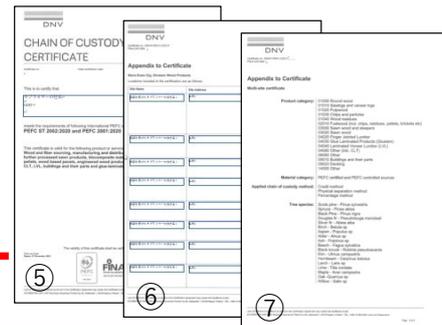
チェックリスト1

エ	<input type="checkbox"/> 納品書	①Sales confirmation(売買確認書) ②Invoice ③Package specification(パッケージ仕様) ④Way Bill(貨物運送状)
	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照)	
オ	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/> 納品書	
	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書	
カ	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	①Sales confirmation(売買確認書) ②Invoice ③Package specification(パッケージ仕様) ④Way Bill(貨物運送状)
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	
キ	<input checked="" type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等)	⑤⑦調達先のPEFC-CoCの証明書
	<input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書	
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	

【収集できた書類に記載されていた事項】

- ア 合法性の根拠: なし
- イ 輸出者の名称: C社
- ウ 伐採国: なし
- エ 樹種: WhiteWood (オウシュウトウヒ)
- オ 品目: 製材
- カ 数量: 〇〇m³
- キ 補足情報: PEFC-CoCの証明書

書類により、アとウの情報は得られなかったが、キの補足情報が得られた。



前ページと同様にチェック、記載

10

②オーストリア製材

チェックリスト2

- ・チェックリスト1を活用しつつ、収集した書類を確認
- ・該当する項目にチェック

- 枠あり : 基本的な使用方法
- 枠なし : より効果的な使用方法
- 枠なし : 考え方の解説

No.	低リスク評価寄与度			確認内容	チェックリスト1の項目	自由記載欄
	大	中	小			
1 総論						
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>			調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品は〇〇m3の製材で、その全量がWW(オウシュウトウヒ)であることを確認。少なくとも一部はオーストリアで伐採されたものであるが、全量かは不明。
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	製品がCoC認証材であることが、取引書類から確認できない。
(3)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)	<input type="checkbox"/>			伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

チェックした根拠を記入

法令に適合して伐採されたことを証明する書類なし
 ※調達先は事業体としてCoC認証(PEFC)を取得しているが、認証材との表示なし

②オーストリア製材

チェックリスト2

3 調達先に関する情報						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	調達先のPEFCのCoC認証証書を確認。
(4)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域						
(1)	<input type="checkbox"/>			伐採国は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	製品はオーストリアから輸入しているが、伐採国はオーストリア以外の第三国も含む可能性を棄却できない。
(2)	<input type="checkbox"/>			伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
5 原材料となっている樹木の樹種						
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>			調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	オウシュウトウヒ
(2)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	伐採国不明のために確認できない
(4)	<input type="checkbox"/>			植林木/人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)	<input type="checkbox"/>			伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？						
	<input type="checkbox"/>			違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		製品に使用された原材料の伐採国を確認できなかった。また、調達先がPEFC認証を受けていることは確認できたが、取引書類に認証材の記載はなかった。
	<input checked="" type="checkbox"/>			違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました →【チェックリスト3】へ		

伐採国不明のため、評価できない

伐採国不明のため、評価できない

【合法性の判断結果と根拠】
 伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断

判断の根拠を記載

これまでのチェック内容を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

②オーストリア製材

チェックリスト3

追加の情報収集の内容		チェックリスト2の項目番号 (No.)	自由記載欄
1 取引関係者について			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等に追加情報を求める	2, 3, 4, 5	調達先に問い合わせを行い、当該製品の原材料(原木)の調達先を確認
(2)	<input type="checkbox"/> 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に問い合わせる		
(3)	<input type="checkbox"/> 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことはないか、政府機関や地方自治体に対して照会する		
2 調達する木材そのものについて			
(1)	<input type="checkbox"/> 木材の目視を行う	4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/> 木材の組織観察を行う		
(3)	<input type="checkbox"/> 木材のDNA分析を行う		
(4)	<input type="checkbox"/> 木材の安定同位体分析を行う		
3 その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む			
(1)	<input checked="" type="checkbox"/> 問い合わせや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5	・原木の伐採地は複数あったが、全てオーストリア国内で、調達先事業者による合法性の確認が行われていることを確認。 ・オーストリアは汚職・腐敗が行われている可能性が低いと評価(2022年のCPI指標:71) ・オーストリアは違法伐採対策の法律であるEUTRが施行されている(クリーンウッド・ナビ)。
(2)	<input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認する		
(3)	<input type="checkbox"/> 証明書に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する		

実施した方法にチェック

収集した情報の内容を記載

取引関係に関する追加情報を収集

- 伐採地に関する追加情報を収集
- 伐採地のリスク評価(外部情報を活用)

13

②オーストリア製材

(4)	<input type="checkbox"/>	その他(具体的に記載):	-	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました	<input checked="" type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		伐採国はオーストリアであり、違法伐採リスクは低いと判断した
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できずと判断しました	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました		

判断の根拠を記載

これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

調達先への問い合わせにより、丸太の調達先に対する合法性確認を行っており、伐採国はオーストリアに限定されることを確認
→リスクは無視できると判断

14

③中国集成材

調達先と製品	合法性の根拠	樹種	伐採国	手順2	手順3
中国集成材	なし ※調達先は森林認証 (CoC) 取得しているが、合法性証明書なし	Red Wood (オウシュウアカマツ) ※JAS製材のため種名が明らか	不明	伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断	<ul style="list-style-type: none"> 調達先への問い合わせにより、原料（製材）の調達先はドイツ、スウェーデンの2事業者であることを確認 ドイツ、スウェーデンの2事業者がHPで公開している合法性確保に関する取組や、森林認証取得を確認 →リスクは無視できると評価

- 新規の取引先である中国のD社から輸入する集成材に対して、以下のとおり合法性の確認等を行った。
- D社との契約時に、樹種、伐採国、及び法令に適合して伐採された旨が記載された書類の提供を依頼した。またこの際、効率的に合法性確認を行うため、第三者機関による認証等を取得している場合は、そのことを証する書類についても、補足情報として提供を依頼した。
- その結果、商品が届くまでに、①～⑤の書類の提供を受けた。

- ①売買契約書
- ②Commercial Invoice (コマーシャル・インボイス)
- ③Packing List (梱包明細書)
- ④Bill of Lading (船荷証券)
- ⑤森林認証 (PEFC-COC) 証書

③中国集成材

チェックリスト1

各事項について事項記載のある書類にチェック

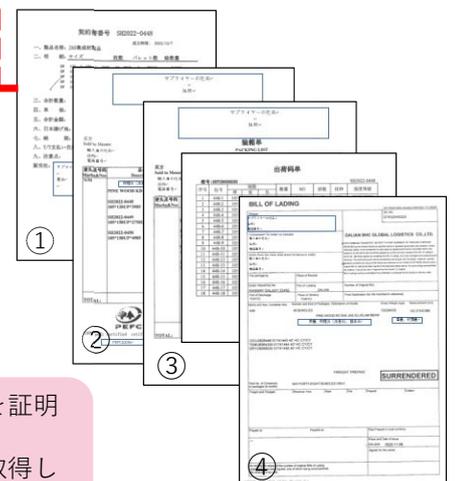
- 枠あり : 基本的な使用方法
- 枠なし : より効果的な使用方法
- 枠なし : 考え方の解説

入手した書類に基づく対応

✓ ①～④の書類に記載されている事項をチェック

書類に記載されていた情報を記載

事項	収集した書類(該当するものを選択)	自由記載欄
A 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/>	
B 原材料となっている樹木の所有者又はその木材の輸出者の氏名、名称、住所: D社	<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書	①売買契約書
	<input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List ④Bill of Lading(船荷証券)
	<input type="checkbox"/>	
C 樹木が伐採された国又は地域: 不明	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類 (事項A参照)	
	<input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書等の公的書類 その他(具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/>	



伐採国又は地域の情報なし
※集成材の製造が中国で行われたことがわかるのみ

法令に適合して伐採されたことを証明する書類なし
※調達先はCoC認証 (PEFC) を取得しているが、認証材との表示なし

③中国集成材

チェックリスト1

エ	原材料となっている樹木の樹種名: Red Wood	<input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List ④Bill of Lading(船荷証券)	
		<input type="checkbox"/> 国内の行政手続書類(事項A参照) <input type="checkbox"/> 外国政府等が発行する伐採に関する許可書の公的書類 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):		
	オ	木材等の種類(品目): 集成材	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	①売買契約書 ②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List ④Bill of Lading(船荷証券)
カ	重量、面積、体積、数量: ○○m ³	<input type="checkbox"/> 納品書 <input checked="" type="checkbox"/> 売買契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	①売買契約書 ②Commercial Invoice(コマーシャル・インボイス) ③Packing List ④Bill of Lading(船荷証券)	
	キ	補足情報	<input checked="" type="checkbox"/> 第三者機関による認証の証明書等(森林認証、合法性検証等) <input type="checkbox"/> 林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定書 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	⑤森林認証(PEFC-CoC)証書

【収集できた書類に記載されていた事項】

- ア 合法性の根拠：なし
- イ 輸出者の名称：D社
- ウ 伐採国：なし
- エ 樹種：RW (オウシュウアカマツ)
- オ 品目：製材
- カ 数量：○○m³
- キ 補足情報：PEFC-CoCの認証書

書類により、アとウの情報は得られなかったが、キの補足情報が得られた。



⑤

前ページと同様にチェック、記載

③中国集成材

チェックリスト2

- ・チェックリスト1を活用しつつ、収集した書類を確認
- ・該当する項目にチェック

No.	低リスク評価 寄与度			確認内容	チェックリスト1の 事項	自由記載欄
	大	中	小			
1 総論						
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>			収集した全ての書類は、期限は有効、発行日は妥当なものです。	ア、キ	
(2)	<input type="checkbox"/>			調達する木材等の全量についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	製品は○○m ³ のマツ集成材であるが、伐採国や合法性の根拠は不明。
(3)		<input checked="" type="checkbox"/>		調達した木材等は、単一の材料でできている又は組み合わせたものです。	オ	
(4)			<input type="checkbox"/>	調達する木材等の一部についての情報(合法性の証明、伐採国又は地域、樹種名)を把握できています	ア、イ、ウ、エ、カ、キ	
2 原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類を取得しています	ア	
(2)		<input type="checkbox"/>		調達した木材等について、森林認証(FSCやPEFC)や合法性検証等の第三者機関による認証等を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	調達先はPEFC認証を取得しているが、取引書類からは、調達した製品がCoC材であることが確認できません。
(3)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、林野庁ガイドライン(平成18年)に基づく合法木材供給事業者認定を受けた事業者からの合法性証明書を取得しています	ア	
(4)			<input type="checkbox"/>	伐採者が自主的に発行した、原材料となった樹木について法令に適合して伐採したことの証明書を取得しています	ア	
(5)			<input type="checkbox"/>	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	

- 枠あり : 基本的な使用方法
- 枠なし : より効果的な使用方法
- 枠なし : 考え方の解説

チェックできなかった根拠を記入

法令に適合して伐採されたことを証明する書類なし
※調達先はCoC認証(PEFC)を取得しているが、認証材との表示なし

③中国集成材

チェックリスト2

3 調達先に関する情報				
(1)	<input type="checkbox"/>	調達先と「合法伐採木材等を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)	<input type="checkbox"/>	調達先とは取引実績があり、木材等の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先は、合法性に関する何らかの認証や検証等を取得していたり、認定等を受けている事業者です	キ	調達先はPEFC認証を取得している
(4)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材等の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
4 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域				
(1)	<input type="checkbox"/>	伐採国は汚職、腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	ウ	伐採国が不明
(2)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	ウ	
5 原材料となっている樹木の樹種				
(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	エ、キ	Red Wood(オウシュウアカマツ)
(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種に関し、範囲が明確な総称を把握しています	エ、キ	
(3)	<input type="checkbox"/>	調達した木材等の樹種は、記載された伐採国又は地域に分布するものであり、かつ、当該国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	ウ、エ	伐採国不明のために確認できない
(4)	<input type="checkbox"/>	種林木/人工林由来の木材のみが原材料として使われています	キ	
(5)	<input type="checkbox"/>	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断できましたか？				
	<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		
	<input checked="" type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました →【チェックリスト3】へ		伐採国が記載してある書類はなく、欧州、ロシアなど原材料をどこから輸入しているか不明。

伐採国不明のため、評価できない

伐採国不明のため、評価できない

これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

【合法性の判断結果と根拠】伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断

判断の根拠を記載

③中国集成材

チェックリスト3

	追加の情報収集の内容	チェックリスト2の項目番号 (No.)	自由記載欄
1	取引関係者について		
(1)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接の調達先やさらに川上の事業者、樹木の所有者等追加情報を求める	2, 3, 4, 5	<ul style="list-style-type: none"> ・調達先の事業者から、原材料(製材)の調達先が、ドイツ、スウェーデンの2製材事業者であることを記載した書類を取得。 ・2事業者のHPを確認し、丸太の主な調達先についての情報を参照。 ・また、合法性確保に関する取り組みを公表しており、森林認証などを取得していることを確認。 ・2事業者はEUTRの対象国に所在していることから、違法伐採木材を原材料とするとは考えにくい。
(2)	<input checked="" type="checkbox"/> 同業他社、専門家、研究機関、市民団体等に関し、問い合わせる		
(3)	<input type="checkbox"/> 調達先や伐採を担う事業者が過去に問題を起こしたことまなわ、政府機関や地方自治体に対して照会する		
2	調達する木材そのものについて		
(1)	<input type="checkbox"/> 木材の目視を行う	4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/> 木材の組織観察を行う		
(3)	<input type="checkbox"/> 木材のDNA分析を行う		
(4)	<input type="checkbox"/> 木材の安定同位体分析を行う		
3	その他の情報について ※手順1で収集した情報の精査や、収集できなかった情報の再収集を含む		
(1)	<input type="checkbox"/> 問い合わせや訪問調査を行う	1, 2, 4, 5	
(2)	<input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認する		
(3)	<input type="checkbox"/> 証明書等に記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうかや、伐採地の状況等を照会する		

実施した方法にチェック

収集した情報の内容を記載

- ・取引関係に関する追加情報を収集
- ・原材料の調達先を特定
- ・調達先の所在する地域について、外部の情報を活用

③中国集成材

(4)	□	その他(具体的に記載):	-	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できた。判断できなかった	■	違法伐採リスクは無視できるレベルと評価し、合法性が確認できたと判断しました		伐採国は特定できなかったが、製材の調達先はEUTR対象国における信頼できる事業者であり、違法伐採リスクは低いと評価した。
	□	違法伐採リスクは無視できないレベルと評価し、合法性が確認できなかったと判断しました		

判断の根拠を記載

これまでのチェック内容等を踏まえて、合法性が確認できたか否かを判断してチェック

調達先への問い合わせにより、川上の事業者を特定。原材料の調達状況と合法性確認の取組を確認。
→リスクは無視できると判断

仮想実施5事例 [報告書には本日を発表を含めた5事例を掲載予定]

調達先と製品	合法性の根拠	樹種	伐採国	手順2	手順3
米国丸太	なし	ダグラスファー	米国	自社の認証林からの木材であり、違法伐採リスクは無視できると判断	
カナダ製材	PEFC	ダグラスファー	カナダ	リスクは無視できると判断	
オーストリア製材	なし	White Wood (オウシュウトウヒ)	不明	伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断	<ul style="list-style-type: none"> 調達先へ問い合わせ、丸太の調達先に対する合法性確認を行っており、伐採国はオーストリアに限定されることを確認 →リスクは無視できると判断
インドネシア合板	V-Legal	メランティ、ファルカタ	インドネシア	リスクは無視できると判断	
中国集成材	なし	Red Wood (オウシュウアカマツ)	不明	伐採国が不明であり、リスクは無視できないと判断	<ul style="list-style-type: none"> 調達先へ問い合わせ、原料(製材)の調達先はドイツ、スウェーデンの2事業者であることを確認 これら事業者がHPで公開している合法性確保に関する取組等を確認 →リスクは無視できると判断

注意事項

- 今回示した事例の評価、判断は一つの例であり、同じ書類を得ても

①情勢の変化

②事業者

③デュー・デリジェンスの精度向上

などによって異なる評価、判断が行われることは十分に考えられる

- これらの事例と同様のケースにおいて、今回示した書類を全て集めなければ、合法性確認（デュー・デリジェンス）を実施できない又は、合法性が確認できたと判断できない、ことを示しているわけではない

23

まとめ：仮想実施の工夫と活用のお願ひ

- 今回の仮想実施は、日本に輸入される木材のボリュームゾーンを対象とした
- 手順1の多くの項目は、通常取引書類の記載情報でカバーできる
- 手順1では主に合法性の根拠と伐採国情報が得にくいだが、他の項目の情報から違法伐採リスクが無視できると評価するケースを示した
- イメージしづらいとの指摘が多い手順3に至る事例を2事例作成した



事業者の状況に合わせて、手引きと仮想実施を活用ください

24